

第2期鹿児島県 文化芸術推進基本計画

令和8年3月

観光・文化スポーツ部

はじめに

鹿児島県は、南北600キロメートルに及ぶ広大な県土を有し、温暖な気候や豊かな自然に恵まれています。また、南に開かれた地理的特性を生かし、アジアをはじめ海外との交易が行われ、異文化とのふれあいを通じて、各地域において多彩な文化芸術が育まれてきました。これらは、人々の郷土への誇りを醸成するとともに、本県の大きな魅力となっています。

さらに、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」や日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群『麓』を歩く～」をはじめとした歴史的遺産、地域の民俗芸能など、世界に通用するすばらしい地域資源を有しており、本県の文化芸術には今後更なる発展が期待されます。

文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎをもたらし、豊かな人間性と創造性を育むとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。

人々の価値観や生活様式が多様化している中、人と人とを結び付け、人々に心豊かな生き方を提供する文化芸術の役割は、一層重要になっています。

本県では、平成17年3月に「鹿児島県文化芸術の振興に関する条例」を制定しました。令和2年3月には国の法律改正等を踏まえ、同条例を改正するとともに、同条例に基づき令和3年3月に「鹿児島県文化芸術推進基本計画」を策定し、各般の施策に取り組んでまいりました。

このたび、文化芸術を取り巻く環境の変化やこれまでの取組の成果と課題、国の文化芸術推進基本計画（第2期）等を踏まえ、「第2期鹿児島県文化芸術推進基本計画」を策定いたしました。

今後は、同条例及び本計画に基づき、文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実、地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用など、「文化の薫り高いふるさとかごしまの形成」に向け、各般の施策を着実に推進してまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり御尽力を賜りました鹿児島県文化芸術振興審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました県民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

鹿児島県知事 塩田 康一

目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 対象とする文化芸術の範囲	1
第2章 文化芸術を取り巻く状況	3
1 社会情勢の変化	3
2 国や県の動き	4
第3章 第1期計画の評価と課題	9
1 第1期計画における基本方針ごとの施策の取組状況	9
2 県民の文化芸術活動の状況（アンケート調査結果）	17
3 指標の達成度	23
4 取り組むべき課題	24
第4章 目指すべき姿と施策の方向性	26
1 目指すべき姿	26
2 施策の方向性	26
第5章 施策の展開	30
1 施策体系	30
2 施策の展開	31
(1) 文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実	31
① 文化芸術の創造活動の促進	31
② 鑑賞機会の充実	32
③ 障害者の文化芸術活動の促進	32
④ 高齢者の文化芸術活動の促進	33
⑤ 子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進	33
⑥ 県在住外国人の文化芸術活動の促進	34
⑦ 文化施設の充実や地域における活動の場の充実	34
⑧ 文化の基盤となる言葉の理解と尊重	35
(2) 地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用	36
① 地域文化の発掘と保存及び公開等	36
② 伝統文化の継承	36
③ 所蔵品等のデジタル・アーカイブ化	37
④ 観光振興、地域づくり等への活用	37
(3) 文化芸術に係る人材の育成	39
① 講習会、ワークショップの開催など研修の場の提供	39
② アーティストバンクの充実と活用	39
③ 文化ボランティアの育成	40
④ 企画・運営・広報などを担える文化芸術プロデューサーの育成・活動支援等	40
⑤ 文化芸術振興のための顕彰の促進	40
(4) 文化芸術を通じた国内外との交流促進と情報発信	41
① 文化芸術を通じた国内外との交流促進	41
② 文化芸術に関する情報の整備・発信	41
第6章 計画の推進体制等	43
1 推進体制	43
2 進行管理（検証・評価）	43
3 指標・目標値	43
巻末 参考資料	44
1 鹿児島県文化芸術の振興に関する条例	45
2 文化芸術の振興に関するアンケート調査結果の概要	52

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

県では、平成17年3月に「鹿児島県文化芸術の振興に関する条例」（平成17年鹿児島県条例第24号。以下「条例」という。）を制定し、平成18年3月には、条例に基づき、「鹿児島県文化芸術振興指針」を策定しました。

令和2年3月には、文化芸術を取り巻く環境の変化等を踏まえて条例を改正し、文化芸術振興指針に代えて文化芸術推進基本計画を策定することを定め、令和3年3月、「鹿児島県文化芸術推進基本計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、文化芸術の振興に取り組んできました。

しかしながら、現在、本格的な人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化の進展、デジタル化の急速な進展など、社会を取り巻く情勢は大きく変化しています。また、第1期計画の策定前に発生した新型コロナウイルス感染症は、人々の生活や行動様式に変化をもたらし、文化芸術の分野にも大きな影響を与えました。

こうした文化芸術を取り巻く状況の変化や新たに見えてきた課題、令和5年3月に策定された国の文化芸術推進基本計画（第2期）等を踏まえ、これまで進めてきた取組を継続・充実させながら、文化芸術の更なる振興と持続的な発展を図るため、第2期鹿児島県文化芸術推進基本計画を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 基本的な考え方

本計画は、条例第4条に基づく文化芸術推進基本計画として策定します。

(2) 文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画としての位置付け

本計画は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画としての位置付けも有します。

(3) 障害者文化芸術活動推進法に基づく地方公共団体計画としての位置付け

本計画は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号。以下「障害者文化芸術活動推進法」という。）第8条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての位置付けも有します。

3 計画の期間

本計画の推進期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 対象とする文化芸術の範囲

本計画での文化芸術とは、文化芸術基本法に定める分野に加え、自然との関わりや、歴史・風土の中で培われた鹿児島県内各地の独自の文化をも対象とします。

文化芸術基本法に定める「文化芸術」の分野

分 野	例 示 等
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文学、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びに保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動

第2章 文化芸術を取り巻く状況

1 社会情勢の変化

我が国は、未婚率の上昇などにより合計特殊出生率が、人口維持に必要な水準（人口置換水準）を約50年間下回り続けています。2015年（平成27年）の国勢調査では、同調査開始以降初めて総人口が減少に転じ、人口減少社会が到来しました。

本県においても、1955年（昭和30年）をピークに人口減少が続いており、若い世代の県外流出が著しいことから、人口減少に歯止めがかかっていません。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2020年（令和2年）の158.8万人が10年後には約14万人減の144.8万人になると予測されています。

また、本県の65歳以上（高齢者）1人に対する15～64歳（現役世代）の比率は、2020年が1.7人であったのに対し、40年後には1.1人となることが見込まれ、いわゆる「肩車」型社会が到来すると予測されています。

こうした少子高齢化や人口減少の進行は、地域コミュニティの衰退や文化の担い手不足を招いています。

一方、グローバル化の進展により、国境を越えた人々や情報、文化交流は活発になっています。インターネットや交通網の発達により、世界はかつてないほど密接につながり、多様な文化や価値観に触れる機会が増えました。近年では、少子化や人口減少が進む中で、人手不足を背景に外国人労働者の数が増加しています。このような状況において、外国人労働者と地域住民との交流を深めることがますます重要になっています。異なる文化を持つ人々が共に生活し、お互いの違いを尊重し合い、互いに理解を深めることが大切です。グローバル化と地域文化の共存は、今後の重要な課題となっています。

さらに、スマートフォンの世帯保有率は2023年（令和5年）に9割を超え、YouTubeやTikTokなどの動画共有プラットフォームの普及により、誰もが双方向で情報を発信・共有できるソーシャルメディアが社会生活の基盤となりました。

加えて、第5世代移動通信システム（5G）の全国的普及に加え、次世代通信技術（6G）やビッグデータ、IoT、AIなどの技術革新が急速に進展しています。特に、ChatGPTや画像生成AIなどの生成AI技術は、コンテンツ制作や情報発信の形態を変革し、企業や個人の創造的活動を支援しています。これらの技術を活用することで、あらゆる分野において生産性向上や新たなサービスの創出が進み、社会課題の解決やイノベーションの進展が期待されています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、生活や価値観に大きな変化をもたらしました。文化芸術においても、オンライン配信やデジタル技術の活用が急速に進展し、従来のリアルな場での鑑賞に加え、場所を問わず参加や交流ができる新たな環境が整いつつあります。今後は、対面とオンラインを融合させながら、より多様で柔軟な表現や交流の形を模索していくことが期待されます。

2 国や県の動き

(1) 国の動き

① 文化財保護法の改正

令和3年4月、新型コロナウイルス感染症による公演等の継承活動への影響など、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の一部が改正され、令和4年4月に施行されました。この改正では、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度が新設されたほか、地方公共団体による文化財の登録制度が創設されました。

本県が令和4年2月に策定した「鹿児島県文化財保存活用大綱」においても、本改正に基づき、積極的な制度の活用を推進することとしています。

② 博物館法の改正

令和4年4月、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館法（昭和26年法律第285号）が一部改正され、令和5年4月に施行されました。この改正は約70年ぶりの改正で、法律の目的に、社会教育法に加え、文化芸術基本法の本質に基づくとともに、新たに定められました。また、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化が追加されるとともに、文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことが努力義務とされました。その他、博物館登録制度の見直しも行われ、法人類型にかかわらず登録ができるようになるなど、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための様々な規定が整備されています。

本改正を受け、令和7年3月に鹿児島県歴史・美術センター黎明館が登録博物館となりました。

③ 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定

令和4年12月、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について国の考え方を提示した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

また、令和7年12月には、これまでの取組を一層推進し、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する国の考え方を示すものとして、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が新たに策定されました。

本県においても、令和4年12月のガイドラインを踏まえ、令和5年5月に、「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定していますが、令和7年12月のガイドラインを踏まえ、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」の策定について検討を進めているところです。

④ 文化芸術推進基本計画（第2期）の策定

平成30年3月に策定された文化芸術推進基本計画（第1期）では、文化芸術の「多様な価値」を活かした「文化芸術立国」の実現を目指し、文化芸術施策の目指すべき姿や、今後5年間（平成30年度～令和4年度）の施策の基本的な方向性が示されました。令和5年3月には、新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響や社会状況の変化等を踏まえ、令和5年度からの5年間（令和5年度～令和9年度）を対象とした文化芸術推進基本計画（第2期）が策定されました。第2期計画では、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として4つの中長期目標を定め、これらの目標を達成するための7つの重点取組等を設定し、引き続き「文化芸術立国」の実現を目指すこととしています。

⑤ 障害者による文化芸術の推進に関する基本的な計画（第2期）の策定

令和5年3月、令和5年度からの5年間（令和5年度～令和9年度）を対象とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」が策定されました。第2期計画では、引き続き、3つの基本理念を基本的な視点とし、障害者文化芸術活動推進法に定められた鑑賞・創造・発表等の11の施策について、総合的・複合的に推進することとしています。

(2) 県の動き

① 霧島神宮の国宝指定、鹿児島神宮の重要文化財指定、鹿児島城跡の史跡指定

令和4年2月9日、霧島市にある「霧島神宮本殿（ほんでん）、幣殿（へいでん）、拝殿（はいでん）」が鹿児島県内における建造物では初めての国宝となり、「鹿児島神宮本殿及び拝殿、勅使殿（ちよくしでん）、摂社四所神社（せつしゃ ししよじんじゃ）本殿」が国の重要文化財に指定されました。

また、令和5年3月20日、鹿児島市にある国の史跡「城山」の範囲が拡大され、名称も「鹿児島城跡」に変更されました。

これらの文化財は、地域社会の文化資源として活用されることで、観光振興、次世代への教育など、多様な価値を生み出しています。今後も、保護と活用の両立を図りながら、鹿児島の豊かな歴史と文化を未来へと継承していくことが求められています。



② 障害者芸術文化活動支援センターの設立

芸術文化活動を行う障害者やその家族、福祉施設、支援団体等を支援する拠点として、令和4年7月に鹿児島県障害者芸術文化活動支援センターが設置されました。

当センターでは、事業所等に対する相談支援、芸術文化活動を支援する人材の育成・交流等、関係者のネットワークづくり、芸術文化活動（鑑賞・創造・発表等）に参加する機会の確保、情報収集・発信に取り組むことにより、障害者の自立と社会参加を促進し、芸術文化の享受、多様な活動の展開を支援しています。

③ 全国高等学校総合文化祭鹿児島大会の開催

令和5年7月29日から8月4日までの1週間、高校生の芸術文化の祭典「第47回全国高等学校総合文化祭鹿児島大会（2023かごしま総文）」が開催されました。

全都道府県開催の一巡目を締めくくる記念すべき大会となった本大会には、国内外から約3,000校、約17,000人の高校生が集い、総合開会式やパレードといった開会行事をはじめ、演劇、合唱、吹奏楽など計22の部門大会において、発表・展示・競技・交流等が県内8つの市町で行われ、約92,000人の観覧者が訪れました。

開催部門（22部門）

演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学、特別支援学校、茶道、軽音楽

国際交流事業

招 聘 国	ニュージーランド	ベトナム社会主義共和国	大韓民国
招 聘 校	テ・クラ・カウパパ ・モテウハケ・オ・ ターフィウアウ (ムルパラ)	カウ・ザイ高等学校 ファン・デイン・フン高等学校 ヴィエト・ドゥック高等学校 (ハノイ市)	大東税務高等學校 (ソウル市)
期 間	R5. 7. 22～R5. 7. 31	R5. 7. 24～R5. 7. 31	R5. 7. 22～R5. 7. 30
人 員	19名 (生徒14名・引率5名)	20名 (生徒15名・引率5名)	19名 (生徒14名・引率5名)
演技内容	カパハカ	伝統舞踊（扇子踊り）	サムルノリ
県内受入校	鹿児島情報高等学校	鹿児島県立錦江湾高等学校	鹿児島県立開陽高等学校

④ 霧島国際音楽ホール（みやまコンセール）へのパイプオルガンの設置

みやまコンセールは、平成6年の開館当初より主ホール2階にパイプオルガン設置のためのオルガンバルコニーが設けられていました。しかし、音響効果を確認した上での設置が望ましいとの理由から、設置が見送りとなり、その後も検討がなされましたが、多額の費用を要することなどから、設置が実現されずにいました。そのような中、令和3年に県外在住の本県出身の方から、「県における音楽活動・交流の更なる発展のために」と、パイプオルガン設置費用として、2億円という多額の寄付が寄せられたことを契機に設置が実現し、製作が始まった令和4年度から約3年の月日を経て、令和7年5月30日に完成しました。

このパイプオルガンは、高さ約7.5m、幅約8.8m、奥行き約3.2mもあり、3段の手鍵盤とペダル、43個の「ストップ」（音栓）と呼ばれるパイプの音色を選択する装置、1,858本ものパイプを有し、バッハを始めとするバロックから19世紀以降の近・現代の作品まで幅広く演奏できるものとなっています。

今後は、鹿児島県の新たな宝の一つとして、パイプオルガンを活用した文化芸術や観光の振興が期待されます。



⑤ 「史跡 鹿児島城跡保存活用計画」の策定

鹿児島城跡は令和5年3月に国の史跡に指定されました。これを受け、史跡鹿児島城跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理・調査研究・整備活用していくため、基本方針等を定めることを目的として、令和8年3月に「史跡 鹿児島城跡保存活用計画」が策定されました。

今後は、鹿児島城跡の歴史的価値や特徴などについて広く県民に周知、情報発信することにより、鹿児島城跡の魅力を認識し、保存活用の意識の向上につなげるとともに、計画的な整備を行うための「史跡 鹿児島城跡整備基本計画」を策定する予定です。

第3章 第1期計画の評価と課題

1 第1期計画における基本方針ごとの施策の取組状況

令和3年3月に策定した第1期計画では、「文化の薫り高いふるさとかごしまの形成」を目指すべき姿として掲げ、8つの基本理念を設定しました。これらの理念を実現するための方向性や指針として4つの基本方針を定め、それぞれの方針に基づいて施策の具体的な進め方を示し、各種取組を進めてきました。進捗状況については、毎年度「鹿児島県文化芸術振興審議会」に報告し、審議会委員からの意見等を踏まえて施策に反映し、改善を重ねてきました。

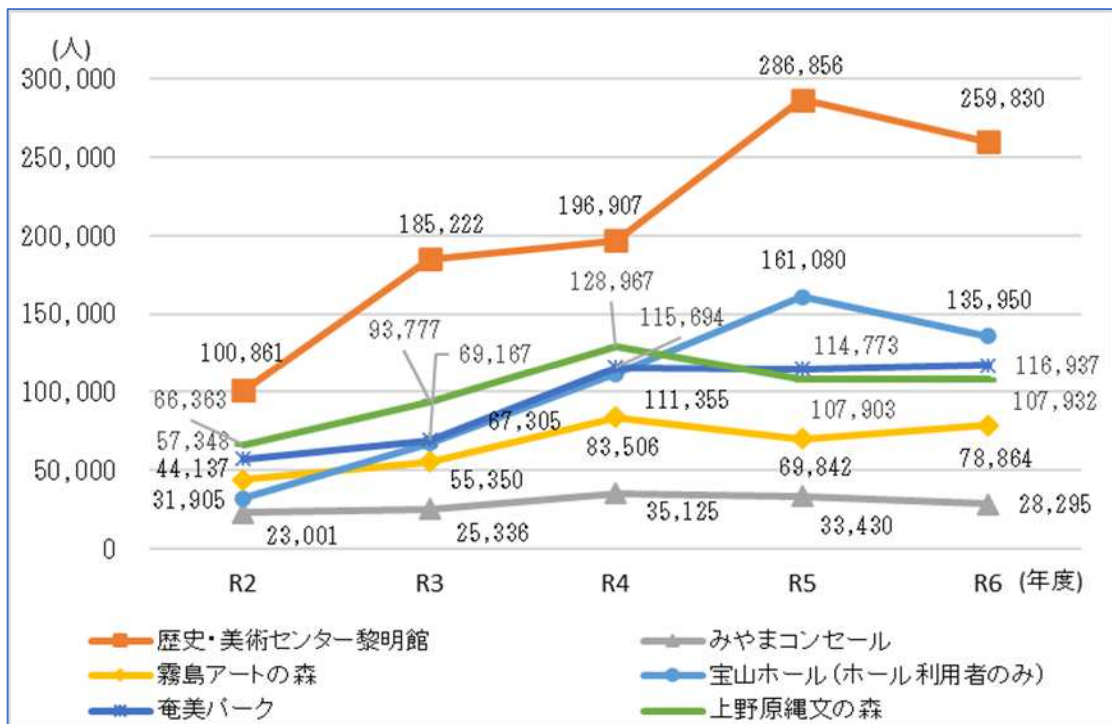
【基本方針1】文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実

全ての県民が、年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、生涯にわたって継続的に文化芸術を創造し、享受することができるよう、県民の創造活動への支援や環境整備に取り組みました。

○文化施設活性化事業／黎明館常設展示運営事業／黎明館企画展示事業／奄美パーク企画事業／「上野原縄文の森」運営費事業

県有文化施設（宝山ホール、みやまコンセール、霧島アートの森、歴史・美術センター黎明館、奄美パーク、上野原縄文の森）において、各種文化芸術活動の支援のほか、発表機会や活動の場の提供、各種公演や展覧会などを実施しました。

県有文化施設の入館者数の推移



資料：観光・文化スポーツ部

○社会参加促進事業（障害者芸術活動支援事業）＜R4 新規＞

障害者の自立と社会参加の促進を図るため、障害者芸術文化活動支援センターにおいて、芸術文化活動に関する相談支援や人材の育成、発表機会の確保など障害者の芸術文化活動の支援を行いました。

○青少年のための芸術鑑賞事業

小・中学校、特別支援学校等に文化芸術団体を派遣し、子どもたちやその保護者に生の舞台芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、県内の文化芸術団体に公演の機会を作り、団体の育成を図りました。

＜器楽・邦楽、声楽、舞踊（バレエ・日本舞踊）各3公演＞

参加校・鑑賞者数

	R3	R4	R5	R6	R7
参加校数	9	9	9	24	11
鑑賞者数	1,863	814	1,497	2,338	1,412

資料：観光・文化スポーツ部

○文化の薫り高いかごしま形成事業＜R5 新規＞

本県の多様な文化芸術を継続・充実・発展させるため、文化芸術団体等が行う鑑賞機会の提供、人材育成、次世代への活動継承や観光、まちづくりとの連携等の活動に要する経費の一部を助成しました。

支援状況

年度	応募数	助成数	助成額(千円)	主な助成事業
R5	48	31	11,979	狂言師による子どもへの稽古・発表、市民参加型の音楽イベントとマーケットの同時開催
R6	52	31	10,851	漂流ゴミで作成した衣装のファッションショー、若手奏者による高校生対象の講習会
R7	40	31	9,943	戦後80年演劇公演、椋鳩十生誕120周年記念イベントの一体的広報事業

資料：観光・文化スポーツ部

分野別支援状況

	R5			R6			R7		
	応募数	助成数	助成額 (千円)	応募数	助成数	助成額 (千円)	応募数	助成数	助成額 (千円)
音楽	24	16	5,894	23	17	5,950	20	15	5,337
演劇	6	5	2,492	7	3	1,500	3	2	850
伝統 芸能	5	4	1,616	7	2	550	4	3	558
美術	6	2	129	4	3	369	4	4	561
舞踊	1	0	—	4	3	1,193	1	1	263
メディア 芸術	3	3	1,348	1	0	—	1	0	—
生活 文化	0	0	—	2	0	—	0	0	—
文学	0	0	—	0	0	—	1	1	300
その他	3	1	500	4	3	1,289	6	5	2,074

資料：観光・文化スポーツ部

○霧島国際音楽ホールパイプオルガン整備事業<R3 新規>

霧島国際音楽ホールパイプオルガン維持管理運営事業<R7 新規>

霧島国際音楽ホールにパイプオルガンを設置するとともに、パイプオルガンコンサートなどパイプオルガンを活用したプログラムを実施しました。

【基本方針2】地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用

郷土芸能や伝統行事、史跡等県内各地の個性豊かな地域文化の保存・継承を図るとともに、観光、まちづくり等関連施策との連携により、多様な文化芸術の更なる振興及び地域の個性を生かした地域づくりに取り組みました。

○鹿児島城跡保全整備事業

史跡鹿児島城跡の保存や整備等に関する将来的な共通指針となる「史跡 鹿児島城跡保存活用計画」を策定したほか、鹿児島城跡の価値を伝えるシンポジウム等を行いました。

○地域伝統芸能ミュージアム

県内各地の地域伝統芸能に、県内外から多くの人々が訪れるよう、郷土芸能や無形民俗文化財等の情報を県ホームページで発信しました。

○歴史・文化ゾーン活性化事業<R5 新規>

歴史・文化ゾーンの魅力向上、活性化及び回遊性の向上のためのイベントを開催したほか、「かごしま歴史・文化ゾーンガイド」を作成しました。



○世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」登録10周年記念事業<R7 新規>

世界文化遺産登録10周年の節目の年である令和7年度に、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の価値・意義を改めて見つめ直し、次世代への継承を図るため、シンポジウムや記念パネル展の開催など、普及啓発や情報発信に取り組みました。

○かごしま「押し旅」誘客促進事業<R6 新規>

鹿児島県にゆかりのあるアニメ・映画・芸能・歴史上の人物・世界遺産等に関する様々な情報を発信することで「押し旅」を促し、県民のマイクロツーリズムや県外からの誘客の促進を図りました。

情報発信サイト「推しと私と鹿児島と。」



○ほこらしや奄美音楽祭開催事業<R4 新規>

世界自然遺産に登録された奄美の独自の文化である島唄の魅力を発信するため、「ほこらしや奄美音楽祭」を開催しました（令和7年度からは新たに奄美の多彩な芸能文化も発信）。



○「県民の日」7.14 記念事業

県民の日は、県民のふるさとを愛する心を育むとともに、県民一人ひとりが自信と誇りにあふれる、より豊かな鹿児島の未来について考える日となるよう、県有施設の無料化や、県シンボルマークカラー（青色系統色）による県下一斉ライトアップの実施など、市町村・民間企業とも連携した取組を実施しました。



【基本方針3】文化芸術に係る人材の育成

芸術家や文化芸術活動の指導者など、文化芸術の振興を支える人材を育成するため、文化芸術団体等と連携しながら、研修の充実や人材情報の整備・提供等に取り組みました。

○霧島国際音楽祭運営事業（マスタークラス）

霧島国際音楽祭において、若手演奏家の育成を図るため、国内外の著名な演奏家による講習会を実施しました。

○かごしまの伝統的工芸品後継者育成プロジェクト<R5 新規>

県内伝統的工芸品産業の後継者の育成・確保を図るため、県内外ものづくり系学校の学生等のインターンシップや伝統的工芸品魅力発信取材ツアーを実施しました。

後継者育成インターンシップ

	回数	受入事業者数	実施分野	応募者数	参加者数	就労者数
R5	2	4	・本場大島紬 ・川辺仏壇	37	11	3
R6	2	2	・本場大島紬	53	11	2
R7	2	2	・薩摩切子 ・本場大島紬	55	10	採用1 内定3

資料：商工労働水産部

○文化施設活性化事業（みやま音楽アカデミー・アーティストバンク）

半年間にわたり総合的に音楽を学ぶ講座や演奏会を実施するみやま音楽塾を実施したほか、音楽塾の特別講師を派遣するみやま出張音楽塾を実施しました。

また、文化芸術に係る人材を育成するため、各文化施設において、県内若手アーティストのアーティストバンクへの登録を働きかけるとともに、活躍の場を創出しました。

○文化の薫り高いかごしま形成事業<R5 新規・再掲>

文化芸術団体等が行う、人材育成等に資する活動や、国内外での活躍を目指す若者がコンテスト等への参加により自身の技術向上を図る取組を支援しました。

【基本方針4】文化芸術を通じた国内外との交流促進と情報発信

文化芸術を通じた国際交流を推進するとともに、霧島国際音楽祭のより一層の充実を図るなど、県民や文化芸術団体等による文化芸術交流を促進し、かごしまの文化を国内外へ発信しました。

○文化芸術交流促進事業

海外の文化芸術団体等の文化交流の促進を図り、国際性豊かな感性を備えた県民の育成や特色ある郷土文化の発展に資するため、香港、シンガポール、全北特別自治道（韓国）への文化芸術団体の派遣（又は受入）を行いました。

最近の海外との文化交流の状況

	派遣・受入	年度	団体名（人数）	交流活動内容
香港	受入	R6	TroVessional Band（4名）	<ul style="list-style-type: none"> ・かごしまアジア青少年芸術祭への出演 ・鹿児島大学の学生との交流
全北特別自治道（韓国）	派遣	R7	志布志ちりめん太鼓（19名）	<ul style="list-style-type: none"> ・全州世界ソリ祝祭への出演 ・益山高等学校において交流
	受入	R5	南原國樂藝術高校（22名）	<ul style="list-style-type: none"> ・県民文化フェスタへの出演 ・甲南高等学校において交流
シンガポール	派遣	R7	霧島市立国分中央高等学校ダンス部（29名）	<ul style="list-style-type: none"> ・チンゲイパレードへの出演
	受入	R5	ハッピーウカーズグループ（16名）	<ul style="list-style-type: none"> ・日置市総合文化祭への出演 ・アロハミコスタジオとの交流

資料：観光・文化スポーツ部

○霧島国際音楽祭運営事業<再掲>

音楽文化の振興と若手演奏家の育成や交流人口の拡大を図るため、国内外の著名な演奏家による演奏会を実施しました。

霧島国際音楽祭の参加者数の推移

(単位：人)

区分	第42回 (R3)	第43回 (R4)	第44回 (R5)	第45回 (R6)	第46回 (R7)
観客数	9,139	8,277	9,064	11,638	9,649
受講者数	73	77	131	108	97
聴講数	240	266	271	293	295
合計	9,452	8,620	9,466	12,039	10,041

※第42回はオンライン視聴者含む。

※第45回は東京公演観客数含む。

資料：観光・文化スポーツ部

○文化芸術情報発信サイト構築事業<R7 新規>

県民の文化芸術に関する活動への参加促進及び鑑賞機会の充実につなげるため、県内の文化芸術団体・個人の活動等に関する情報、イベント、各種助成金制度などの情報を一元的に発信するポータルサイトを整備しました。

2 県民の文化芸術活動の状況（アンケート調査結果）

県では、文化芸術に関する県民の意識を把握するため、令和7年9月から10月にかけて、一般県民、県在住外国人、市町村文化協会の会員及び県内文化芸術団体や障害者団体を対象に「文化芸術の振興に関するアンケート調査」を行いました。その主な結果については、以下のとおりです。

(1) 一般県民等の状況

① 文化芸術に関する直接鑑賞、活動状況及び文化的環境の満足割合

過去1年間に自宅以外で文化芸術を直接鑑賞したことがある人の割合は、一般県民では、57.1%と、全国平均を上回っており、過去1年間に、自分で作品を創作したり、習いごとをするなど、文化芸術に関わる活動をしたことがある人の割合も27.5%と同じく全国平均を上回っています。

一方、文化芸術を鑑賞したり習い事をしたりする機会や伝統的な町並みの保存など、地域での文化的な環境に満足している人の割合は、33.2%と、全国平均を下回る結果となっています。

日頃から文化芸術活動に携わっている市町村文化協会の会員は高い割合となっており、県在住外国人も全国平均を3項目全てで上回るなど、比較的高い割合となっています。

過去1年間の直接鑑賞、活動者、満足度の割合比較（全国、県）

項目	県	国 (R5)			
		一般県民	外国人	協会会員	
この1年間に、自宅以外で文化芸術を直接鑑賞したことがある人	61.2%	57.1%	83.9%	100.0%	52.2%
この1年間に、自分で作品を創作したり、習いごとをするなど、文化芸術に関わる活動をしたことがある人	33.6%	27.5%	66.1%	92.9%	13.0%
地域での文化的環境に、満足、どちらかと言えば満足と答えた人	34.7%	33.2%	41.1%	51.4%	37.7%

資料：文化庁「文化に関する世論調査」、観光・文化スポーツ部

② 直接鑑賞しなかった理由

「過去1年間に自宅以外で文化芸術を直接鑑賞したことがありますか」との問いに対し、「鑑賞したものはなし」と回答した人に、鑑賞しなかった理由を尋ねたところ、一般県民においては、「特になし」を除き、「近くで公演や展覧会などをやっていないから」が25.7%と最も高く、次いで、「関心がないから」（20.2%）、「時間がなかなかとれないから」（17.1%）となっています。

県在住外国人においては、「近くで公演や展覧会などをやっていないから」及び「公演や展覧会などの情報が入手できないから」が高い割合（55.6%）となっています。

鑑賞しなかった理由の割合比較（全国、県）

項目	県	国（R5）		
		一般県民	外国人	
近くで公演や展覧会などをやっていないから	26.3%	25.7%	55.6%	12.8%
関心がないから	20.2%	20.2%	22.2%	22.6%
時間がなかなかとれないから	17.0%	17.1%	11.1%	7.0%
入場料・交通費など費用がかかり過ぎるから	12.8%	13.1%	0.0%	10.8%
魅力ある公演や展覧会などが少ないから	12.3%	12.6%	0.0%	5.8%
インターネットなどにより鑑賞できるから	7.2%	7.4%	0.0%	6.1%
テレビ、ラジオ、書籍、CD・DVDなどにより鑑賞できるから	5.1%	5.2%	0.0%	
健康上の理由から	5.3%	5.5%	0.0%	4.0%
一緒に行く仲間がいないから	4.7%	4.3%	22.2%	6.1%
公演や展覧会などの情報が入手できないから	4.2%	3.1%	55.6%	1.7%
夜間に公演や展覧会などが行われないから	2.3%	2.1%	11.1%	1.6%
公演や展覧会などが人気で、チケットの入手が困難だから	1.9%	1.9%	0.0%	1.7%
言葉（日本語）が分からないから	0.0%	0.0%	0.0%	—
その他	1.4%	1.2%	11.1%	0.1%
特になし	28.8%	29.5%	0.0%	30.6%
わからない	4.9%	5.0%	0.0%	

資料：文化庁「文化に関する世論調査」、観光・文化スポーツ部

- ③ 鑑賞以外の創造的・体験的活動への参加を促進するために必要なこと
 鑑賞以外の創造的・体験的活動への参加を促進するために必要なことについて尋ねたところ、一般県民においては、「住んでいる地域やその近くで活動が行われる」が35.7%と最も高く、次いで、「魅力ある内容の活動が行われる」(32.3%)、「情報が入手しやすくなる」(26.6%)となっています。
 県在住外国人においても、「住んでいる地域やその近くで活動が行われる」(51.8%)や「情報が入手しやすくなる」(39.3%)が高い割合となっています。

鑑賞以外の創造的・体験的活動への参加を促進するために必要なこと

項目	県	県民		
		一般県民	外国人	協会会員
住んでいる地域やその近くで活動が行われる	38.3%	35.7%	51.8%	62.9%
魅力ある内容の活動が行われる	33.3%	32.3%	28.6%	51.4%
情報が入手しやすくなる	28.2%	26.6%	39.3%	41.4%
活動に参加するための費用の負担が軽くなる	25.0%	24.3%	16.1%	41.4%
活動のための時間がとれるようになる	21.8%	20.7%	12.5%	44.3%
初心者向けの活動が提供される	20.3%	19.5%	21.4%	31.4%
一緒に活動する仲間ができる	17.6%	16.3%	21.4%	32.9%
土日祝日や夜間などにも活動が行われる	15.3%	14.7%	21.4%	20.0%
インターネットやスマートフォンを活用した自宅での創作・発表活動等が行いやすくなる	12.7%	13.5%	5.4%	7.1%
参加する機会や活動の成果を発表する機会が多く提供されるようになる	9.3%	7.8%	7.1%	31.4%
子ども向け・親子向けの活動や託児サービスなどが充実する	7.2%	6.6%	0.0%	21.4%
多言語化が進む	2.8%	2.0%	19.6%	0.0%
その他	0.9%	0.9%	0.0%	1.4%
特にない	21.0%	22.3%	25.0%	0.0%
わからない	8.3%	9.0%	5.4%	1.4%

資料：観光・文化スポーツ部

(2) 文化芸術団体の状況

文化芸術団体の活動状況がコロナ禍を経てどのように変化したかについては、「あまり変化ない」が最も多くなっていますが（46.3%）、「衰退した」と答えた割合も40.2%となっています。

文化芸術団体が活動に際して困っていることは、「活動資金の確保」が最も高く（61.0%）、次いで「次の世代への活動継承」（46.3%）、「活動員の高齢化」（42.7%）となっています。

情報発信の方法としては、ポスターやチラシ、パンフレットなどの紙媒体も多く利用されていますが、「インスタグラム」（56.1%）、「Webサイト」（ホームページ）（54.9%）や「フェイスブック」（45.1%）などのオンライン媒体を活用した方法も増えています。5年前と比べて、その割合は大きく伸びており、情報入手の方法も同様の傾向にあります。

また、行政が積極的に取り組むべきこととしては、「アーティスト・文化芸術団体の活動の支援」（65.9%）、「文化施設の充実」（61.0%）が高い結果となっています。

文化芸術団体の状況

○ 活動状況

	R7
活発になった	13.4%
あまり変化ない	46.3%
衰退した	40.2%

○活動に際して困っていること（複数回答可）

活動資金の確保	61.0%	次の世代への活動継承	46.3%
活動員の高齢化	42.7%	活動場所の確保	39.0%
活動員（ボランティアを除く）の確保	26.8%	活動を周知する機会が少ない	26.8%
活動を支援するボランティアの確保	15.9%	他の団体との連携不足	14.6%
道具等の老朽化	14.6%	指導者・助言者がいない	7.3%
その他	7.3%	困っていることはない	2.4%

○情報発信の方法（複数回答可）

	R2	R7		R2	R7
ポスター、チラシ、パンフレット	57.3%	74.4%	インスタグラム	16.0%	56.1%
Webサイト（ホームページ）	26.7%	54.9%	フェイスブック	36.0%	45.1%
新聞、フリーペーパーなどの情報誌	45.3%	37.8%	県や市町村の広報誌	26.7%	36.6%
LINE（ライン）	13.3%	30.5%	関係先訪問	※	24.4%
テレビ・ラジオ	20.0%	22.0%	メディアへのプレスリリース・訪問	※	20.7%
ブログ	17.3%	17.1%	動画共有サイト	10.7%	15.9%
X（エックス）・TikTok	13.3%	13.4%	機関誌・会報誌	※	11.0%
その他	13.3%	1.2%			

※その他で集計

○情報入手の方法（複数回答可）

	R2	R7		R2	R7
Webサイト（ホームページ）	37.3%	58.5%	人的ネットワーク	※	48.8%
ポスター、チラシ、パンフレット	32.0%	43.9%	インスタグラム	9.3%	40.2%
新聞、フリーペーパーなどの情報誌	33.3%	36.6%	県や市町村の広報誌	42.7%	36.6%
フェイスブック	25.3%	30.5%	LINE（ライン）	10.7%	18.3%
テレビ・ラジオ	13.3%	17.1%	ブログ	6.7%	12.2%
動画共有サイト	13.3%	11.0%	X（エックス）・TikTok	9.3%	7.3%
その他	18.7%	1.2%			

※その他で集計

○行政（県・市町村）が積極的に取り組むべきこと（複数回答可）

アーティスト・文化芸術団体の活動の支援	65.9%	文化施設の充実	61.0%
子どもたちや子育て中の保護者が文化芸術に親しむことのできる機会の充実	59.8%	文化芸術に関する情報の整備・発信	52.4%
文化芸術を活かした観光振興、地域づくり等	50.0%	公演等の文化芸術を鑑賞する機会の充実	46.3%
障害の有無に関わらず、文化芸術を鑑賞・参加できる支援の充実	39.0%	伝統芸能・民俗芸能・伝統工芸品等の継承	28.0%
アーティストや指導者、担い手の育成	25.6%	文化芸術を通じた国内外との交流	23.2%
企画・調整・資金調達・広報・事業化まで担える人材の育成	22.0%	外国人が文化芸術を鑑賞・参加できる支援の充実	20.7%
優れた創造活動を行った者や団体等への顕彰	18.3%	文化ボランティアの育成	15.9%
文化財の発掘・保存・活用	14.6%	所蔵品等のデジタル・アーカイブ化	7.3%
方言の普及啓発	3.7%	その他	6.1%

資料：観光・文化スポーツ部

(3) 障害者団体の状況

障害者団体における文化芸術活動については、実施していない事業所が多い状況となっています。

活動を行っている団体が困っていることとしては、「指導支援の方法」が最も高く（53.8%）、次いで、「商品化の方法」（46.2%）、「指導者の確保」（30.8%）となっています。

一方、文化芸術活動を実施していない理由としては、「活動時間の確保」が最も高く（33.3%）、次いで、「指導支援の方法」「指導者の確保」（いずれも27.8%）となっており、実施している団体も実施していない団体も、「指導支援の方法」や「指導者の確保」が課題となっていることがうかがえます。

障害者団体の状況

○文化芸術活動の実施状況

実施している	実施していない
41.9%	58.1%

○文化芸術活動を実施するに当たって困っていること（複数回答可）

指導支援の方法	53.8%	商品化の方法	46.2%
指導者の確保	30.8%	活動時間の確保	23.1%
活動場所の確保	15.4%	展示会等の開催方法	15.4%
活動資金の調達	7.7%	その他	0.0%
困っていることはない	15.4%		

○文化芸術活動を実施していない理由（複数回答可）

活動時間の確保	33.3%	指導支援の方法	27.8%
指導者の確保	27.8%	活動資金の調達	11.1%
活動場所の確保	5.6%	展示会等の開催方法	5.6%
商品化の方法	0.0%	その他	16.7%
関心がない・必要性を感じない	11.1%	特になし	22.2%

資料：観光・文化スポーツ部

3 指標の達成度

	項 目	R2 結果	R7 目標	R7 結果
1	「過去1年間に、文化芸術を直接鑑賞したことがある」とする割合	85.8% ※1	91.0%	83.0% ※2
2	「過去1年間に、文化芸術に関わる活動をしたことがある」とする割合	53.2% ※1	59.0%	58.9% ※2
3	「文化芸術を鑑賞したり習い事をしたたりする機会や伝統的な町並みの保存など、地域での文化的な環境に満足している」とする割合	40.4% ※1	50.0%	42.9% ※2

※1 県政モニター向け「文化芸術の振興に関するアンケート」（令和2年7月実施）による。

※2 県政モニター向け「文化芸術の振興に関するアンケート」（令和7年7月実施）による。

第1期計画で設定した指標3項目の達成度を測るため、令和7年7月に、前回同様、県政モニター向けにアンケート調査を実施しました。

その結果、3項目全て目標値には届きませんでした。

令和2年度と比較すると、「過去1年間に、文化芸術を直接鑑賞したことがある」とする割合は下回っています。鑑賞しなかった理由を見ると、「時間がなかなかとれないから」（42.1%）、「近くで公演や展覧会などをやっていないから」（31.6%）が多く、令和2年度と同様の傾向にあります。一方、「テレビ、ラジオ、CD・DVDなどにより鑑賞できる（鑑賞した）から」（21.1%）、「インターネット（パソコン）、スマートフォンなどにより鑑賞できる（鑑賞した）から」（15.8%）の割合は増加しており、オンライン等による鑑賞を含むと、令和2年度を上回ることから（R2:88.6%→R7:89.2%）、オンライン媒体を活用した、直接ではない方法による鑑賞機会が定着してきていると考えられます。

また、「過去1年間に、文化芸術に関わる活動をしたことがある」とする割合及び「文化芸術を鑑賞したり習い事をしたたりする機会や伝統的な町並みの保存など、地域での文化的な環境に満足している」とする割合は、令和2年度の数値を上回りました。特に、「過去1年間に、文化芸術に関わる活動をしたことがある」とする割合はほぼ目標値に近い数値となっています。

4 取り組むべき課題

基本方針に基づき、各種施策を進めるとともに、新たな事業にも取り組んできました。一方で、文化芸術を取り巻く現状やこれまでの施策の実施状況、さらにアンケート調査の結果を踏まえると、今後取り組むべき主な課題は以下のとおりです。

【基本方針1】関係 文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実

課題① 県在住外国人の文化芸術活動の促進

総務省が発表した令和7年1月1日現在の住民基本台帳に基づく調査によると、県内に在住する外国人の数が過去最高になるなど、その数は年々増加してきており、多様な文化背景を持つ人々の文化芸術活動を支援し、相互理解のための交流を促進することが求められています。また、多文化共生社会の実現に向けて、県在住外国人も主体的に文化芸術活動に参加できる環境を整備する必要があります。

アンケートでは、県在住外国人の方々の中で直接鑑賞や文化芸術に関わる活動を行った割合が比較的高かったことから、積極的な参加をさらに後押しすることで、地域文化の多様性や活力が増すと考えられます。

課題② 文化施設の環境整備

文化施設の環境整備については、これまでも取り組んできたところですが、文化芸術団体へのアンケートにおいて、行政が取り組むべきこととして、「文化施設の充実」の割合が高かったように、多様な利用者が快適に利用できる環境の充実が一層重要です。引き続き、年齢や障害の有無、文化的背景の違いにかかわらず、全ての人が利用しやすい施設となるよう、アクセシビリティの向上を進める必要があります。

課題③ 文化芸術団体の支援

文化芸術団体へのアンケートにおいて、活動状況が「衰退した」と回答した割合が高くなっています。また、活動に際して困っていることとして「活動資金の確保」や「活動場所の確保」の割合が高かったほか、行政が取り組むべきこととして、「アーティスト・文化芸術団体の活動支援」の割合が最も高かったことから、文化芸術団体が自律的・持続的に活動できる支援の在り方について検討する必要があります。

さらに、障害者団体へのアンケートでは、文化芸術活動を実施している団体も実施していない団体も、「指導支援の方法」や「指導者の確保」が共通の課題となっており、障害者団体における文化芸術活動の支援についても検討が必要です。

【基本方針2】関係 地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用

課題④ 所蔵品等のデジタル・アーカイブ化

令和4年に改正された博物館法において、デジタル・アーカイブの作成と公開が、博物館が行う事業の一つとして新たに明確に位置付けられました。博物館等の収蔵品をデータベース化することは、文化財の適切な保存と効果的な活用の両面から非常に重要です。令和7年に歴史・美術センター黎明館が登録博物館になったことも踏まえ、この取組を広げていく必要があります。

また、文化芸術団体へのアンケートにおいて、活動に際して困っていることとして、「次の世代への活動継承」や「活動員の高齢化」が上位にきているように、担い手不足が深刻化しており、文化の存続そのものが危ぶまれています。こうした状況を踏まえると、若い世代への継承の仕組みづくりや人材育成は喫緊の課題であり、後世に正確に伝える方策を考える必要があります。

【基本方針3】関係 文化芸術に係る人材の育成

課題⑤ 企画・運営・広報などを担える専門的人材の育成・活動支援

これまで芸術家や文化芸術活動の指導者の人材育成に取り組んできていますが、地域の文化芸術を持続的に発展させていくためには、芸術家や指導者の育成に加え、全体を企画・運営できるプロデューサーのような人材の育成も欠かせません。

文化芸術団体へのアンケートにおいて、活動に際して困っていることとして、「活動資金の確保」が最も高くなっていることから、作品や公演を創るだけでなく、資金調達、広報、ネットワーク構築といった総合的なマネジメントができる人材を育成する必要があります。

【基本方針4】関係 文化芸術を通じた国内外との交流促進と情報発信

課題⑥ 情報発信体制の充実

地域の文化芸術の魅力を広く伝え、関心を高めるとともに、文化芸術活動を一層推進していくためには、積極的な情報発信が重要です。

活動する側にとっては、自身の活動内容や魅力を効果的に伝えるだけでなく、活動に必要な情報を得ることができます。文化芸術団体に対するアンケートにおいても情報発信方法と情報入手方法ともに、5年前と比較しても、WebサイトやSNSを活用している割合が増えており、オンライン媒体を活用した情報発信体制を充実させる必要があります。

また、一般県民等へのアンケートでは、「どうすれば創造的・体験的活動に参加しやすくなるか」との問いに対して、「情報が入手しやすくなる」の割合が高くなっています。鑑賞する側にとっては、タイムリーで分かりやすい情報が届くことで、興味のある公演や展覧会にアクセスしやすくなり、また、文化芸術活動への参加もしやすくなることで、文化芸術との接点が広がります。このことから、本県の文化芸術の振興を図る上で、情報発信体制の充実が重要な課題です。

1 目指すべき姿

「文化の薫り高いふるさとかごしまの形成」

第2期文化芸術推進基本計画においても、引き続き、条例第2条の基本理念に基づき、子どもや高齢者、障害者、県在住外国人を含む全ての県民が、生涯を通じて身近な文化芸術に触れ、親しむことができるよう、鑑賞機会の充実、文化芸術活動の環境整備を進めるとともに、国内外の多様な芸術分野との活発な交流を通して、県民の文化芸術活動の促進に努めます。

また、県内各地に伝わる郷土芸能や伝統行事、方言等の鹿児島独自の地域文化を次世代へ継承するとともに、史跡鹿児島城跡をはじめとした地域の文化財を有効に活用し、文化芸術によって生み出される多様な価値を観光・まちづくり、福祉、教育、国際交流などあらゆる分野と有機的に連携させることで、個性を生かした魅力ある地域づくりを展開し、「文化の薫り高いふるさとかごしまの形成」を目指します。

2 施策の方向性

引き続き、条例第2条に掲げられた8つの基本理念とそれに基づいて定めた4つの基本方針を維持しつつ、社会情勢の変化や国・県の動向、第1期計画の検証結果から明らかになった課題を踏まえ、施策の展開を図ります。

基本理念

(1) 県民の主体的で多様な文化芸術活動の促進

- ・ 文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎをもたらし、豊かな人間性をかん養し、想像力や表現力をはぐくむものです。
- ・ また、人間の精神活動及びその現れである文化芸術は多様であり、多様な文化芸術の共存が文化芸術の幅を広げ、人々の暮らしに活気と潤いを与えます。
- ・ 文化芸術に親しみ、楽しみ、守り、支えるといった県民の主体的で多様な文化芸術活動が活発に行われることによって、心豊かな活力ある社会が形成されます。
- ・ 今後も、県民、県や市町村、民間企業や文化芸術団体等が、相互に各自の特性や役割を認識し、連携・協力し合って、かごしまの文化芸術の振興に、社会全体で取り組んでいくことが大切です。

(2) 文化芸術の振興に関する県民の自主性や創造性の尊重

- ・ 文化芸術活動の担い手は県民一人一人です。
- ・ 文化芸術活動は、県民がこれを通じて創造性を発揮し、培い、個性を伸ばし、自らの啓発を図ろうとする自発的、自主的な営みです。
- ・ 文化芸術は、人間の自由な発想や活発で意欲的な創造活動から生み出されるものであり、そのためには、文化芸術活動を行う者の自主性や創造性が十分に尊重されることが大切です。

(3) 郷土の伝統文化の保存・継承・発展

- ・ 鹿児島県には、豊かな自然、歴史及び風土に培われ、人々の日常生活においてはぐくまれてきた個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸などの伝統文化が数多く存在します。
- ・ これらの各地域の伝統文化は、県民の心のよりどころとなり、人々の地域に生きる誇りを醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力になるとともに、新たな文化芸術を生み育てる源泉となるものです。
- ・ このため、地域の個性豊かな伝統文化のよさを再認識することができるように広報や公開、映像による記録保存などに積極的に取り組むとともに、伝統文化が県民共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたって引き継がれ、発展するように、継承者の育成や保存技術に関する講習会の実施など、継承活動の促進に努めることが大切です。

(4) 文化芸術活動を行う場や機会の充実及び環境整備

- ・ 年齢や性別、障害の有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、全ての県民が、一人一人の興味・関心に応じて、生涯にわたって文化芸術活動に参加できるような環境づくりに取り組むことが大切です。
- ・ 県民がどの地域に住んでいても、等しく文化芸術を創造したり、享受したりできるようにすることが大切です。
- ・ 特に、広大な県土に半島や多くの離島を有する本県においては、県民ができるだけ身近な場所で、比較的容易に文化芸術を鑑賞できる機会の充実を図ることや、地域の文化施設の機能を充実させ、身近な活動の場を提供したり、文化芸術に関する情報を提供したりするなど、県民自ら文化芸術に参加し、創造できるよう環境の整備に努めることが大切です。

(5) 文化芸術に係る交流の積極的な推進

- ・ 文化芸術を通じた交流を行うことは、国や地域、分野などによって多様な文化芸術が存在することに気付く機会となり、それぞれの文化芸術をお互いに理解し、尊重し合う土壌をつくり、人々の心を結び付けることとなります。
- ・ また、かごしまの個性豊かな文化芸術を発信する機会となり、かごしまの文化を再認識し、郷土に対する愛着を深めるとともに、他地域の文化芸術から刺激を受け、かごしまの文化芸術を質的に高め、本県の文化芸術が

発展することにつながります。

- ・ このことから、県、市町村、民間団体等が連携して、県内各地に多様な地域文化を有する本県の特性を生かし、地域間、九州各県をはじめ国内はもとよりアジアを中心とした国外などとの文化芸術交流を促進することが大切です。

(6) 文化芸術振興への県民の意見の反映

- ・ 文化芸術は、県民の活発で意欲的な創造活動から生み出されるものであることから、文化芸術の振興に当たっては、広く県民の意見等を反映させることが大切です。

(7) 文化芸術により生み出された価値の文化芸術の継承、発展・創造への活用

- ・ 各地域において、文化芸術を通じた交流人口の拡大等を図り、生み出された価値を地域に伝わる伝統文化や伝統行事、衣・食・住に係る文化資源などの継承、発展及び創造に活用することが大切です。

(8) 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの関連分野との有機的な連携

- ・ 少子高齢化やグローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化政策の展開が一層求められています。
- ・ 観光等を通じて、多くの人々に文化資源の魅力を伝えることは、文化の保存・継承につながり、新たな文化の創造・発展につながります。
- ・ 文化の振興を起点として、経済の牽引や国際相互理解の増進につながる観光の振興を図り、さらには、人の往来や購買・宿泊等の消費活動の拡大等を通じた地域の活性化を実現することで、新しい文化の創造も含めた文化の振興に再投資される好循環が創出されることが期待できます。
- ・ 文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有しています。
- ・ 文化芸術に関する教育は、豊かな人間性や創造性をかん養し、感動や共感、心身の健康など、人々に多様な恩恵をもたらします。

基本方針

(1) 文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実

全ての県民が、年齢や性別、障害の有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、生涯にわたって継続的に文化芸術を創造し、享受することができるよう、県民の創造活動への支援や環境整備に努めます。

(2) 地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用

鹿児島県の豊かな歴史・文化資源を活用して郷土に誇りを持つ心を醸成します。

郷土芸能や伝統行事、史跡等県内各地の個性豊かな地域文化の保存・継承を図ります。

また、観光、まちづくり等関連施策との連携により、多様な文化芸術の更なる振興及び地域の個性を生かした地域づくりを推進します。

(3) 文化芸術に係る人材の育成

芸術家や文化芸術活動の指導者、文化芸術に係る企画・運営・広報等を担うプロデューサーなど、文化芸術の振興を支える人材を育成するため、県、市町村、文化芸術団体等が連携しながら、研修の充実や人材情報の整備・提供等に努めます。

(4) 文化芸術を通じた国内外との交流促進と情報発信

南へ開かれた地理的特性や歴史的なつながりを生かし、アジア地域を中心に、文化芸術を通じた国際交流を推進するとともに、我が国でも歴史が古くレベルの高い音楽祭として国内外に広く知られている霧島国際音楽祭のより一層の充実を図るなど、県民、県や市町村、民間企業や文化芸術団体等による文化芸術交流を促進し、かごしまの文化を国内外へ発信します。

第5章 施策の展開

1 施策体系

「文化の薫り高いふるさとかごしまの形成」の実現に向けて、基本理念に則り、4つの基本方針に基づいて、各施策を展開します。



2 施策の展開

基本理念や基本方針を踏まえ、以下のような施策を展開していきます。

(1) 文化芸術の創造活動の促進と鑑賞機会の充実

1 文化芸術の創造活動の促進

- ・ 県民が身近なところで主体的に創造活動に取り組めるよう、文化芸術に関する生涯学習機会の充実や、優れた文化芸術に触れる機会の創出、創造活動の成果を発表できる場の提供などに努めます。
- ・ 文化芸術の振興は、行政をはじめ企業や文化芸術団体等の活動に支えられていることから、これら相互の連携を図るとともに、文化芸術活動に対する支援や企業メセナ活動の促進に努めます。また、クラウドファンディングなど文化芸術振興を目的とした多様な資金調達・財源確保の促進に努めます。
- ・ 文化芸術団体が継続的に活動していくため、若者等人材確保が図れるような取組を促進します。
- ・ 文化芸術団体等が自律的・持続的に活動できるよう、（公財）鹿児島県文化振興財団など県民の多様な文化芸術活動を支援する団体等と連携しながら、文化芸術団体等に対する支援の在り方について検討を進めます。
- ・ 文化芸術を担うアーティストが地元で活躍できるよう、文化施設や企業等と連携しながら、活動の場の提供や各種助成制度の情報発信に努めます。

■ 施策の展開例

- ☑ 芸術祭や文化祭などの発表の場の提供や支援
- ☑ 生涯学習講座等との連携による県民の創造活動の促進
- ☑ 文化芸術団体等の創造活動に対する支援
- ☑ 若者等に対する県内の文化芸術団体の活動等の周知促進（地域のお祭り・イベント、学園祭・文化祭への文化芸術団体等の出演、出展の促進など）
- ☑ 文化庁や芸術文化振興基金等の助成金制度についての紹介や推薦、関係団体と連携した手続支援
- ☑ 「公益社団法人企業メセナ協議会」との連携による企業メセナ活動の促進
- ☑ 「文化芸術に親しむ月間（11月）」の設定による意識啓発

など

2 鑑賞機会の充実

- ・ 県内各地の文化施設等及び学校における音楽や演劇などの舞台芸術の公演や美術展など、鑑賞事業の充実が図られるよう努めます。
- ・ 子どもや働き盛りの年代、子育て世代、障害者、高齢者、県在住外国人など、それぞれの年代や特性に応じて文化芸術に接する機会が確保されるよう努めます。
- ・ オンラインによる展示・配信の充実や巡回型イベントなど、あらゆる地域で多様な文化芸術に気軽に触れられる機会の創出に努めます。

■施策の展開例

- ☑ 各文化施設における鑑賞事業の充実（県民の多様なニーズへの対応、感性や創造性をはぐくむ質の高い鑑賞事業の実施）
- ☑ 文化庁や公益法人などが行う鑑賞事業の積極的な活用の促進
- ☑ 県有文化施設におけるイベントや展示物のオンライン配信等による鑑賞機会の充実
- ☑ 鑑賞機会が少ない県民へのアウトリーチ事業の実施

など

3 障害者の文化芸術活動の促進

- ・ 障害者が文化芸術を鑑賞したり、創造したりする活動に、参加しやすい環境の整備を促進します。

■施策の展開例

- ☑ 障害者の多様な学習意欲に応える生涯学習講座等の開催促進
- ☑ 障害者による文化祭や音楽祭等、発表会の充実
- ☑ 文化芸術活動の公演、展示等における配慮（字幕や手話、音声案内サービス、利用料や入館料の軽減など）
- ☑ 文化施設のバリアフリー化の促進
- ☑ 鹿児島県障害者芸術文化活動支援センターによる支援

など

4 高齢者の文化芸術活動の促進

- ・ 高齢者の文化芸術活動を支援するため、それぞれの高齢者の興味や関心に応じた多様な学習及び発表の機会が提供されるよう努めます。
- ・ 高齢者がもつ豊かな経験や知識等が、地域の文化芸術活動に生かされるように努めます。

■施策の展開例

- ☑ 高齢者に対する文化施設の無料開放
- ☑ シルバー文化作品展の開催
- ☑ 文化施設のバリアフリー化の促進
- ☑ 高齢者の地域貢献活動団体の活動事例の紹介

など

5 子どもや子育て中の保護者の文化芸術活動の促進

- ・ 子どもたちの文化芸術への興味・関心を高め、生涯にわたって文化芸術を親しむきっかけとなるよう、文化芸術に直に接し、体験できる機会を多くもてる環境づくりに努めます。
- ・ 親子で参加できる機会を拡充するとともに、子育て中の保護者が文化芸術を鑑賞したり、創造したりしやすいような環境の整備に努めます。
- ・ 将来にわたって生徒が継続的に文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図るため、部活動の地域展開（学校部活動から地域クラブ活動へ）に向けた取組を支援します。

■施策の展開例

- ☑ 国や公益法人による学校への文化芸術団体派遣事業の活用促進
- ☑ 青少年のための芸術鑑賞事業の充実
- ☑ 学校における文化芸術活動の充実
- ☑ 学校における地域の伝統文化や文化芸術活動の理解推進
- ☑ 地域における文化芸術体験活動の推進
- ☑ 高齢者が持つ豊かな知識や経験など地域社会に蓄積された知恵を生かした文化芸術活動の推進
- ☑ 子どもに対する文化施設の無料開放
- ☑ 学校等における芸術鑑賞やワークショップへの保護者の参加促進
- ☑ 乳幼児とその保護者を対象とした鑑賞機会の充実や託児サービスなどの配慮
- ☑ 部活動の地域展開（学校部活動から地域クラブ活動へ）に向けた取組の支援

など

6 県在住外国人の文化芸術活動の促進

- ・ 県在住外国人が文化芸術を鑑賞したり、創造したりする活動に、参加しやすい環境の整備を促進します。
- ・ 県在住外国人と地域住民との交流が促進されるよう、県在住外国人が地域文化を理解するとともに、地域住民が県在住外国人の文化や価値観を理解する機会を創出します。

■施策の展開例

- ☑ 文化施設やイベントにおける案内表示、チラシ、ウェブサイトの多言語化
 - ☑ 創作活動や伝統芸能体験など、県在住外国人が参加しやすいプログラムの企画
 - ☑ 県在住外国人と地域住民が共に文化芸術を楽しむ機会の提供
 - ☑ 県在住外国人と地域住民が互いの文化を紹介・体験する機会の提供
- など

7 文化施設の充実や地域における活動の場の充実

- ・ 全ての県民が等しく文化芸術を享受できるよう、多様な利用者に対応した文化施設の環境整備に取り組みます。
- ・ 文化施設の利用時間や期日、料金等について、文化芸術活動を行う住民や文化芸術団体の利用ニーズに合わせた配慮がなされるよう努めます。
- ・ 県民が文化芸術についてより深く理解できるよう支援します。
- ・ 文化施設と住民等との協働による自主文化事業の企画・運営などの充実や、各文化施設のネットワークを生かし、文化芸術活動の情報の共有化を図り、相談窓口としての機能が充実するよう努めます。
- ・ 各文化施設が、大学等の教育機関や研究機関と連携して共同研究や研修を行い、文化施設の機能を充実させるとともに、県民の行う文化芸術活動に対する支援を促進します。
- ・ 県有文化施設の適切な維持管理に努めながら、将来の施設の在り方や必要な機能について検討を進めます。

■施策の展開例

- ☑ 文化施設の諸設備等の機能の維持、充実
- ☑ 文化施設が行う舞台公演や講習会などの自主事業の充実
- ☑ 学芸員等による展示解説の充実、周知
- ☑ 文化芸術関係の市民向け講座などの情報提供
- ☑ 各文化施設が行う自主事業の企画・運営への県民の参画の促進
- ☑ 文化施設職員の研修の充実
- ☑ 利用時間や期日等の柔軟な設定
- ☑ 公立文化施設連絡協議会等による情報提供の充実と相談窓口等の機能の充実
- ☑ 文化施設を中心とした教育機関等との連携による共同研究・研修事業の促進
- ☑ 県内各地に出かけて行う演奏会、展覧会及び講習会などのアウトリーチ事業の実施

など

8 文化の基盤となる言葉の理解と尊重

- ・ 本県の方言の普及啓発等を通じて方言に対する県民の理解と関心を深め、次世代への継承を図ります。

■施策の展開例

- ☑ 危機的な状況にある言語・方言の状況改善を図るための国の取組等の支援
- ☑ 「鹿児島県方言週間（11月第3週）」等における方言の普及啓発
- ☑ 方言による演劇の発表など、イベントの開催
- ☑ 教育活動における言葉の学習の充実や方言を取り入れた学習の促進

など

(2) 地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用

1 地域文化の発掘と保存及び公開等

- ・ ユネスコや国、県、市町村の指定等を受けた有形、無形の文化財や人々の暮らしに根ざした多様な生活文化などの地域文化を県民共通の財産として継承していくため、発掘や保存を進めるとともに、地域文化に対する関心を高め、そのよさを再認識できるよう、広報や公開を行うなど、県民への周知を図ります。

■施策の展開例

- ☑ 文化財の調査、指定等の推進
- ☑ 各地の民俗芸能、生活文化など特色ある地域文化の掘り起こしと保存及び公開の充実（広報、映像による記録保存 など）
- ☑ 「かごしま地域伝統芸能ミュージアムサイト」の充実

など

2 伝統文化の継承

- ・ 伝統文化の保存・継承に関する計画的な研修の機会の設定や表彰などを行い、継承者や指導者等の育成に努めます。
- ・ 地域においては、伝統文化を伝える世代と受け継ぐ世代が共に参加する体験型の講習会等を開催するなど、地域住民の保存活動への参加を促進するとともに、地域間の交流による情報の共有化が促進されるように努めます。
- ・ 伝統文化の継承に当たっては、次世代を担う子どもたちが、その意義や本質的な価値を理解できるよう、教育や体験活動を通じた取組を推進し、地域への愛着や担い手意識を育むことで、持続的な継承につなげていきます。
- ・ 伝統的な技術や技法等を活用した商品開発や販路開拓、インターンシップ等を通じて、伝統的工芸品の後継者の育成、技術の継承につなげます。

■施策の展開例

- ☑ 高齢者や子どもなど、伝統文化を伝える世代と受け継ぐ世代が共に参加する体験型の講習会等の開催促進
- ☑ 保存技術に係る講習会の実施
- ☑ 民俗芸能等に係る伝承活動表彰の実施
- ☑ 伝統文化継承に係る交流による情報の共有化の促進
- ☑ 九州地区民俗芸能大会への参加
- ☑ 伝統的工芸品産業への支援や事業者への助言・指導

など

3 所蔵品等のデジタル・アーカイブ化

- ・ 県内の美術館・博物館の収蔵品のデータベース化を推進し、施設間での収蔵品の有効活用を図り、鑑賞機会の創出を促進します。
- ・ 文化芸術の保存・継承・発展を図り、コンテンツの利活用や情報発信を進めるため、デジタル・アーカイブ化を推進します。

■ 施策の展開例

- ☑ 県内の美術館・博物館が連携した収蔵品のデータベース化
- ☑ 作品の相互貸借や連携した企画展の開催
- ☑ 郷土芸能など伝統文化のデジタル・アーカイブ化の推進

など

4 観光振興、地域づくり等への活用

- ・ 史跡鹿児島城跡を含む歴史・文化ゾーン全体の魅力を一体的に高め、回遊性を向上させることにより、地域経済の活性化を目指します。
- ・ 史跡鹿児島城跡や世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」、日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群『麓』を歩く～」などの歴史的遺産、県有文化施設、地域に残る伝統文化や特色ある食文化などの文化資源を生かして、観光や伝統工芸産業などの地域産業の活性化を促進します。
- ・ 地域に伝わる伝統行事、歴史的な建造物や町並み、安らぎを感じる自然景観など、地域の特性を生かした地域づくりを促進します。
- ・ 景観、伝統工芸、美術、芸能、食など、鹿児島の伝統と文化が息づく街づくりを推進します。
- ・ 鹿児島で生まれ育った若者が、ふるさとに誇りを持ち、鹿児島に住み、働きたいと思えるよう、鹿児島の歴史や伝統、文化、地域の特性などを理解する機会の充実を図ります。

■施策の展開例

- ☑ 史跡鹿兒島城跡の保全整備並びに御楼門及び同城跡を活用した賑わい創出等による歴史・文化ゾーンの回遊性向上や交流人口の拡大
- ☑ 世界文化遺産や日本遺産などの歴史的遺産、文化施設の周知、観光資源としての更なる活用促進
- ☑ 西南戦争150年を契機とした西南戦争を学び直す機会の創出、西南戦争遺跡の周遊性向上
- ☑ 文化施設の利便性向上（キャッシュレス化など）や多彩な企画展の実施等による観光資源としての魅力向上
- ☑ ユニークベニュー（※）を活用したイベント等の開催支援
※ 歴史的建造物、文化施設でイベント等を開催することで特別感や地域特性を演出できる会場
- ☑ CGやVR技術等を活用した文化施設等の魅力発信及び誘客促進
- ☑ 地域の民俗芸能や祭り、特色ある食文化などの文化資源、アニメやマンガ、映画の舞台となった場所などの観光資源としての更なる活用
- ☑ 文化芸術に関連する地域産業の活性化（産業デザイン、伝統工芸産業の振興など）
- ☑ 町並み保存事業や棚田などの景観を生かしたまちづくりの促進
- ☑ 県民の日（7月14日）の啓発、県民の日を中心とした県民の日にふさわしい事業の実施
- ☑ 県民の日（7月14日）における県有施設の入館料等の無料化
- ☑ 歴史・美術センター黎明館における企画展等の充実

など

(3) 文化芸術に係る人材の育成

1 講習会、ワークショップの開催など研修の場の提供

- ・ 県文化センター（宝山ホール）等において、創造活動等に関する専門的な知識や技術を習得するためのワークショップや講習会等の開催を促進します。
- ・ 県内各地で行われる様々な研修会への講師派遣や会場の提供などの支援を行うとともに、研修の成果を発表する機会の確保に努めます。

■施策の展開例

- ☑ 国内外の著名なアーティストによる講習会
- ☑ 県民の参加による様々なワークショップの開催支援
- ☑ 文化施設で行われる文化事業との連携による研修機会の確保
- ☑ 青少年のための芸術鑑賞事業などへの若手アーティストの参加促進

など

2 アーティストバンクの充実と活用

- ・ 県内に居住する優れた知識や技術、豊かな感性や経験等をもつ芸術家や文化芸術活動の指導者等の人材を紹介し、公演や指導など県民の文化芸術活動の活性化に役立てるため、芸術家等に関する人材情報を一元的に提供するアーティストバンクを充実させ、積極的に活用します。

■施策の展開例

- ☑ アーティストバンクの充実
- ☑ 県内外若手アーティストへの登録の働きかけ
- ☑ 県民の文化芸術活動の指導や公演における芸術家等の紹介
- ☑ 登録アーティストの文化事業における活用促進

など

3 文化ボランティアの育成

- 文化ボランティア活動に対する参加意欲をもつ人々が、興味・関心に応じて、文化ボランティア活動に取り組めるよう、情報提供を行うとともに、各種文化事業への活用を図ります。

■施策の展開例

- 文化ボランティアに係る登録の促進
- 文化ボランティア活動への参加促進
- 文化施設等における文化ボランティアの活用促進

など

4 企画・運営・広報などを担える文化芸術プロデューサーの育成・活動支援等

- 文化芸術を通じて、社会や地域、他分野等とつながり、持続的に事業を企画・実施できる文化芸術プロデューサーの育成・活動支援や人材情報の整備・提供等に努めます。
- 文化芸術プロデューサーと地域の文化施設、文化芸術団体等を結びつける仕組みの構築に努めます。
- 県内の高等教育機関との連携を図り、実践的な人材育成機会の創出に取り組みます。

■施策の展開例

- 県内外の実績ある文化芸術プロデューサーの活動事例の紹介
- 文化芸術プロデューサーによる相談対応・助言
- 人材育成セミナーの開催

など

5 文化芸術振興のための顕彰の促進

- 優れた創造活動を行った者や文化芸術の振興に寄与した者に対して積極的に顕彰を行います。

■施策の展開例

- 行政及び民間等による顕彰の促進

など

(4) 文化芸術を通じた国内外との交流促進と情報発信

1 文化芸術を通じた国内外との交流促進

- ・ 県において定期的に交流会議・交流協議会を開催している全北特別自治道（韓国）
 - ・ シンガポール等の海外と本県との文化交流を促進します。
- ・ 県内外の芸術家等が地域に滞在し、講習会を行ったり、共同制作をしたりするなどの交流の場を提供するよう努めます。
- ・ 市町村や民間団体等による国内外との交流を一層促進するとともに、県内各地で文化芸術交流が推進されるよう努めます。

■施策の展開例

- ☑ 県内の文化芸術団体の海外派遣、海外の文化芸術団体の受入れ
- ☑ 霧島国際音楽祭等におけるアーティストと地域住民との交流の促進
- ☑ 国外からの文化芸術団体の受入れにおける協力体制の充実
- ☑ 芸術家等が地域に滞在して行う講習会や共同制作などの交流の場の提供促進

など

2 文化芸術に関する情報の整備・発信

- ・ 文化芸術団体等の活動に関する情報やイベント、各種助成金制度などの情報を一元的に発信するポータルサイトを運用し、文化芸術情報発信の充実に努めます。
- ・ 各文化施設において制作しているポスター、チラシ、パンフレット、機関誌等による広報を充実させるとともに、新聞等のメディアを活用した広報宣伝やインターネットやSNSによるリアルタイムの情報発信、地域住民にとって身近な広報媒体である市町村の広報誌等の充実など、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。
- ・ かごしまの特色ある文化芸術が広く認められるように、文化芸術交流の場だけでなく、その他の交流の場における文化芸術の発表の場を計画的に活用したりして、かごしまの文化芸術を国内外に積極的に発信していくように努めます。

■施策の展開例

- ☑ 文化芸術情報発信サイトを活用した文化芸術団体・個人の活動に関する情報やイベント、各種助成金制度などの発信
- ☑ 各文化施設のポスター、チラシ、パンフレット、機関誌等の充実
- ☑ 各文化施設のホームページの充実
- ☑ 新聞、テレビ等のメディアや関係機関等との連携による多様な方法での情報提供の促進
- ☑ 市町村の広報誌等を活用した情報提供の促進
- ☑ 本県の文化人、芸術家等の人的ネットワークを活用した情報の発信
- ☑ インターネット、SNS を活用した情報発信

など

第6章 計画の推進体制等

1 推進体制

本県の文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県民、県や市町村、教育機関、民間企業、文化芸術団体等がともに連携・協力し、社会全体で文化芸術の振興に取り組むため、推進体制の整備に努めます。

また、県においては、関係所属と部局横断的な連携を行い、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境等の関連分野と有機的な連携が図れるよう取組を進めます。

2 進行管理（検証・評価）

県は、毎年度、計画に掲げる施策の取組状況や進捗状況を把握し、進行管理と評価を行い、有識者で構成する鹿児島県文化芸術振興審議会へ報告し、次年度以降の施策展開に向けた検討を行っていきます。

3 指標・目標値

施策の進捗状況を測る目安として、これまで指標としてきた3項目に加え、近年のデジタル化の進展やオンライン媒体を活用した文化芸術の鑑賞機会が増加していることなどを踏まえ、新たに1項目を追加し、計4項目を参考指標として設定します。

	項 目	R7 現状	R12 目標	(参考) R5 国
1	「過去1年間に、文化芸術を直接鑑賞したことがある」とする割合	58.6% ※1	64.0%	52.2%
2	「過去1年間に、文化芸術をテレビ、インターネット配信など直接鑑賞ではない方法により鑑賞したことがある」とする割合	68.1% ※1	74.0%	73.3%
3	「過去1年間に、文化芸術に関わる活動をしたことがある」とする割合	29.6% ※1	35.0%	13.0%
4	「文化芸術を鑑賞したり習い事をしたりする機会や伝統的な町並みの保存など、地域での文化的な環境に満足している」とする割合	33.6% ※1	39.0%	37.7%

※1 「文化芸術の振興に関するアンケート」（令和7年9～10月実施）の「一般県民及び県在住外国人の合計」による。

参 考 资 料

○鹿児島県文化芸術の振興に関する条例

平成17年3月29日

条例第24号

改正 平成21年3月27日条例第14号 平成31年3月22日条例第17号

令和2年3月13日条例第2号 令和3年3月26日条例第13号

鹿児島県文化芸術の振興に関する条例をここに公布する。

鹿児島県文化芸術の振興に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 文化芸術推進基本計画（第4条）

第3章 文化芸術振興のための基本的施策（第5条—第24条）

第4章 鹿児島県文化芸術振興審議会（第25条—第32条）

附則

文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎをもたらし、豊かな人間性をかん養し、創造力をはぐくむものである。文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見いだすことは、人々の変わらない願いである。

本県は、南北600キロメートルに及ぶ広大な県土を有し、温暖な気候や豊かな自然に恵まれ、上野原遺跡などが示すように早くから人々が定住生活を営んでいた。また、南に開かれた地理的特性を生かし、古くから東南アジア、中国、朝鮮半島などとの交易が行われ、異文化とのふれあいを通じ、各地域の自然、歴史及び風土に根ざした多彩な文化芸術がはぐくまれてきており、人々にその地域に生きる誇りを醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力になっている。

21世紀を迎えた今、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、経済のグローバル化の進展、技術革新の急速な進展など社会のあらゆる面で大きな変革期にあり、人々の価値観や生活様式も多様化してきている。このような中で、人と人とを結び付け、人々に心豊かな生き方を提供する文化芸術の役割は、一層重要になっている。また、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、喫緊の課題となっている。

今こそ、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重され、生涯にわたって文化芸術に親しみ、

これを楽しみ、守り、及び支える県民の主体的な取組により、多様で特色ある地域の文化芸術が創造されるとともに、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興していくことが重要である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(令2条例2・一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、県民の主体的で多様な文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を通じて活力ある地域社会が形成されることによって、文化の薫り高いふるさとがしまの創造を目指して推進されることを基本理念とする。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、豊かな自然、歴史及び風土に培われてきた郷土の伝統的な文化芸術が、県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれ、及び発展するよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、本県の文化芸術に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化芸術に係る交流が積極的に推進されなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を通じた交流人口の拡大などを図り、それにより生み出された様々な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造に活用するよう配慮されなければならない。

- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(令2条例2・一部改正)

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 県は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めるものとする。
- 3 県は、文化芸術振興施策の効果的な推進を図るため、文化芸術活動に係る個人及び民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たせるよう十分な配慮を行いながら、民間団体等に協力を求め、その有する人材、情報その他の能力の活用を努めるものとする。
- 4 県は、地域における文化芸術の振興に係る市町村の果たす役割の重要性に鑑み、市町村との連携に努め、市町村が行う文化芸術振興施策について、必要な支援を行うとともに、市町村相互の連携が図られるよう努めるものとする。

(令2条例2・一部改正)

第2章 文化芸術推進基本計画

(令2条例2・改称)

第4条 知事は、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術振興施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進するための具体的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、文化芸術推進基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、鹿児島県文化芸術振興審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、文化芸術推進基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(令2条例2・一部改正)

第3章 文化芸術振興のための基本的施策

(芸術及び芸能の振興)

第5条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術その他の芸術及び芸能の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(伝統文化の継承及び発展)

第6条 県は、各地域の自然、歴史及び風土に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸その他の伝統文化が、将来にわたって適切に保存され、及び継承され、並びに文化の創造のために活用されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化の振興)

第7条 県は、茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化の振興のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(令2条例2・一部改正)

(言葉についての理解と尊重)

第8条 県は、言葉が生活や文化の基盤を成し、文化そのものであることにかんがみ、県民が言葉に対する理解を深め、これを尊重していくよう努めるものとする。

2 県は、地域特有の方言が重要な地域の文化であることから、県民が方言に対する理解を深め、これを尊重していくよう努めるものとする。

(文化芸術の振興による地域づくり)

第9条 県は、文化芸術が観光の振興をはじめとする地域の発展及び地域間の交流の促進に大きな役割を果たすことにかんがみ、文化芸術の振興による地域づくりに努めるものとする。

(文化芸術交流の推進)

第10条 県は、国内及びアジアをはじめとする国外との文化芸術に係る交流を推進し、及び本県の文化芸術についての情報を発信するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第11条 県は、広く県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術活動の公演、展示等への支援及びこれらに関する情報の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術活動を行う者の育成)

第12条 県は、県民の文化芸術活動の充実に資するため、関係機関、市町村又は民間団体等

と連携し、文化芸術活動を行う者の育成に努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第13条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(乳幼児期からの文化芸術に接する機会の拡充)

第14条 県は、乳幼児期が心身の発達の基盤をはぐくむ上で重要な時期であることにかんがみ、乳幼児期からの文化芸術に接する機会の拡充に努めるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第15条 県は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第16条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等の充実、文化芸術活動を行う者による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化施設の充実及び活用等)

第17条 県は、県民の文化芸術活動の場の充実を図るため、文化ホール、音楽ホール、美術館、博物館、図書館その他の文化施設の充実及び活用に努めるものとする。

2 県は、文化施設以外の公共の施設を県民の文化芸術活動の場として利用することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共の建物等の整備に当たっての配慮)

第18条 県は、公共の建物等の整備に当たっては、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和に配慮するよう努めるものとする。

(文化芸術情報の収集及び提供)

第19条 県は、県民の文化芸術活動を促進するため、地域の文化芸術に関する情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(市町村及び民間団体等に対する支援)

第20条 県は、市町村が行う文化芸術振興施策及び民間団体等が行う文化芸術活動を促進するため、当該市町村及び民間団体等に対し人材の派遣、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第21条 県は、民間団体等が行う文化芸術活動に対する支援活動が活性化されるよう普及啓発及び情報提供に努めるものとする。

(顕彰)

第22条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者その他文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第23条 県は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第24条 県は、文化芸術振興施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 鹿児島県文化芸術振興審議会

(設置)

第25条 本県の文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第26条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 文化芸術推進基本計画に関し、第4条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する事項に関し、調査審議すること。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(令2条例2・一部改正)

(組織)

第27条 審議会は、文化芸術若しくはその関連分野に関し学識経験を有する者又は文化芸術活動を行う者のうちから知事が任命する委員17人以内をもって組織する。

(令2条例2・一部改正)

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に、会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第30条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、観光・文化スポーツ部において処理する。

(平21条例14・平31条例17・令3条例13・一部改正)

(委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第14号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第17号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第13号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

文化芸術の振興に関するアンケート調査結果の概要

1 目的

県内の文化芸術活動の現状等を把握し、今後の文化振興行政推進のための基礎資料とする。

2 調査方法・対象

(1) 一般県民等

調査設計	調査対象	一般県民、県在住外国人、市町村文化協会会員						
	配布数	1,667 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> { <table style="margin: 0 auto;"> <tr> <td>一般県民</td> <td style="text-align: right;">1,067</td> </tr> <tr> <td>県在住外国人</td> <td style="text-align: right;">400</td> </tr> <tr> <td>市町村文化協会会員</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> </table> } </div>	一般県民	1,067	県在住外国人	400	市町村文化協会会員	200
	一般県民	1,067						
	県在住外国人	400						
市町村文化協会会員	200							
調査方法	メール又は郵送等による配布及び Web システムによる回答							
調査時期	令和7年9月～10月							
回収結果	有効回答数	1,108 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> { <table style="margin: 0 auto;"> <tr> <td>一般県民</td> <td style="text-align: right;">982</td> </tr> <tr> <td>県在住外国人</td> <td style="text-align: right;">56</td> </tr> <tr> <td>市町村文化協会会員</td> <td style="text-align: right;">70</td> </tr> </table> } </div>	一般県民	982	県在住外国人	56	市町村文化協会会員	70
	一般県民	982						
県在住外国人	56							
市町村文化協会会員	70							
有効回答率	66.5% <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> { <table style="margin: 0 auto;"> <tr> <td>一般県民</td> <td style="text-align: right;">92.0%</td> </tr> <tr> <td>県在住外国人</td> <td style="text-align: right;">14.0%</td> </tr> <tr> <td>市町村文化協会会員</td> <td style="text-align: right;">35.0%</td> </tr> </table> } </div>	一般県民	92.0%	県在住外国人	14.0%	市町村文化協会会員	35.0%	
一般県民	92.0%							
県在住外国人	14.0%							
市町村文化協会会員	35.0%							

(2) 文化芸術団体

調査設計	調査対象	県内文化芸術団体
	配布数	142
	調査方法	メール又は郵送による配布及び Web システムによる回答
	調査時期	令和7年9月～10月
回収結果	有効回答数	82
	有効回答率	57.7%

(3) 障害者団体

調査設計	調査対象	県内障害福祉サービス事業所
	配布数	100
	調査方法	メールによる配布及び Web システムによる回答
	調査時期	令和7年9月～10月
回収結果	有効回答数	31
	有効回答率	31.0%

3 集計結果

次頁以降参照

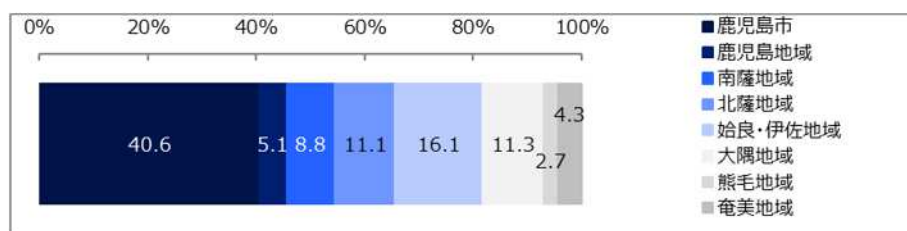
集計結果（一般県民等）

テーマ	「文化芸術の振興」に関するアンケート調査
調査対象者	①一般県民 ②県在住外国人 ③市町村文化協会会員
調査対象者数	1,667 人
回答者数	1,108 人 (66.5%)
調査時期	令和7年9月～10月

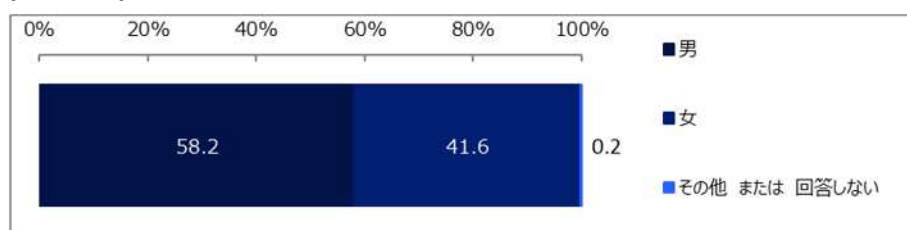
問0-1 年齢（令和7年4月1日現在）



問0-2 居住地



問0-3 性別



(以降のページに添付の表について)

※数表内の網掛け

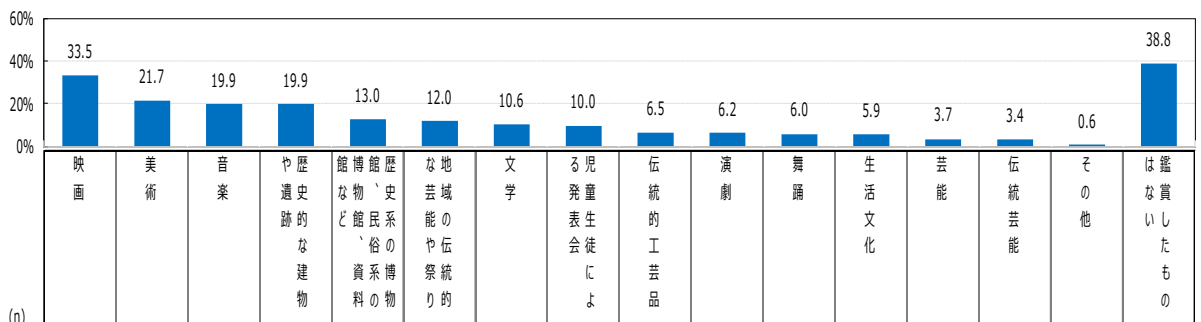
- 全体値より10ポイント以上高いもの
- 全体値より5ポイント以上高いもの
- 全体値より5ポイント以上低いもの
- 全体値より10ポイント以上低いもの

但しn=30未満は除く、以降のページも同様

1. 文化芸術の鑑賞活動

問1 あなたは、この1年間に、自宅以外のホール・劇場、映画館、図書館・文学館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞したことはありますか。(いくつでも)

- 6割以上がこの1年間で文化芸術を直接鑑賞しており（「鑑賞したものはない」38.8%）、「映画」33.5%がトップで、「美術」21.7%、「音楽」「歴史的な建物や遺跡」各19.9%が続く。
- 年代別では、10-20歳代で他の年代より多くの文化芸術を鑑賞しており、中でも10歳代は「映画」「歴史的な建物や遺跡」で他年代を大きく上回る。
- 居住地域別では、「映画」は鹿児島市で、「音楽」は奄美地域で、「地域の伝統的な芸能や祭り」は南薩地域、奄美地域で高い。
- 市町村文化協会会員は全般にスコアが高く、「音楽」「美術」に次いで「舞踊」の鑑賞率が高い。県在住外国人は8割以上が直接鑑賞をしており、「歴史的な建物や遺跡」「歴史系の博物館、民俗系の博物館、資料館など」「地域の伝統的な芸能や祭り」といった歴史や地域に根差した文化芸術の鑑賞率が高い。



(n)		映画	美術	音楽	歴史的な建物や遺跡	博物館・図書館・資料館	地域の伝統的な芸能や祭り	文学	児童青少年向け活動	伝統的工芸品	演劇	舞踊	生活文化	芸能	伝統芸能	その他	鑑賞したもののない	
全体	(1,108)	33.5	21.7	19.9	19.9	13.0	12.0	10.6	10.0	6.5	6.2	6.0	5.9	3.7	3.4	0.6	38.8	
年代別	10歳代	(74)	73.0	27.0	35.1	39.2	23.0	10.8	27.0	4.1	13.5	2.7	5.4	4.1	1.4	-	14.9	
	20歳代	(153)	45.8	26.8	22.9	21.6	13.1	19.6	12.4	3.9	4.6	7.8	3.3	8.5	0.7	2.0	0.7	24.2
	30歳代	(135)	36.3	17.0	17.0	20.0	14.8	12.6	8.9	14.8	7.4	6.7	4.4	9.6	4.4	2.2	1.5	34.1
	40歳代	(154)	32.5	18.2	14.3	18.2	9.7	9.1	10.4	13.6	7.1	5.2	6.5	2.6	3.9	3.2	-	42.2
	50歳代	(163)	30.7	14.7	19.0	13.5	11.7	11.7	6.1	12.3	3.7	6.7	7.4	4.3	4.3	5.5	-	44.8
	60歳代	(183)	23.0	22.4	20.2	17.5	10.4	9.8	7.7	10.9	6.6	4.9	8.2	4.9	3.8	3.8	1.1	50.8
	70歳以上	(246)	22.8	25.6	19.1	20.3	13.8	11.0	10.6	8.5	6.5	7.3	6.1	5.3	4.5	4.1	0.8	42.7
居住地域別	鹿児島市	(450)	44.2	29.6	24.0	26.7	17.1	7.6	14.7	8.0	9.8	7.8	5.1	6.4	4.2	3.8	0.7	30.7
	鹿児島地域	(57)	29.8	28.1	15.8	10.5	12.3	14.0	10.5	17.5	12.3	5.3	8.8	10.5	5.3	5.3	-	36.8
	南薩地域	(97)	27.8	13.4	16.5	20.6	8.2	26.8	2.1	10.3	5.2	4.1	8.2	7.2	3.1	7.2	-	39.2
	北薩地域	(123)	28.5	17.1	12.2	17.1	8.9	8.9	8.9	5.7	3.3	4.9	1.6	2.4	2.4	1.6	0.8	49.6
	始良・伊佐地域	(178)	28.7	18.5	15.7	14.0	9.0	6.7	9.6	7.9	3.4	3.4	5.6	5.1	1.7	0.6	1.7	44.9
	大隅地域	(125)	24.8	12.8	17.6	15.2	8.8	19.2	6.4	17.6	2.4	6.4	8.8	3.2	6.4	4.8	-	44.8
	熊毛地域	(30)	10.0	13.3	26.7	13.3	20.0	16.7	10.0	23.3	6.7	-	10.0	13.3	-	-	-	50.0
奄美地域	(48)	16.7	8.3	31.3	12.5	16.7	27.1	8.3	10.4	2.1	14.6	10.4	6.3	4.2	4.2	-	43.8	
回答者別	一般県民	(982)	32.4	18.8	16.3	17.7	11.1	7.8	9.9	7.9	5.5	4.8	3.2	3.5	3.0	2.0	0.6	42.9
	市町村文化協会会員	(70)	45.7	61.4	72.9	34.3	27.1	44.3	20.0	44.3	18.6	30.0	48.6	28.6	17.1	22.9	-	-
	県在住外国人	(56)	37.5	21.4	17.9	41.1	28.6	44.6	10.7	3.6	8.9	1.8	3.6	19.6	-	3.6	1.8	16.1

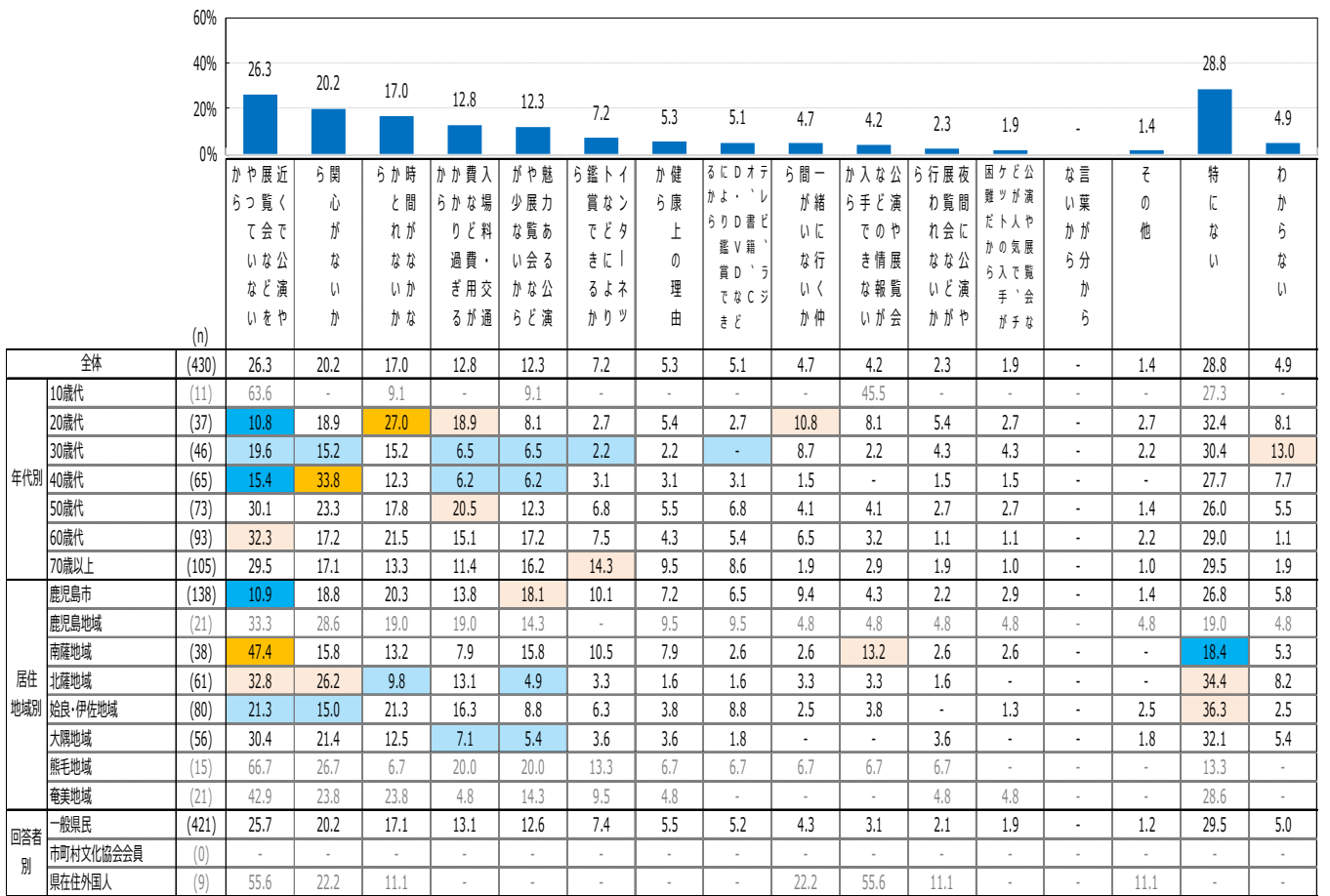
※全体値で降順ソート

(%)

(問1で「鑑賞したものはない」と答えた方に)

問2 では、鑑賞しなかった理由は何ですか。(いくつでも)

- 直接鑑賞しなかった理由は、「近くで公演や展覧会などをやっていないから」が26.3%でトップ、「関心がないから」20.2%、「時間がなかなかとれないから」17.0%が続く。
- 県在住外国人は「近くで公演や展覧会などをやっていないから」「公演や展覧会などの情報が入手できないから」が高く、理由のトップ。
- 年代別では、20歳代は「時間がなかなかとれないから」が、40歳代では「関心がないから」が高く理由のトップ。



※全体値で降順ソート

(%)

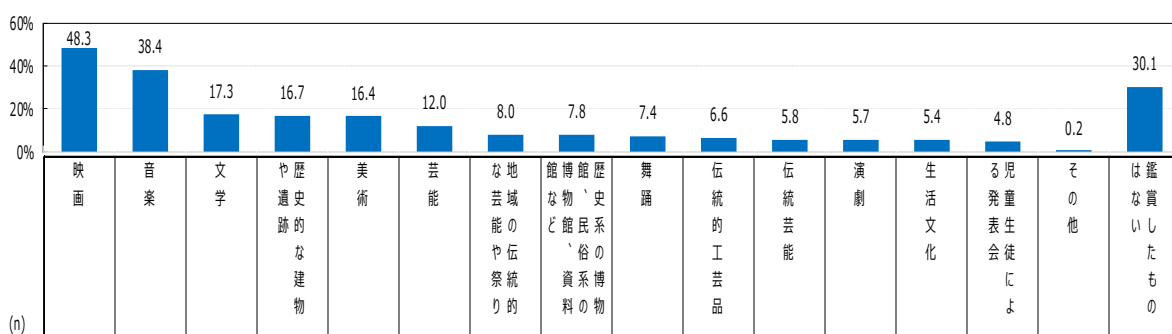
【その他回答 (抜粋)】

- ・収入がない。

問3 あなたは、この1年間に、テレビ、ラジオ、CD・DVD、電子書籍、インターネット配信など、直接鑑賞ではない方法により鑑賞したものはありますか。(いくつでも)

- 7割程度が直接ではないが鑑賞しており(「鑑賞したものはない」30.1%)、「映画」48.3%、「音楽」38.4%が上位。
- 年代別では、10歳代で「映画」「音楽」をはじめ様々な文化芸術を鑑賞している。
- 市町村文化協会会員は全般にスコアが高く、直接鑑賞と同様に「音楽」「美術」などが特に高い。

県在住外国人は、「映画」が6割弱と高いほか、「歴史的な建物や遺跡」「生活文化」なども高い。



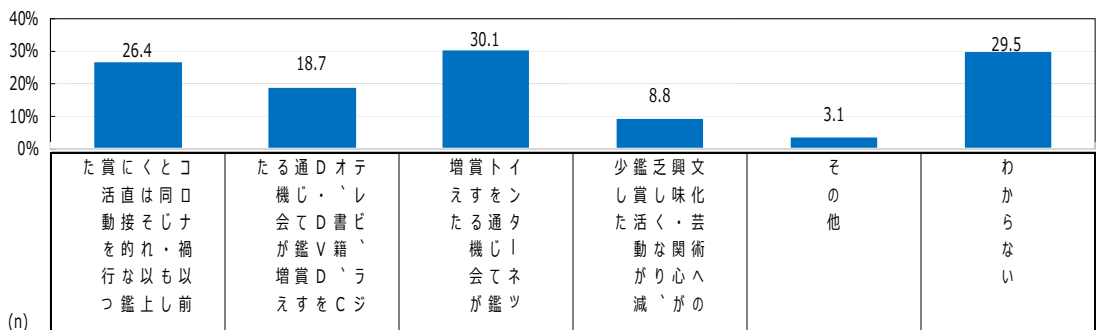
(n)		映画	音楽	文学	や歴史的な建物	美術	芸能	な地域的な伝統的祭りの	博物館・歴史系資料の	舞踊	伝統的工芸品	伝統芸能	演劇	生活文化	る児童生徒による	その他	は鑑賞したものは
全体	(1,108)	48.3	38.4	17.3	16.7	16.4	12.0	8.0	7.8	7.4	6.6	5.8	5.7	5.4	4.8	0.2	30.1
年代別	10歳代 (74)	75.7	68.9	37.8	21.6	25.7	16.2	8.1	8.1	21.6	8.1	12.2	12.2	9.5	2.7	-	5.4
	20歳代 (153)	48.4	40.5	19.0	8.5	17.0	5.9	4.6	3.9	7.2	7.2	3.9	5.9	5.9	2.0	-	26.8
	30歳代 (135)	46.7	34.1	17.8	9.6	12.6	10.4	5.9	8.1	4.4	7.4	3.0	5.2	5.2	4.4	0.7	35.6
	40歳代 (154)	48.7	33.8	16.9	14.9	14.9	15.6	6.5	9.1	7.1	5.2	6.5	7.1	6.5	9.7	-	33.8
	50歳代 (163)	48.5	35.0	13.5	12.3	9.8	10.4	5.5	4.9	6.1	3.1	5.5	4.3	3.1	3.1	0.6	32.5
	60歳代 (183)	49.2	39.3	15.3	20.8	16.9	12.0	10.4	10.9	7.7	6.0	5.5	3.8	3.8	4.9	-	29.0
	70歳以上 (246)	39.8	34.6	14.2	25.2	20.3	14.2	12.2	8.5	5.7	8.9	6.5	5.3	6.1	5.3	-	33.7
居住地別	鹿児島市 (450)	52.7	47.3	21.8	17.8	21.8	13.6	7.3	8.4	8.7	8.0	8.0	8.7	6.4	4.0	0.2	25.3
	鹿児島地域 (57)	45.6	38.6	21.1	21.1	21.1	17.5	10.5	10.5	14.0	15.8	8.8	5.3	10.5	3.5	-	35.1
	南薩地域 (97)	46.4	26.8	10.3	21.6	8.2	7.2	10.3	7.2	7.2	8.2	3.1	3.1	5.2	5.2	-	27.8
	北薩地域 (123)	48.8	38.2	17.1	13.0	10.6	13.8	7.3	8.1	4.9	2.4	3.3	4.9	3.3	4.1	-	31.7
	姶良・伊佐地域 (178)	47.2	33.1	15.2	16.3	15.2	7.9	5.6	6.7	3.4	3.9	2.8	1.1	3.9	4.5	-	32.0
	大隅地域 (125)	38.4	23.2	12.0	12.0	10.4	13.6	9.6	5.6	5.6	3.2	7.2	4.8	2.4	6.4	0.8	38.4
	熊本地域 (30)	46.7	36.7	20.0	23.3	13.3	10.0	10.0	6.7	10.0	10.0	3.3	6.7	6.7	10.0	-	36.7
奄美地域 (48)	43.8	37.5	6.3	10.4	14.6	8.3	12.5	8.3	12.5	6.3	2.1	4.2	8.3	8.3	-	37.5	
回答者別	一般県民 (982)	47.9	36.2	16.1	15.1	14.5	11.7	6.4	7.1	5.4	6.2	4.4	5.0	4.3	3.4	0.1	32.4
	市町村文化協会会員 (70)	47.1	74.3	32.9	32.9	45.7	24.3	32.9	17.1	32.9	10.0	25.7	18.6	15.7	28.6	-	4.3
	県在住外国人 (56)	57.1	32.1	19.6	25.0	14.3	1.8	5.4	7.1	10.7	8.9	5.4	1.8	12.5	-	1.8	23.2

※全体値で降順ソート

(%)

問4 新型コロナウイルス感染症が収束し、あなたの鑑賞活動はどのように変化しましたか。(いくつかつでも)

- 鑑賞活動の変化として、「コロナ禍以前と同じ・もしくはそれ以上に直接的な鑑賞活動を行った」は26.4%。鑑賞方法に変化があったとの回答は、「テレビ、ラジオ、書籍、CD・DVDを通じて鑑賞する機会が増えた」18.7%、「インターネットを通じて鑑賞する機会が増えた」30.1%。
- 年代別では、10歳代で直接鑑賞でない鑑賞機会が増えており、「インターネットを通じて鑑賞する機会が増えた」は5割と高い。
- 居住地域別では、奄美地域で「以前と同じ、もしくはそれ以上」が高い。
- 市町村文化協会会員では、半数以上が「以前と同じ・もしくはそれ以上」となった。



		(n)	26.4	18.7	30.1	8.8	3.1	29.5
全体		(1,108)	26.4	18.7	30.1	8.8	3.1	29.5
年代別	10歳代	(74)	31.1	27.0	50.0	2.7	-	21.6
	20歳代	(153)	30.1	10.5	25.5	4.6	2.0	35.3
	30歳代	(135)	31.9	11.1	23.7	11.9	1.5	30.4
	40歳代	(154)	27.9	16.9	27.3	6.5	4.5	30.5
	50歳代	(163)	25.8	17.8	25.2	9.8	3.7	33.1
	60歳代	(183)	24.6	21.3	31.7	10.9	3.3	27.3
	70歳以上	(246)	20.3	25.2	34.1	11.0	4.1	26.4
居住地域別	鹿児島市	(450)	33.8	20.4	32.0	8.9	3.1	21.6
	鹿児島地域	(57)	26.3	19.3	28.1	10.5	1.8	35.1
	南薩地域	(97)	15.5	9.3	26.8	5.2	1.0	48.5
	北薩地域	(123)	14.6	18.7	33.3	8.1	4.9	35.8
	始良・伊佐地域	(178)	24.2	23.0	26.4	9.6	2.2	32.6
	大隅地域	(125)	20.0	16.0	30.4	12.0	3.2	32.0
	熊毛地域	(30)	20.0	16.7	36.7	10.0	10.0	16.7
奄美地域	(48)	37.5	12.5	20.8	4.2	2.1	33.3	
回答者別	一般県民	(982)	24.3	19.2	30.0	9.2	3.3	29.8
	市町村文化協会会員	(70)	54.3	24.3	34.3	8.6	1.4	10.0
	県在住外国人	(56)	26.8	1.8	25.0	3.6	1.8	48.2

(%)

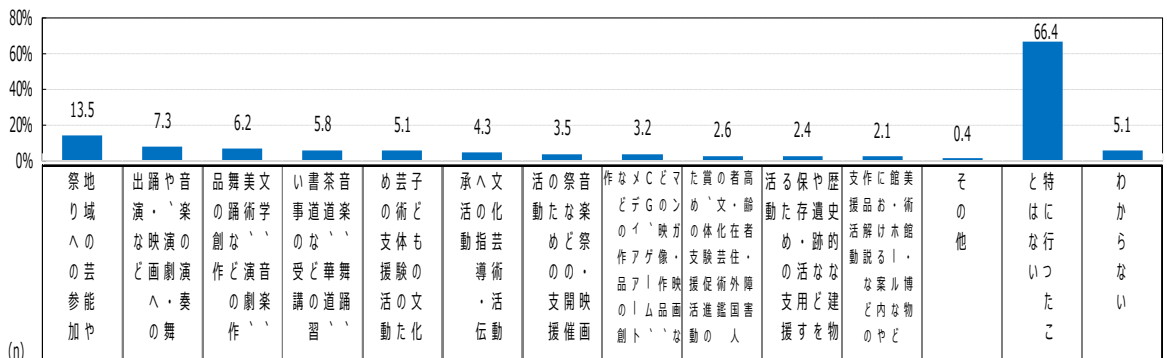
【その他回答（抜粋）】

- ・外出が億劫になった。
- ・混雑する場所への外出が少なくなった。

2. 文化芸術の創作活動

問5 あなたはこの1年間に、鑑賞以外の創造的・体験的活動（創作や出演、習い事、祭りへの参加、ボランティアとしての活動支援）をしたことはありますか。（いくつでも）

- 6割半ばが創造的・体験的活動は「特に行ったことはない」となった。
実施している活動では、「地域の芸能や祭りへの参加」が1割を超えるが、他の活動は1割に満たない。
- 居住地域別では、南薩地域、奄美地域で「地域の芸能や祭りへの参加」が高い。
- 市町村文化協会会員は全般にスコアが高く、県在住外国人は「地域の芸能や祭りへの参加」が半数を超えて高い。
一般県民は「特に行ったことはない」が7割を超え、他層を大きく上回る。



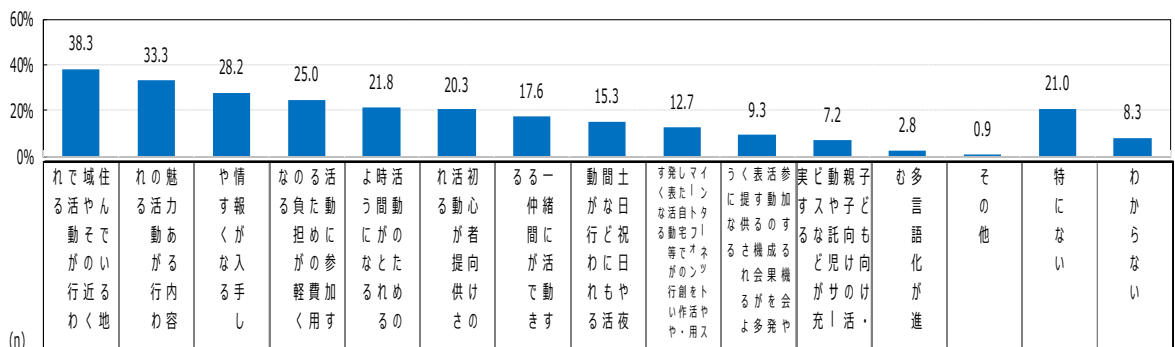
(n)		祭り地域の芸能参加	出演・演奏の映画・演劇・舞台の舞	品舞美文の踊術学	い書茶音の事道楽	め芸子の術ど支体も	承へ文の活の化	活の祭音の動たな祭	作なメCドマのイ、映カ	た賞の者高の体化在者	活る保や歴の動た存遺史	支展品お・術の活解け木館	その他	と特はに	わ	
全体	(1,108)	13.5	7.3	6.2	5.8	5.1	4.3	3.5	3.2	2.6	2.4	2.1	0.4	66.4	5.1	
年代別	10歳代	(74)	18.9	16.2	10.8	13.5	5.4	1.4	1.4	10.8	-	1.4	-	48.6	5.4	
	20歳代	(153)	19.0	7.2	5.2	5.9	1.3	3.3	2.6	3.9	1.3	0.7	1.3	0.7	59.5	5.9
	30歳代	(135)	12.6	7.4	8.1	7.4	5.9	3.0	3.0	5.2	3.0	3.7	3.0	0.7	61.5	10.4
	40歳代	(154)	14.9	7.1	5.2	4.5	7.1	6.5	4.5	3.9	2.6	1.9	1.9	-	65.6	4.5
	50歳代	(163)	15.3	6.1	3.1	4.9	8.0	3.1	6.7	1.2	1.2	0.6	3.1	-	69.9	3.1
	60歳代	(183)	9.8	8.2	6.6	5.5	6.6	7.7	3.8	2.2	4.9	1.6	1.6	1.1	70.5	4.9
	70歳以上	(246)	9.8	4.9	6.9	4.1	2.4	3.7	2.0	1.2	3.3	5.3	2.4	-	74.0	3.3
居住地域別	鹿児島市	(450)	8.2	9.6	7.6	8.9	4.7	3.6	3.3	3.8	2.4	2.7	1.8	0.2	67.3	4.2
	鹿児島地域	(57)	12.3	8.8	8.8	7.0	5.3	5.3	1.8	7.0	5.3	1.8	1.8	1.8	56.1	12.3
	南薩地域	(97)	36.1	4.1	7.2	4.1	5.2	4.1	5.2	2.1	2.1	3.1	3.1	-	49.5	7.2
	北薩地域	(123)	12.2	4.9	4.9	4.1	1.6	4.1	3.3	3.3	2.4	1.6	2.4	0.8	72.4	5.7
	姶良・伊佐地域	(178)	8.4	3.9	3.9	2.2	5.6	3.4	2.2	3.4	2.2	1.7	2.2	-	74.2	3.9
	大隅地域	(125)	16.8	6.4	4.8	0.8	8.0	7.2	5.6	0.8	1.6	2.4	2.4	0.8	66.4	5.6
	熊本地域	(30)	16.7	13.3	3.3	-	6.7	3.3	3.3	-	6.7	-	-	-	73.3	-
奄美地域	(48)	31.3	8.3	6.3	12.5	6.3	8.3	4.2	4.2	4.2	6.3	2.1	-	56.3	4.2	
回答者別	一般県民	(982)	9.2	5.0	4.4	4.3	3.2	2.1	1.8	3.6	1.7	1.9	1.3	0.4	72.5	5.3
	市町村文化協会会員	(70)	44.3	45.7	34.3	24.3	34.3	38.6	28.6	1.4	14.3	8.6	12.9	-	7.1	1.4
	県在住外国人	(56)	51.8	-	3.6	8.9	1.8	-	1.8	-	3.6	3.6	1.8	-	33.9	5.4

※全体値で降順ソート

(%)

問6 では、あなたは、どうすれば鑑賞以外の創造的・体験的活動にもっと参加しやすくなると思いますか。(いくつでも)

- 参加しやすくなる方法として、「住んでいる地域やその近くで活動が行われる」38.3%、「魅力ある内容の活動が行われる」33.3%、「情報が入手しやすくなる」28.2%などが上位。
- 年代別では、10-20歳代で他の年代より要望が多様で、中でも10歳代は「費用の負担が軽くなる」「一緒に活動する仲間ができる」が高い。
- 市町村文化協会会員は全般にスコアが高く、課題意識が強い。県在住外国人は、「住んでいる地域やその近くで活動が行われる」「情報が入手しやすくなる」のほか「多言語化が進む」が高い。



(n)		38.3	33.3	28.2	25.0	21.8	20.3	17.6	15.3	12.7	9.3	7.2	2.8	0.9	21.0	8.3
全体	(1,108)	38.3	33.3	28.2	25.0	21.8	20.3	17.6	15.3	12.7	9.3	7.2	2.8	0.9	21.0	8.3
年代別	10歳代 (74)	54.1	41.9	36.5	41.9	27.0	25.7	32.4	21.6	23.0	14.9	6.8	6.8	-	5.4	1.4
	20歳代 (153)	45.8	35.3	34.0	29.4	27.5	26.1	20.3	19.6	12.4	8.5	8.5	7.2	1.3	20.3	5.9
	30歳代 (135)	43.0	33.3	31.9	27.4	25.9	20.7	17.0	28.1	19.3	8.9	16.3	5.9	-	14.1	8.1
	40歳代 (154)	29.2	32.5	22.1	26.0	24.0	18.2	16.9	14.3	6.5	7.1	10.4	1.9	1.3	24.7	7.8
	50歳代 (163)	30.1	33.1	25.8	22.1	21.5	14.7	17.8	14.7	9.2	11.0	4.3	1.2	0.6	27.6	9.8
	60歳代 (183)	33.9	30.6	30.1	23.0	21.9	20.8	14.2	12.0	11.5	7.7	4.9	1.1	1.6	19.1	13.1
	70歳以上 (246)	40.7	32.1	24.0	18.7	13.0	19.5	14.6	7.3	13.4	9.8	3.3	-	0.8	24.8	7.7
居住地別	鹿児島市 (450)	40.7	38.7	33.6	31.6	22.0	24.2	20.0	16.9	14.9	9.6	7.1	4.4	0.9	16.0	6.9
	鹿児島地域 (57)	35.1	40.4	29.8	36.8	21.1	24.6	17.5	17.5	10.5	10.5	8.8	1.8	3.5	15.8	12.3
	南薩地域 (97)	43.3	28.9	20.6	15.5	20.6	14.4	16.5	11.3	10.3	4.1	7.2	2.1	-	25.8	10.3
	北薩地域 (123)	37.4	27.6	25.2	20.3	25.2	23.6	21.1	17.9	13.8	8.1	7.3	1.6	1.6	23.6	10.6
	姶良・伊佐地域 (178)	33.1	33.7	24.2	20.8	18.0	14.0	13.5	11.8	11.2	10.1	7.3	1.1	1.1	24.2	9.0
	大隅地域 (125)	32.8	24.0	24.0	20.0	23.2	14.4	8.8	13.6	10.4	10.4	6.4	2.4	-	29.6	6.4
	熊本地域 (30)	40.0	23.3	23.3	6.7	16.7	23.3	30.0	16.7	13.3	13.3	3.3	-	-	26.7	10.0
奄美地域 (48)	43.8	27.1	27.1	20.8	27.1	18.8	18.8	16.7	8.3	10.4	10.4	2.1	-	20.8	8.3	
回答者別	一般県民 (982)	35.7	32.3	26.6	24.3	20.7	19.5	16.3	14.7	13.5	7.8	6.6	2.0	0.9	22.3	9.0
	市町村文化協会会員 (70)	62.9	51.4	41.4	41.4	44.3	31.4	32.9	20.0	7.1	31.4	21.4	-	1.4	-	1.4
	県在住外国人 (56)	51.8	28.6	39.3	16.1	12.5	21.4	21.4	21.4	5.4	7.1	-	19.6	-	25.0	5.4

※全体値で降順ソート

(%)

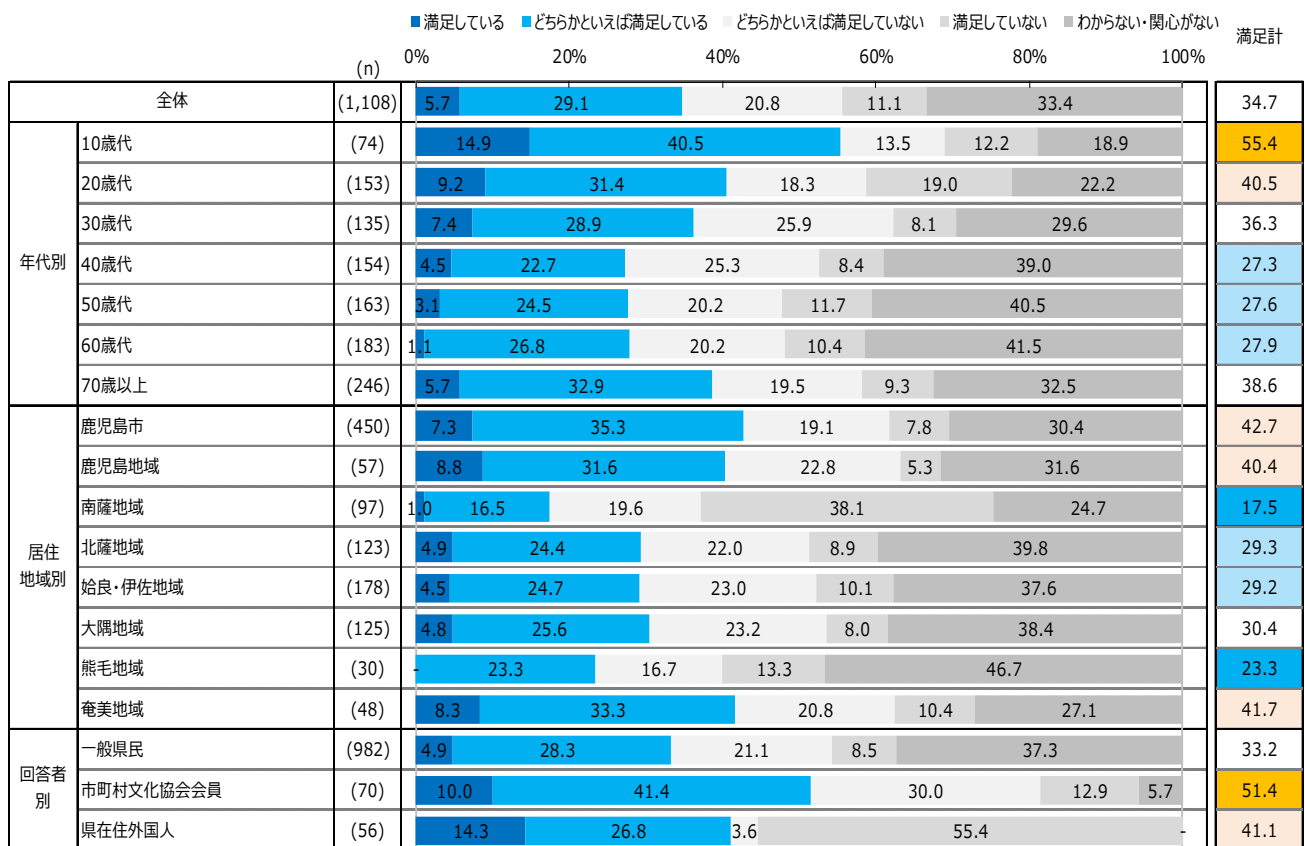
【その他回答 (抜粋)】

- ・活動するための支援
- ・バリアフリー化
- ・ネット広告などで積極的に宣伝が目に入る。

3. 地域の文化的環境

問7 あなたは、文化芸術の鑑賞活動や鑑賞以外の創造的・体験的活動（創作や習い事、祭りへの参加、ボランティアとしての活動支援など）、文化財・伝統的まちなみの保存・整備など、お住まいの地域での文化的な環境に満足していますか。

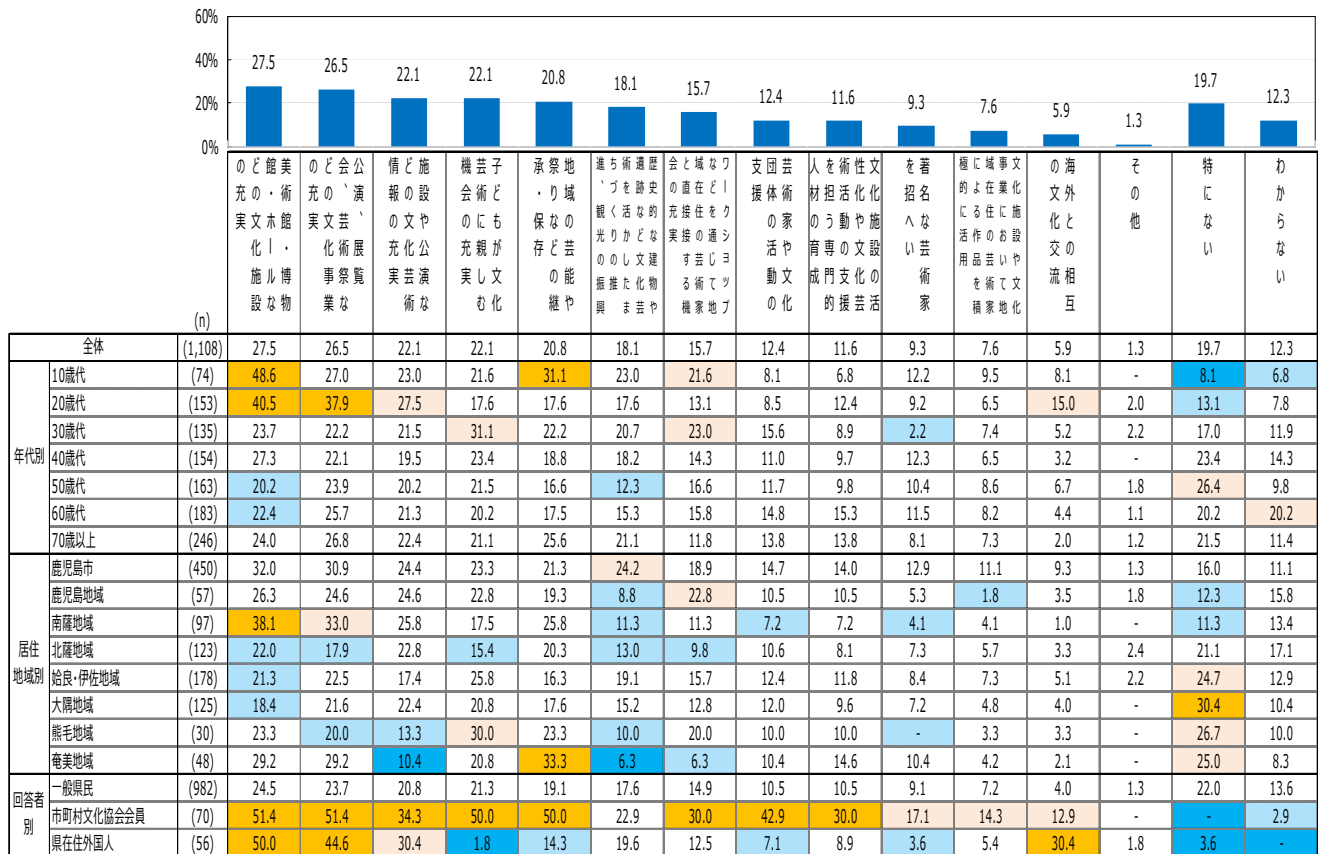
- 「満足している」5.7%、「どちらかといえば満足している」29.1%と、3割半ばが満足していた。
- 年代別では、10-20歳代で満足度が高い。
- 居住地域別では、鹿児島市、鹿児島地域、奄美地域で満足度が高め。
- 市町村文化協会会員では満足度が高く、県在住外国人も4割強が満足しており、一般県民を上回る。



満足計は「満足している」+「どちらかといえば満足している」 (%)

問8 では、あなたは、お住まいの地域の文化的な環境を充実させるために、何が必要だと思いますか。(いくつでも)

- 必要なこととして、「美術館・博物館・ホールなどの文化施設の充実」27.5%、「公演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実」26.5%、「施設や公演などの文化芸術情報の充実」「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」各22.1%が上位。
- 年代別では、10-20歳代で「文化施設の充実」、20歳代で「文化事業の充実」、10歳代で「継承・保存」などが高い。
- 居住地域別では、南薩地域で「文化施設の充実」が、奄美地域で「継承・保存」が高く、それぞれ必要なことのトップ。
- 市町村文化協会会員は全般にスコアが高く、必要との意見が多様。県在住外国人は、「文化施設の充実」「文化事業の充実」「文化芸術情報の充実」のほか、「海外との相互の文化交流」が高い。



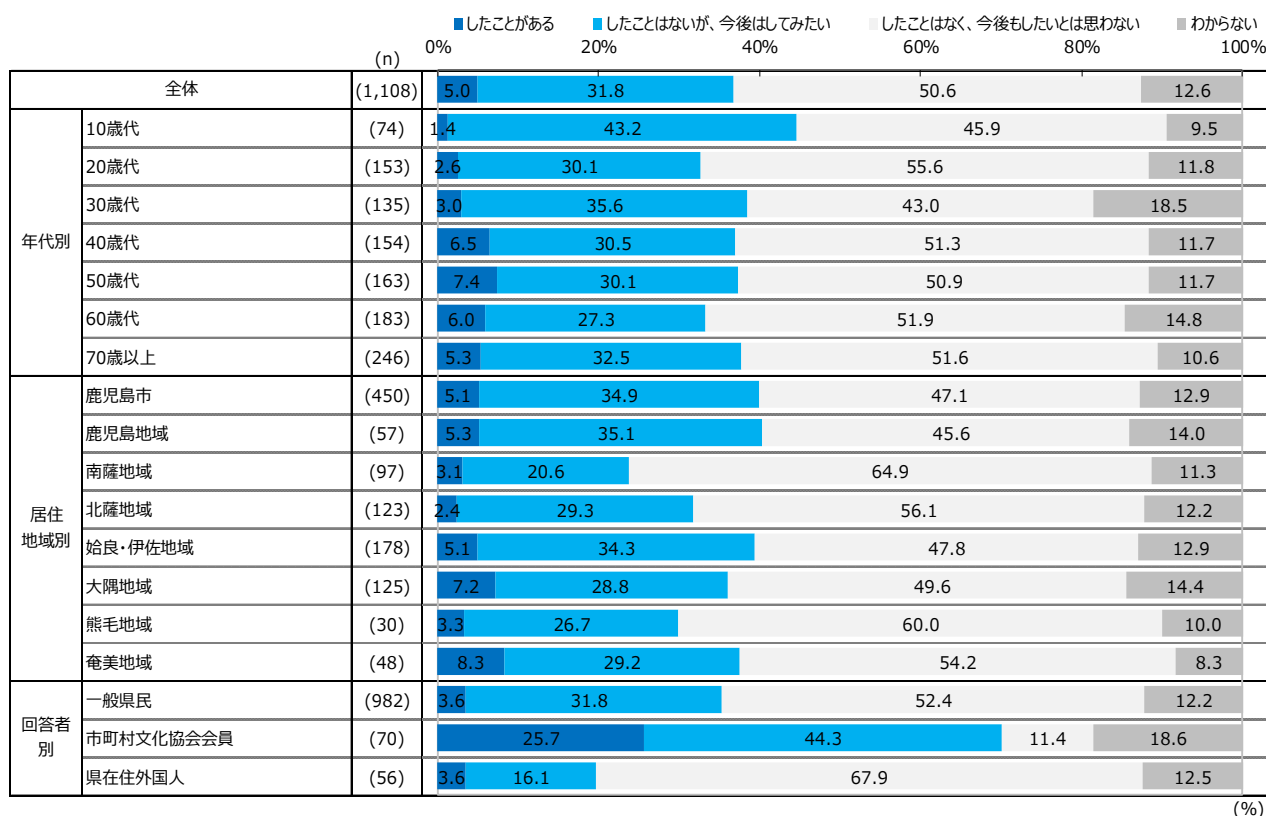
【その他回答（抜粋）】

- ・核となる人材の育成
- ・鑑賞価格の引下げ・利用料割引
- ・ネットを通じた広告等の情報発信

4. 文化芸術の振興に対する寄付に関する意識

問9 あなたは、この1年間に、チケット代金以外の文化芸術振興に関わる寄付（寄付型クラウドファンディングを含む。）をしたことがありますか。ふるさと納税は対象外とします。

- 寄付を「したことがある」5.0%、「したことはないが、今後はしてみたい」31.8%。
- 年代別では、10歳代で「今後はしてみたい」が4割を超えて高い。
- 居住地域別では、南薩地域や熊毛地域で「したことはなく、今後もしたいとは思わない」が6割と高い。
- 市町村文化協会会員においても「したことがある」は25.7%。「今後はしてみたい」は44.3%。県在住外国人では、「したことはなく、今後もしたいとは思わない」が7割弱と高く、寄付に消極的。

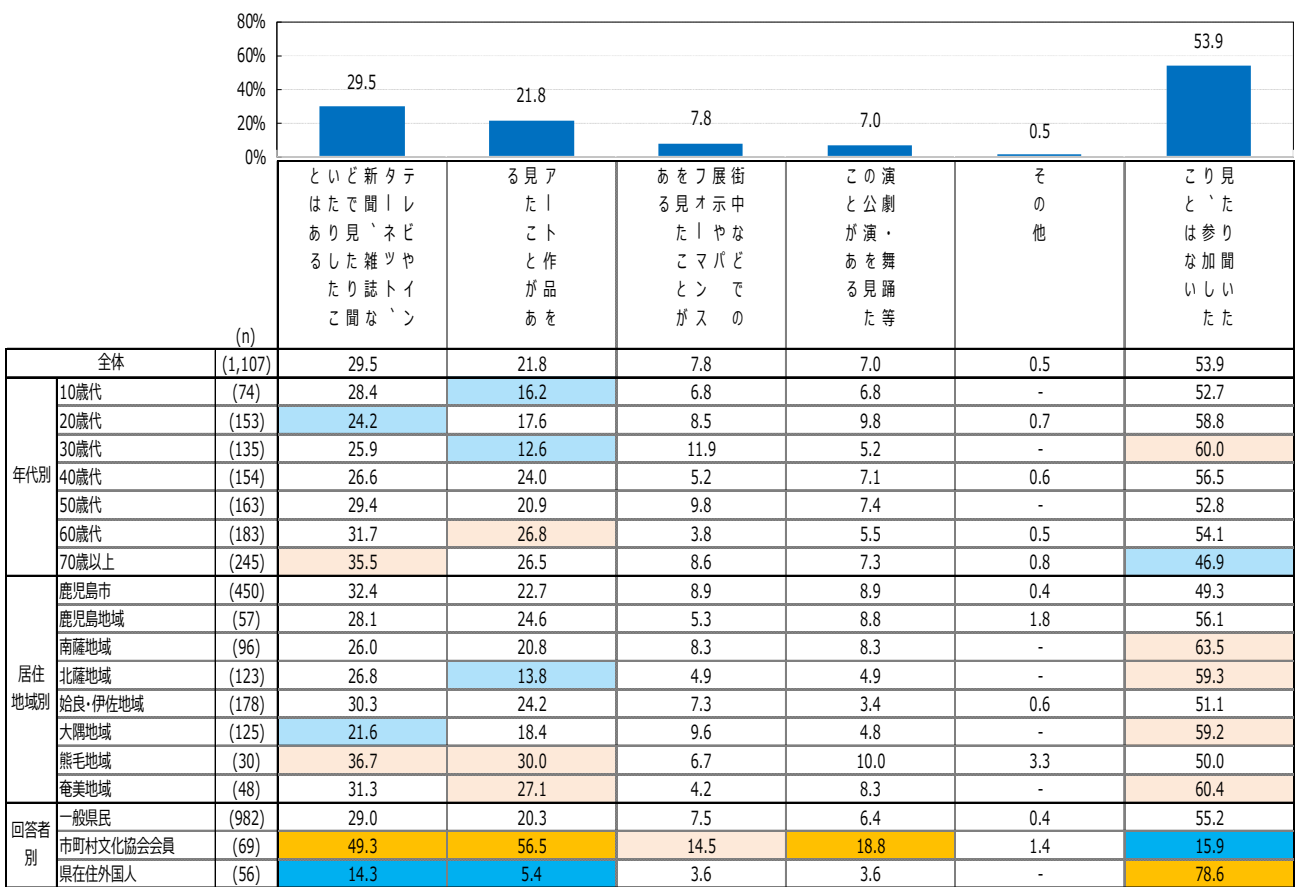


(%)

5. 障害者の文化芸術活動

問10 あなたは、障害のある方のアート作品（絵画・造形等）や演劇、ダンスなどの芸術活動について、これまでに鑑賞や参加などしたことはありますか。（いくつでも）。

- 障害のある方の芸術活動について、半数以上が「見たり聞いたり、参加したことはない」となった。
- 鑑賞・参加した芸術活動は、「テレビやインターネット、新聞、雑誌などで見たり聞いたりしたことはある」29.5%、「アート作品を見たことがある」21.8%。
- 市町村文化協会会員では8割以上に鑑賞・参加経験がみられ、県在住外国人では2割にとどまる。



※全体値で降順ソート

(%)

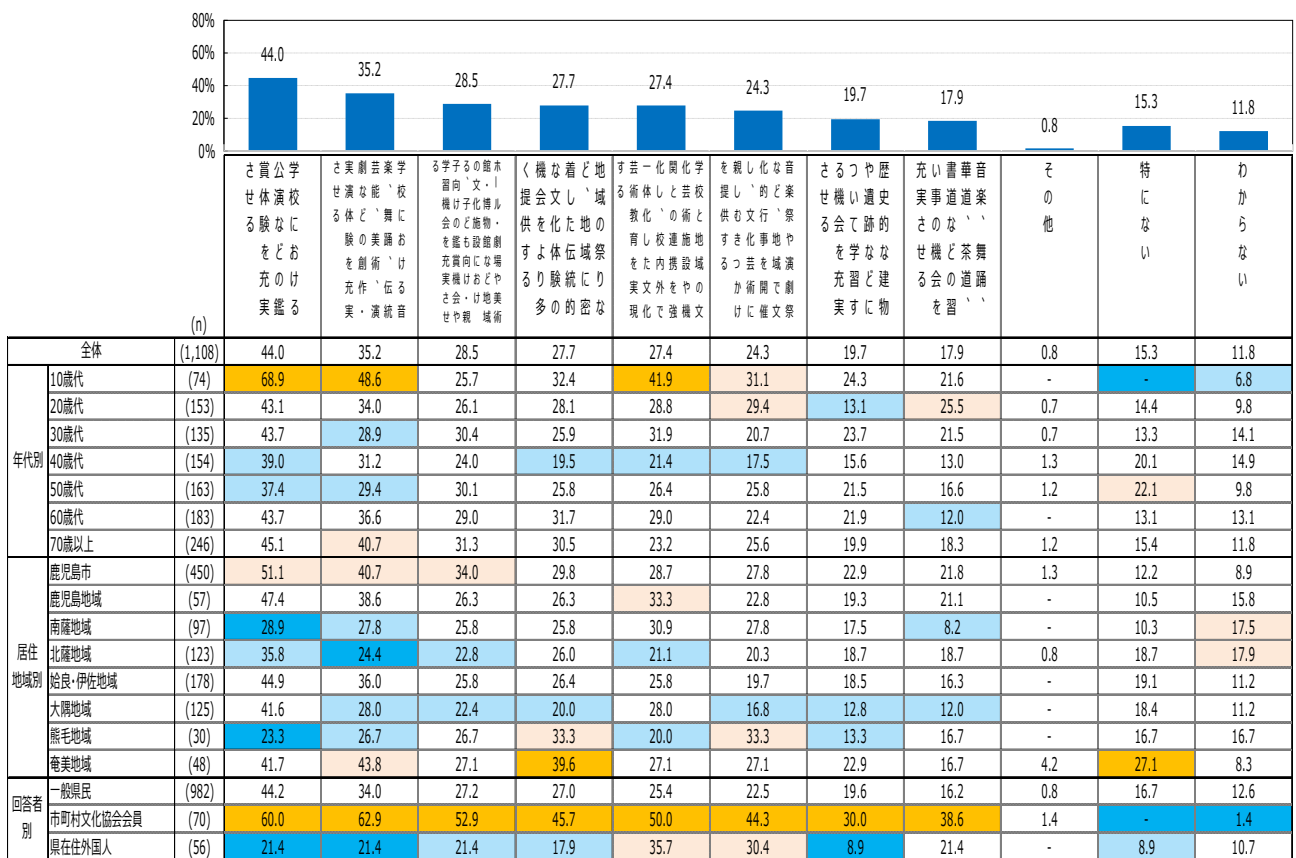
【その他回答（抜粋）】

- ・一緒に創作した。
- ・アート作品を購入した。

5. 子どもの文化芸術体験

問 11 あなたは、子どもの文化芸術体験について、何が重要だと思いますか。(いくつでも)。

- 子どもの文化芸術体験について、「学校における公演などの鑑賞体験を充実させる」44.0%、「学校における音楽、舞踊、伝統芸能、美術、演劇などの創作・実演体験を充実させる」35.2%、と学校での体験の充実が上位。
- 年代別では、10歳代で学校での体験や「校内外で一体化した文化芸術教育を実現」が高い。
- 居住地域別では、奄美地域で「地域に密着した伝統的な文化体験の機会をより多く提供」が高い。
- 市町村文化協会会員は全般にスコアが高く、重要視する施策が多様。県在住外国人では、「校内外で一体化した文化芸術教育を実現」「地域で文化的行事を開催」が高い。



※全体値で降順ソート

(%)

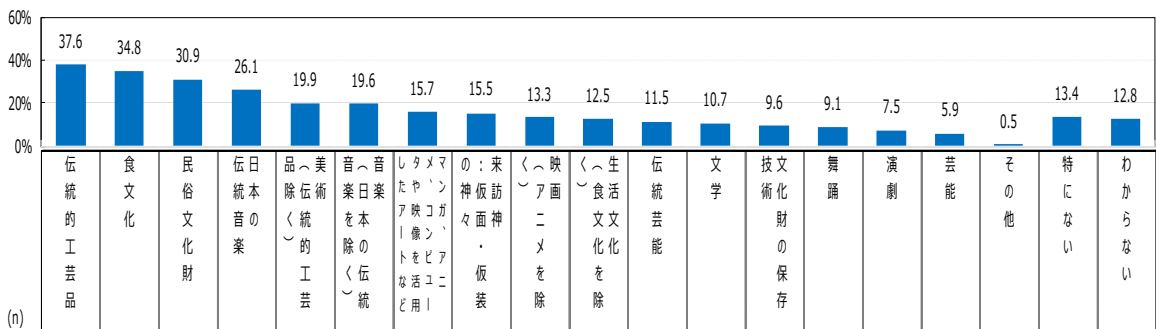
【その他回答（抜粋）】

- ・生活や気持ちにゆとりを持てる社会・家庭づくり
- ・授業などの義務感ではなく、まず楽しいと思ってもらう。

6. 文化芸術の発信等

問 12 あなたは、本県の文化芸術の魅力国内外に発信するため、積極的に取り組むべき分野はどれがよいと思いますか。(いくつでも)。

- 文化芸術の魅力発信する分野は、「伝統的工芸品」37.6%、「食文化」34.8%、「民俗文化財」30.9%が上位。
- 年代別では、10歳代で「音楽」「マンガ、アニメ、コンピュータや映像を活用したアートなど」などが高い。
- 居住地域別では、熊毛地域で「来訪神」が、奄美地域で「日本の伝統音楽」が高い。
- 市町村文化協会会員は全般にスコアが高く、「民俗文化財」がトップ。県在住外国人では、「マンガ、アニメ、コンピュータや映像を活用したアートなど」がトップであったほか、「舞踊」なども高い。



	(n)	伝統的工芸品	食文化	民俗文化財	伝統本音の音楽	品(除く)美術	音楽(除く)本音	音楽(除く)本音	マンガ、アニメ、コンピュータや映像を活用したアートなど	来訪神・仮装	映画・アニメを除外	生活文化を除外	伝統芸能	文学	技術文化財の保存	舞踊	演劇	芸能	その他	特になし	わからない
全体	(1,108)	37.6	34.8	30.9	26.1	19.9	19.6	15.7	15.5	13.3	12.5	11.5	10.7	9.6	9.1	7.5	5.9	0.5	13.4	12.8	
年代別	10歳代	(74)	37.8	37.8	33.8	32.4	20.3	32.4	27.0	14.9	18.9	16.2	10.8	12.2	6.8	8.1	10.8	8.1	-	-	5.4
	20歳代	(153)	34.6	34.0	25.5	27.5	21.6	23.5	24.2	15.7	17.0	15.0	8.5	11.8	6.5	17.6	9.8	3.9	-	9.2	9.8
	30歳代	(135)	37.0	32.6	25.2	25.9	18.5	20.0	23.0	14.1	16.3	17.0	11.1	11.1	11.9	8.1	8.1	5.2	2.2	12.6	14.8
	40歳代	(154)	30.5	39.6	23.4	25.3	14.3	17.5	15.6	16.2	13.6	10.4	12.3	13.0	11.0	5.2	5.2	9.1	-	19.5	9.7
	50歳代	(163)	36.8	37.4	33.1	23.9	16.0	14.7	16.6	13.5	12.3	12.3	14.1	4.3	10.4	8.0	6.1	4.9	-	19.6	10.4
	60歳代	(183)	39.9	32.2	29.5	25.7	25.1	20.8	11.5	17.5	14.2	9.8	9.3	10.4	10.9	9.3	7.1	6.0	1.1	10.9	18.6
	70歳以上	(246)	43.1	32.9	40.7	25.6	21.5	16.7	5.7	15.9	7.3	10.6	13.0	12.6	8.5	7.7	7.3	5.3	0.4	14.6	15.0
居住地域別	鹿児島市	(450)	43.1	37.3	33.6	28.7	22.2	25.6	18.2	16.2	15.3	12.7	11.3	13.3	10.2	8.2	10.0	6.7	0.7	11.1	10.0
	鹿児島地域	(57)	43.9	36.8	26.3	22.8	22.8	12.3	8.8	15.8	10.5	17.5	8.8	12.3	7.0	7.0	1.8	3.5	-	12.3	14.0
	南薩地域	(97)	29.9	33.0	37.1	19.6	15.5	13.4	14.4	16.5	13.4	9.3	11.3	10.3	9.3	17.5	8.2	3.1	-	6.2	12.4
	北薩地域	(123)	30.1	30.1	23.6	25.2	11.4	12.2	16.3	15.4	14.6	7.3	10.6	11.4	7.3	8.1	7.3	4.9	0.8	15.4	19.5
	始良・伊佐地域	(178)	35.4	34.3	28.1	24.7	24.7	23.6	16.9	14.6	13.5	14.0	15.2	10.1	13.5	9.0	7.3	10.7	1.1	16.9	14.6
	大隅地域	(125)	33.6	34.4	28.0	18.4	19.2	14.4	10.4	9.6	8.8	12.8	8.8	4.0	6.4	8.0	3.2	2.4	-	19.2	9.6
	熊毛地域	(30)	36.7	23.3	26.7	33.3	6.7	6.7	20.0	26.7	10.0	13.3	16.7	6.7	3.3	10.0	-	3.3	-	13.3	23.3
回答者別	奄美地域	(48)	33.3	35.4	37.5	41.7	16.7	10.4	8.3	18.8	6.3	16.7	8.3	10.4	8.3	6.3	2.1	-	18.8	16.7	
	一般県民	(982)	37.4	34.2	28.3	24.4	18.6	18.3	14.6	14.6	12.4	11.3	11.1	10.8	9.2	6.5	6.8	5.7	0.6	15.1	14.2
	市町村文化協会会員	(70)	54.3	47.1	62.9	52.9	34.3	34.3	15.7	31.4	17.1	24.3	22.9	11.4	20.0	30.0	17.1	11.4	-	1.4	2.9
	県在住外国人	(56)	21.4	30.4	35.7	21.4	23.2	23.2	35.7	12.5	23.2	17.9	3.6	8.9	3.6	28.6	7.1	1.8	-	-	1.8

※全体値で降順ソート

(%)

【その他回答(抜粋)】

- ・(明治) 維新以外も含む歴史遺産
- ・ジオパークなど鹿児島特有の自然

問13 そのほか、本県の文化芸術の振興に関して、御意見等があればお聞かせください。(自由記述)

(以下抜粋)

【情報発信・情報の充実】

- ・時々乗る電車の吊り広告で、美術館や公民館の期間限定イベントを知ったり見たりする。もう少しPRしてもよさそうだと思う。(鹿児島市、女性、10歳代(一般県民))
 - ・鹿児島弁や独特の文化など魅力的なものがたくさんあるので、SNSを利用し多くの人に知ってもらいたい。(北薩地域、女性、30歳代(一般県民))
 - ・TikTokとかYouTubeとか、できればbilibili※で鹿児島の文化を紹介する。そうすれば人気になる可能性が高い。(鹿児島市、男性、30歳代(県在住外国人))
- ※ 中国の大手動画共有サイト

【次世代への活動継承】

- ・若年層を取り込み、老年世代との交流かつ伝統の引き継ぎを行うことが良いと考える。(鹿児島市、女性、10歳代(一般県民))
- ・伝統的に引き継がれているものが多く、後継者育成のための環境や経済的支援が必要だと思う。(始良・伊佐地域、男性、60歳代(一般県民))

【財源・予算・補助金】

- ・文化財の継承・保存について費用が不足して活動できなくなることをよく耳にする。積極的に補助金などを支給する取り組みが必要だと思う。(始良・伊佐地域、男性、60歳代(一般県民))
- ・予算などもっと支援すべきところを増やしておかないと文化はどんどん廃れていくと思う。(鹿児島市、女性、40歳代(一般県民))

【文化施設の充実】

- ・バリアフリー化が進めば、より多くの人たちが楽しめるようになる。(北薩地域、女性、20歳代(一般県民))

【文化芸術に親しむ機会の充実・体制づくり】

- ・音楽、美術、伝統芸能の正統派、全国規模の企画イベントを招へいしてほしい。そのためには施設の充実が不可欠。文化芸術をコーディネートする部署、人材を養成する必要がある。適任者を早急に配置、今でも活動しているめばしい人を登用してほしい。若い世代にコーディネーターをしてほしい。(鹿児島市、男性、60歳代(市町村文化協会会員))

【文化事業の充実】

- ・県外から本格的な活動を行う芸術家を積極的に招へいするべき。学生のアウトリーチ等も積極的に活用を検討くださるとなお良いと思う。(鹿児島市、男性、40歳代(一般県民))
- ・体験型の芸術が大切だと思う。実際の演奏、美術に触れることで感じられることを意識した方がよいと思う。(始良・伊佐地域、女性、40歳代(一般県民))
- ・在住外国人による文化活動の支援(鹿児島市、男性、60歳代(一般県民))
- ・離島でもコンサートや美術個展等をもっと積極的に開催してもらえたら嬉しい。(奄美地域、女性、50歳代(一般県民))
- ・せっかく音楽や絵の学校もあるので、もっと積極的に展覧会や発表会をやってほしい。学生さんたちにも積極的に芸術に参加してほしい。高校美展や学校の定期演奏会以外で学生さんが活躍できる場面があれば応援しに行きたいので、県民に広く教えてほしい。(鹿児島市、女性、20歳代(一般県民))
- ・ホールがある地域への芸術活動支援は少しずつ浸透しているように感じるが、ホールのない地域への文化活動、演奏、公演等支援は進んでいないように感じる。(奄美地域、女性、40歳代(市町村文化協会会員))

【子どもが文化芸術に親しむ機会の充実】

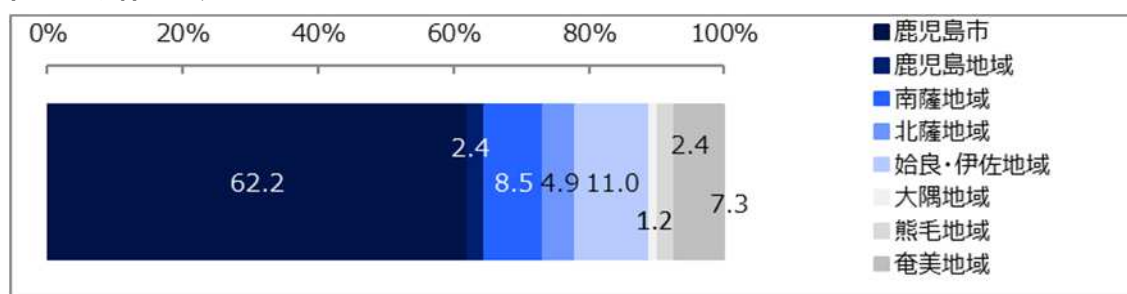
- ・子育てでなかなか触れる機会がないため、小さい子どもでも文化に触れる機会があったら参加したい。(鹿児島市、女性、30歳代(一般県民))
- ・貧富の差による体験の格差が子どもたちに顕著に表れてると言われる。少しでも格差をなくしてほしい。(大隅地域、女性、20歳代(一般県民))

集計結果（文化芸術団体）

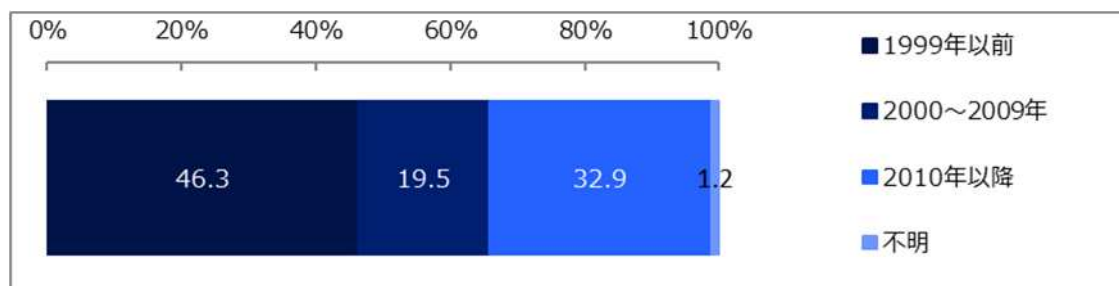
テーマ	「文化芸術の振興」に関するアンケート調査
調査対象者	県内で活動する文化芸術団体
調査対象者数	142 団体
回答者数	82 団体（57.7%）
調査時期	令和7年9月～10月

1. 団体の概要等

問1 所在地域

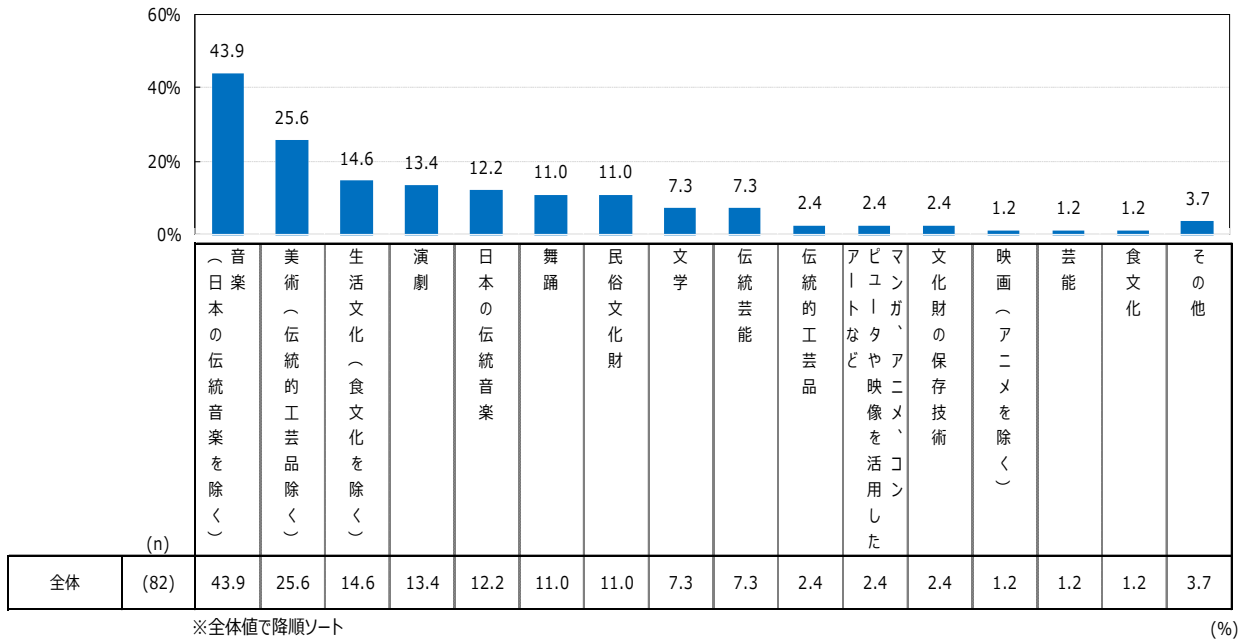


問2 活動開始年



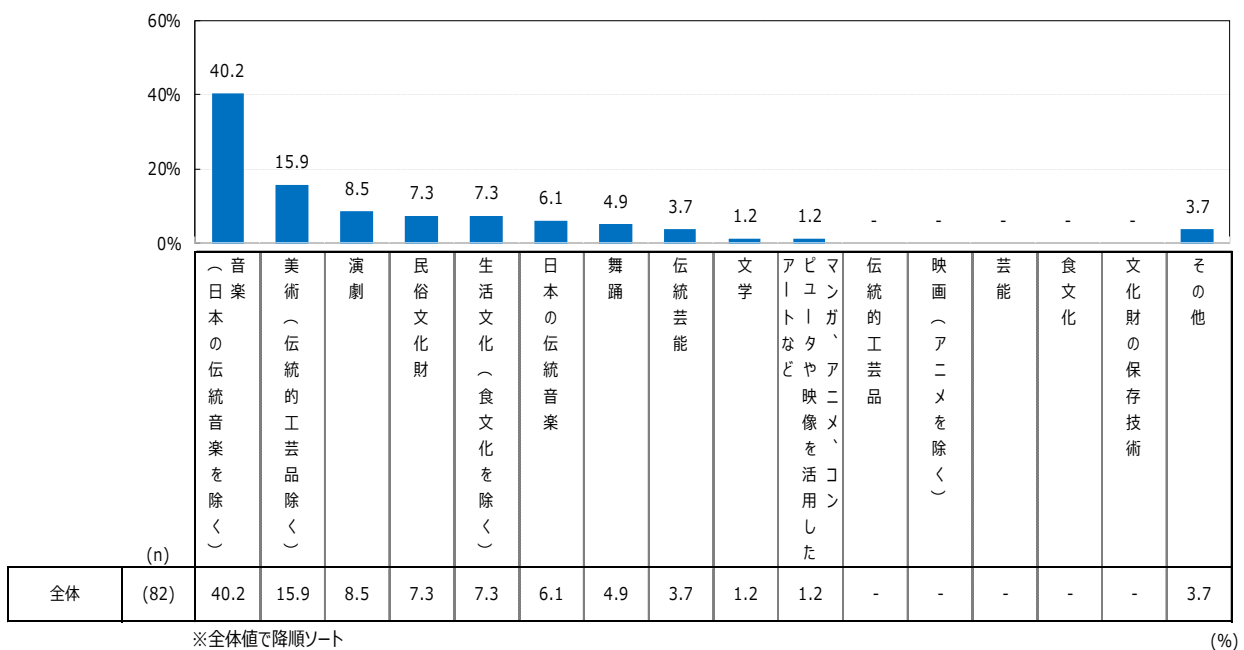
問 3-1 活動分野 (いくつでも)

■ 活動分野は、「音楽」が43.9%と最も高く、「美術」25.6%、「生活文化」14.6%が続く。



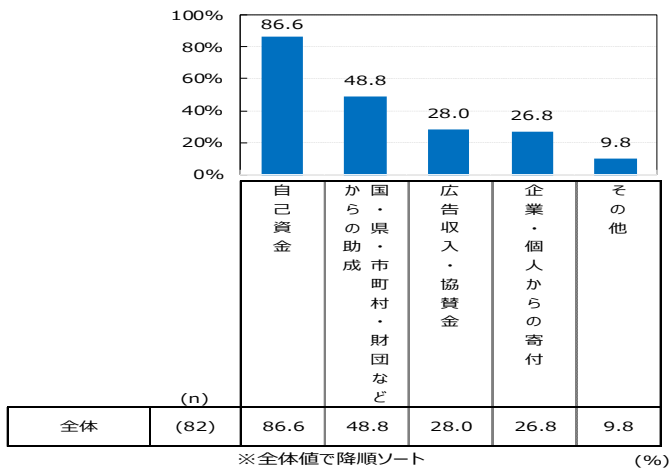
問 3-2 上記のうち主要な活動分野

■ 主要な活動分野は、「音楽」が40.2%と最も高く、「美術」15.9%が続く。



問4 活動資金（いくつでも）

- 活動資金は「自己資金」が86.6%と突出して高く、次いで「国・県・市町村・財団などからの助成」が48.8%。いくつかの方法で活動資金を得ている。

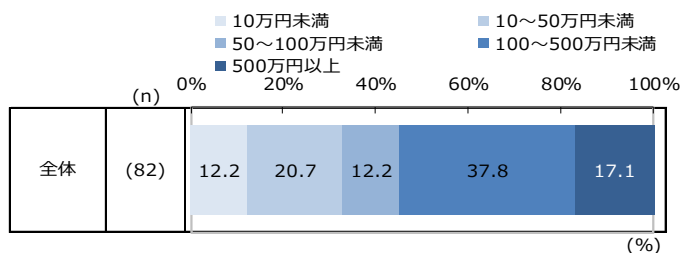


【その他回答（抜粋）】

- ・イベント出演料
- ・入場料・参加料

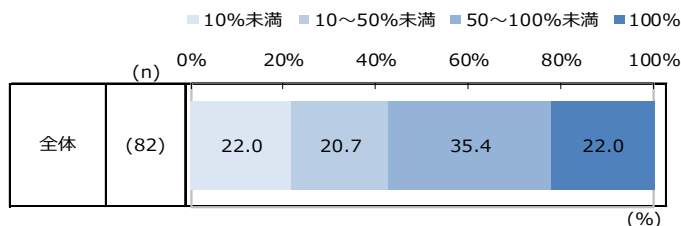
問5 令和6年度の活動資金

- 令和6年度の活動資金は、「100～500万円未満」が37.8%と最も多く、10万円未満から500万円以上まで様々である。



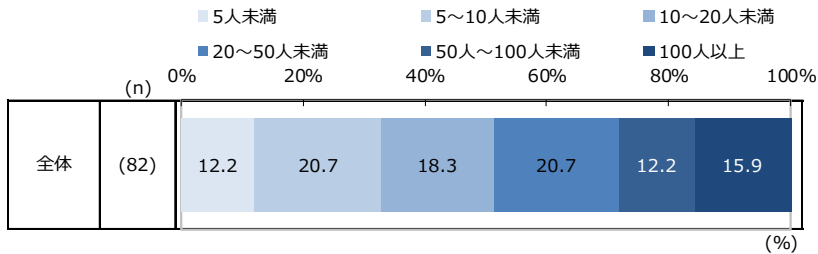
問6 上記の活動資金に占める自己資金の割合

- 自己資金の割合は、「50～100%未満」が35.4%と最も多く、「100%」も22.0%みられる。



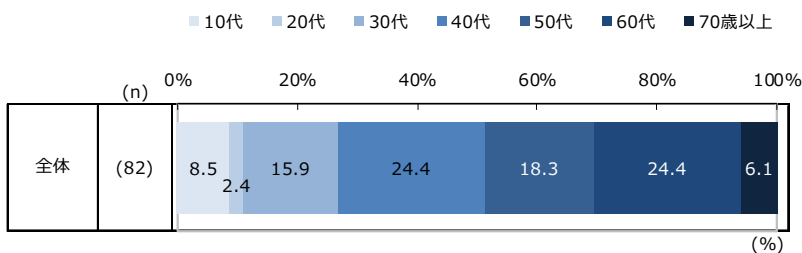
問7 活動員（会員）数 ※連合団体の場合は、構成団体数

- 活動員数は、10人未満が3割強、10～50人未満が4割弱、50人以上が3割弱と、活動員規模は様々である。



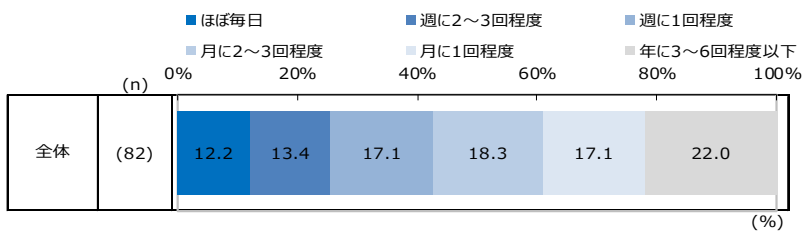
問8 会員の平均年齢

- 会員の平均年齢は、40～60代が中心。

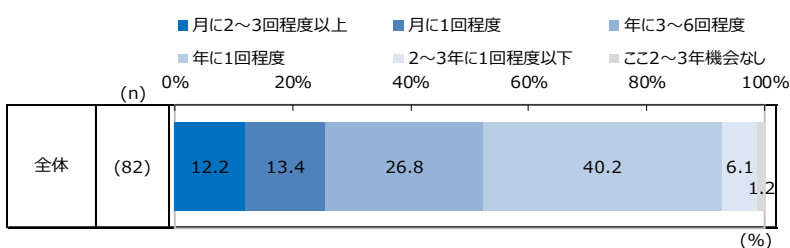


問9 練習と発表の頻度

- 練習頻度は、週に1回以上が4割強。「ほぼ毎日」も12.2%みられる。



- 発表頻度は、「年に1回程度」が40.2%と最も多いが、1/4が「月に1回以上」発表している。

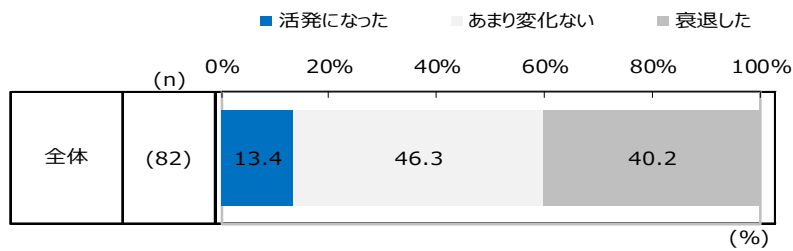


問 10 新型コロナウイルス感染症による影響

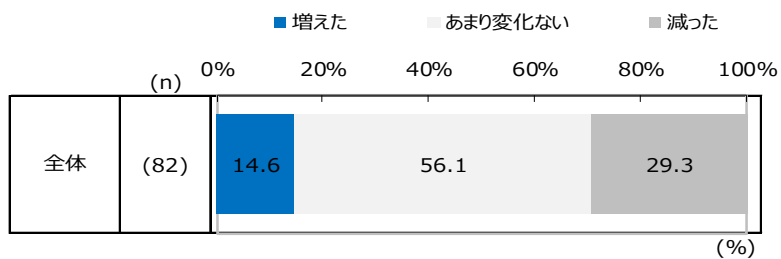
- 新型コロナウイルスによる活動状況、活動員数、活動資金は「あまり変化がない」が半数程度を占める。

ただし、活動状況、活動員数、活動資金いずれも、「衰退した/減った/減少傾向」が「活発になった/増えた/増加傾向」を上回る。

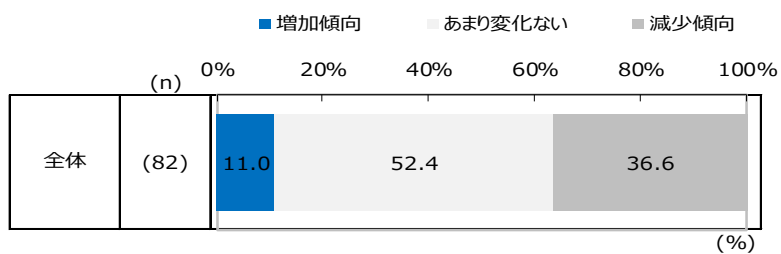
【活動状況】



【活動員数】



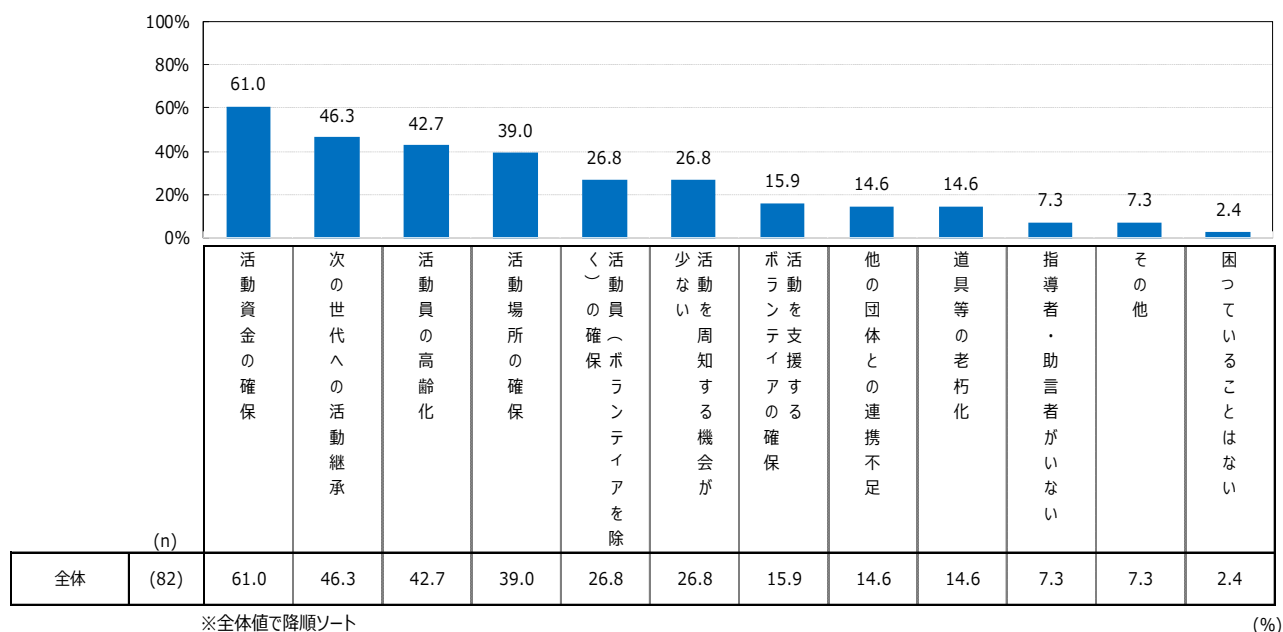
【活動資金】



2. 団体の活動状況

問 11 活動に際して困っていることは何ですか。(いくつでも)

- ほぼ全数が活動に関して困りごとがあるとしており(「困っていることはない」2.4%)、その内容として「活動資金の確保」61.0%、「次の世代への活動継承」46.3%、「活動員の高齢化」42.7%、「活動場所の確保」39.0%などが上位。

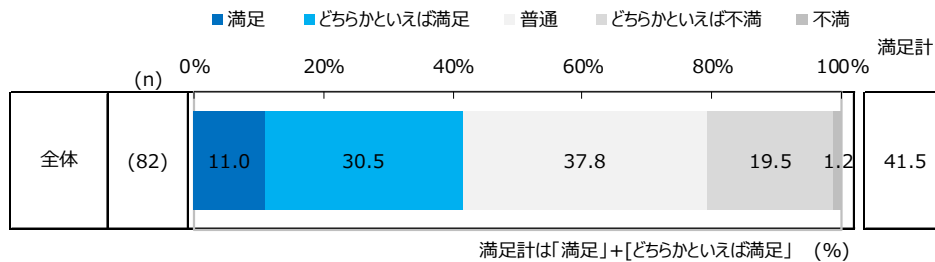


【その他回答 (抜粋)】

- ・集客
- ・ニーズのキャッチアップ
- ・Wi-Fi 環境がない施設が多い。

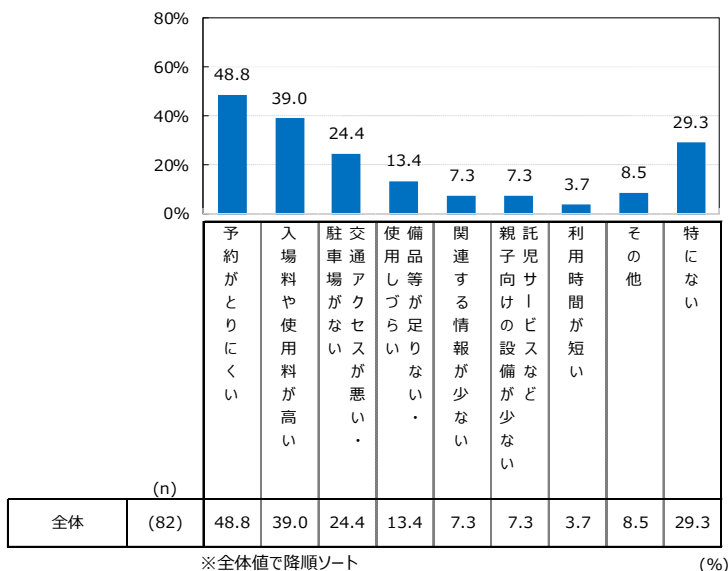
問 12 練習や発表で最も利用する県内施設の満足度

■ 施設の満足度は41.5%。「普通」も4割弱と同程度みられた。



問 13 練習や発表で施設を利用する上で、支障となっていることはありますか。(いくつでも)

■ 支障となっていることは、「予約がとりにくい」が48.8%と最も高く、「入場料や使用料が高い」39.0%、「交通アクセスが悪い・駐車場がない」24.4%が続く。

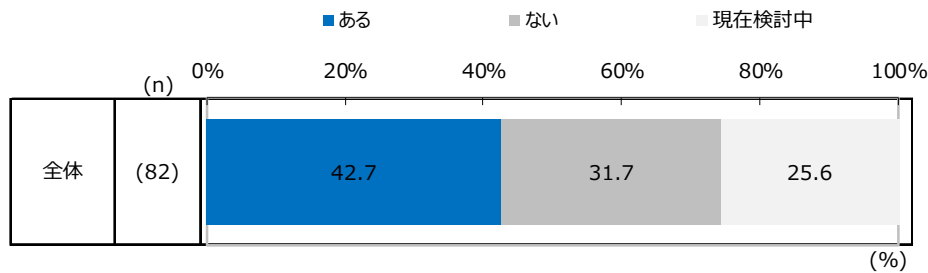


【その他回答 (抜粋)】

- ・施設の老朽化
- ・各市町村の文化芸術施設にある屋外敷地を使わせてもらいたい。
- ・バリアフリートイレの不足

問 14 貴団体の発表等は、障害のある人が行きやすくなるような工夫はありますか。

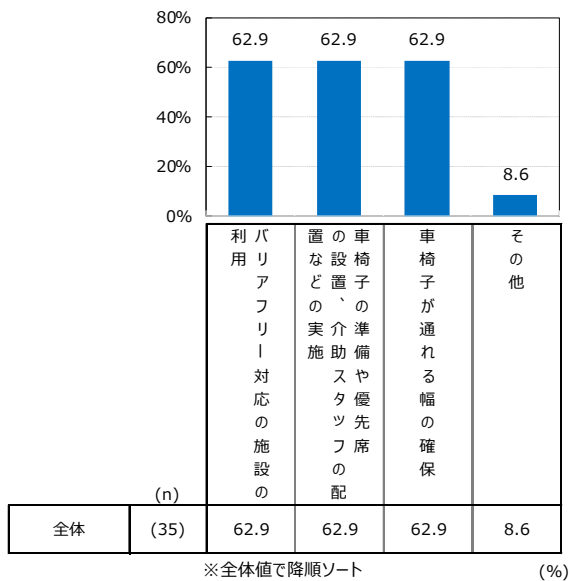
■ 障害のある人が行きやすくなるような工夫をしているのは 42.7%、「現在検討中」は 25.6%。



(問 14 で「ある」と答えた方に)

問 15 具体的な工夫を教えてください。(いくつでも)

■ 具体的な工夫として、「バリアフリー対応の施設の利用」「優先席設置、介助スタッフ配置」「車椅子が通れる幅の確保」はいずれも 6 割以上が行っている。

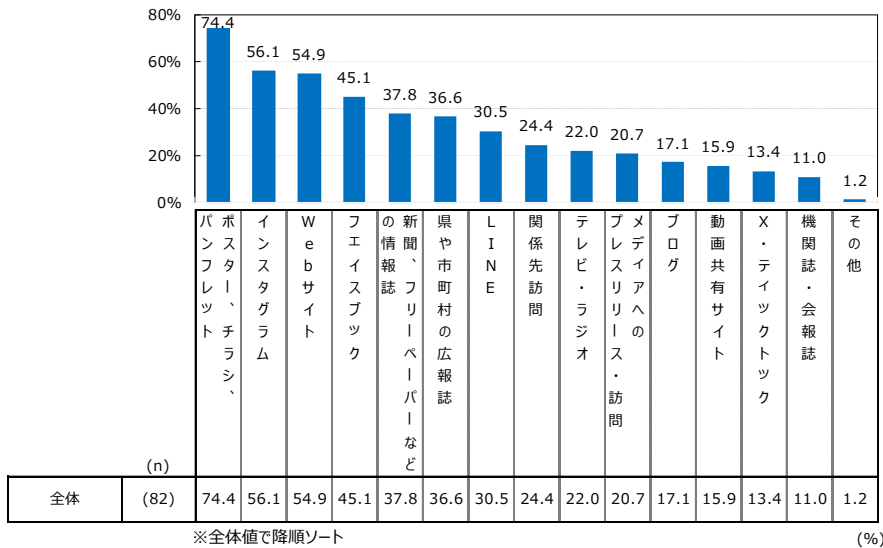


【その他回答 (抜粋)】

- ・「赤外線難聴者ユニット」の貸出し
- ・バリアフリー研修への参加
- ・料金減免

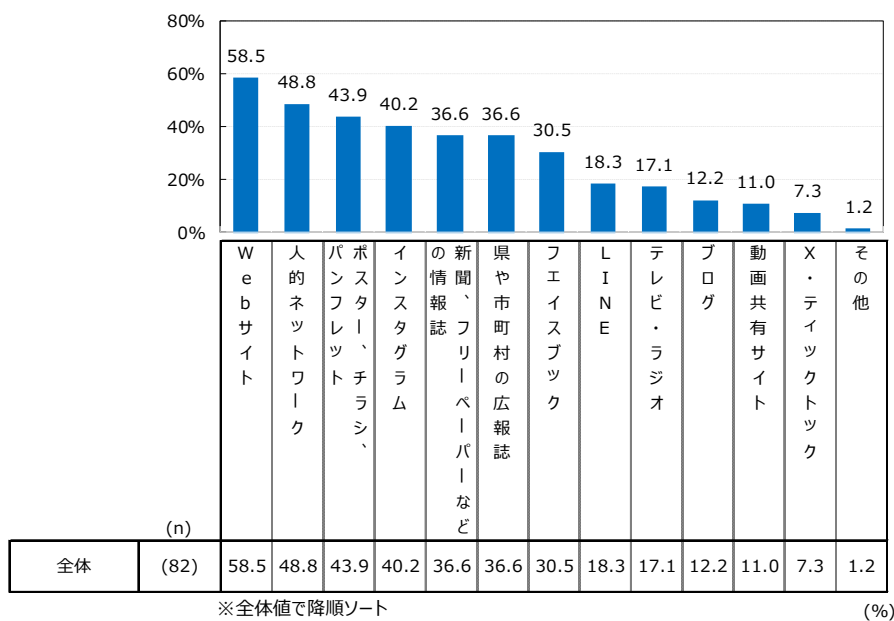
問 16 どのような媒体を活用して情報発信していますか。(いくつでも)

- 情報発信に活用している媒体は、「ポスター、チラシ、パンフレット」が74.4%と最も高く、「Instagram」56.1%、「Web サイト」54.9%、「フェイスブック」45.1%といったオンライン媒体が続く。



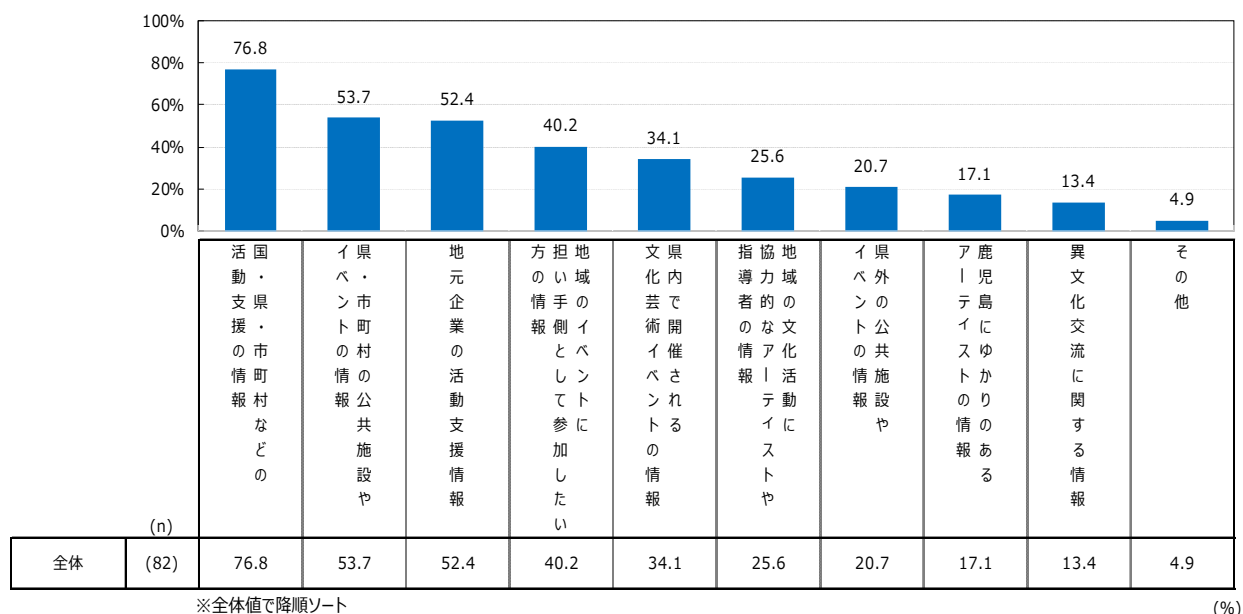
問 17 活動に必要な情報（練習や発表の場、交流の機会など）をどのような媒体から得ていますか。(いくつでも)。

- 情報収集媒体は、「Web サイト」が58.5%と最も高く、「人的ネットワーク」「ポスター、チラシ、パンフレット」「Instagram」が4割台が続く。「県や市町村の広報誌」は情報発信、情報収集ともに4割弱が活用している。



問 18 活動する際、どのような情報がほしいですか。(いくつでも)

- 活動する際にほしい情報として、「国・県・市町村などの活動支援の情報」が76.8%と最も高く、「県・市町村の公共施設やイベントの情報」が53.7%で続き、行政の支援や情報への要望が高い。

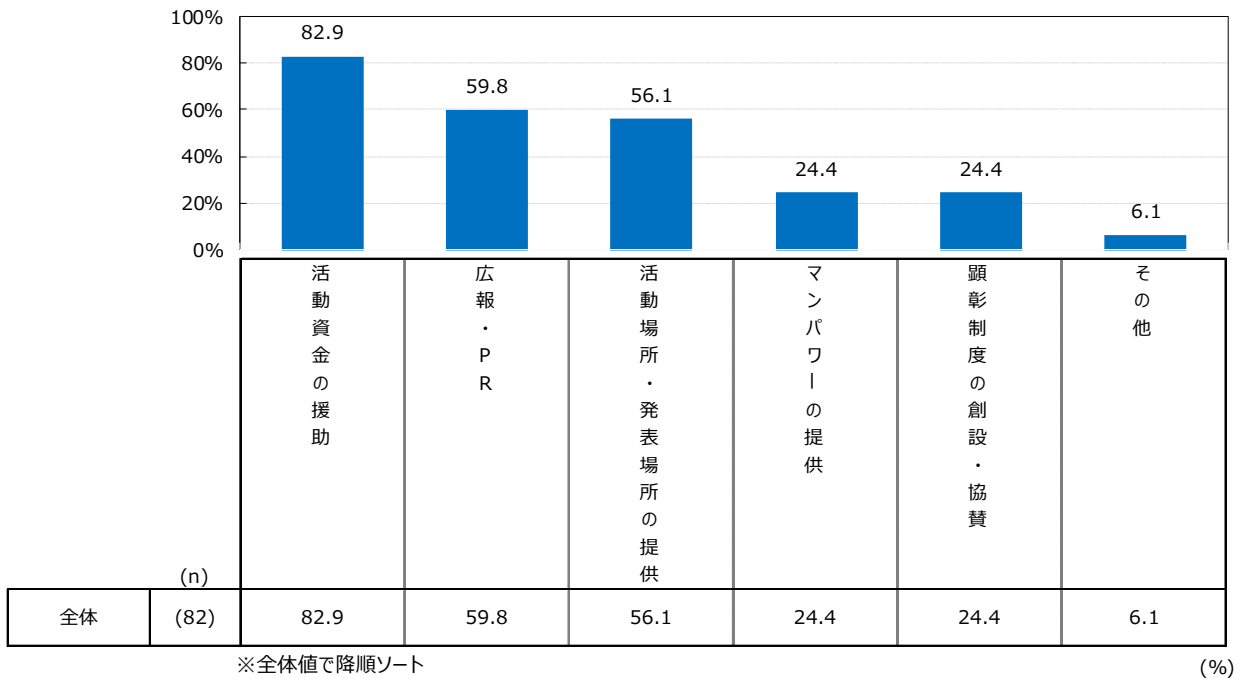


【その他回答 (抜粋)】

- ・海外との協力情報 (日本文化の発信を受け取ってくれる団体や、他国の文化を紹介して、アートを通して文化交流したい。)
- ・地方の公共施設や、招聘する側の組織や団体と、舞台芸術を提供できる団体を繋いでほしい。

問 19 貴団体が民間企業等に期待する支援はどのようなことですか。(いくつでも)。

- 民間企業等に期待する支援として、「活動資金の援助」が 82.9%と最も高く、「広報・PR」「活動場所・発表場所の提供」が5割台で続く。

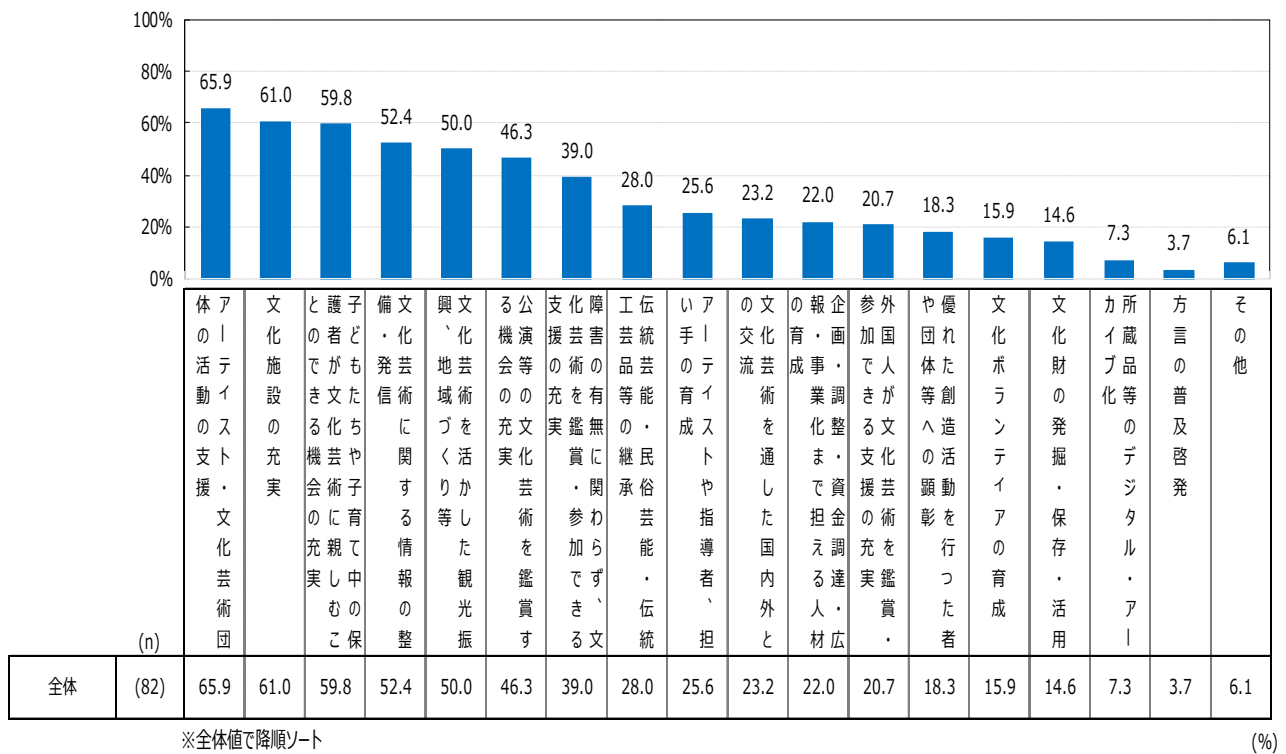


【その他回答 (抜粋)】

- ・子どもたちの作品を期間限定のパッケージにするなどの共作を企業としたい。
- ・街に対して還元するための仕組みを共に考える対等な関係性
- ・芸術文化活動の社員への福利厚生利用

問 20 鹿児島県の文化芸術を振興するために行政（県・市町村）が積極的に取り組むべきこととはどのようなことだと思いますか。（いくつでも）。

■ 行政が積極的に取り組むべきこととして、「アーティスト・文化芸術団体の活動の支援」が65.9%と最も高く、次いで「文化施設の充実」「子どもたちや子育て中の保護者が文化芸術に親しむことのできる機会の充実」「文化芸術に関する情報の整備・発信」「文化芸術を活かした観光振興、地域づくり等」が上位。



【その他回答（抜粋）】

- ・ NFT※などの新しい技術の促進や行っている団体への助成
 - ・ 僻地における文化芸術に触れる機会の充実
- ※ 非代替性トークン、唯一無二のデジタルデータ

問 21 活動に際しての御意見等がございましたら御記入ください。(自由記述)

(以下抜粋)

【補助金・活動資金】

- ・学校から芸術鑑賞教室等のご依頼をいただくことが多いが、特に小規模校などは予算が少ない。提供したいプログラムの規模を縮小しないといけない。(演奏人数や内容等)どのような規模の学校でも、子どもたちが芸術に親しむ機会は平等であるべきだと感じる。
- ・備品購入に関しての補助金がなく困っている。

【文化施設の充実】

- ・ホールのバリアフリーを充実させてほしい。近年、補修などの工事のためホール利用ができないことも多く不便を感じている。文化芸術を披露するためのホールがもう少し増えてほしい。
- ・鹿児島市及び近郊に演奏発表のできるホール数が少なすぎて、一年前に時期によっては高競争率の抽選で決めるなど、発表の機会が制限される現状がある。600～1000人規模の、音響の良いホールがあと2～3カ所くらいほしい。

【発表機会の充実】

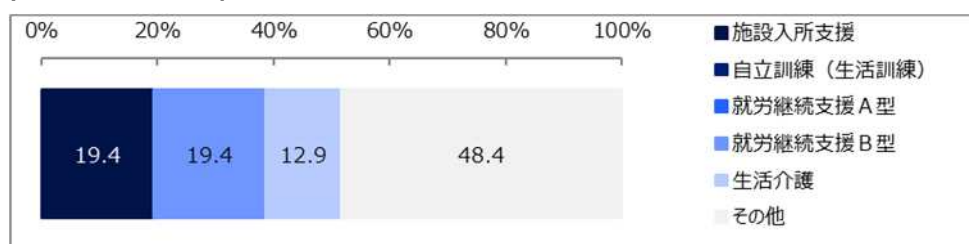
- ・地元新聞社などは現在イベントや公募展の廃止が加速している。新規の参加参入者や文化芸術の振興は人材確保が急務。発表の場を作り、参加するという生きがい作りに行政の皆さんの力添えが必要な時代が来ている。
- ・活動団体への県イベント事業参画制度。助成金納付による返済を前提とした活動資金融資

集計結果（障害者団体）

テーマ	「文化芸術の振興」に関するアンケート調査
調査対象者	県内障害福祉サービス事業所
調査対象者数	100 団体
回答者数	31 団体（31.0%）
調査時期	令和7年9月～10月

1. 事業所の概要等

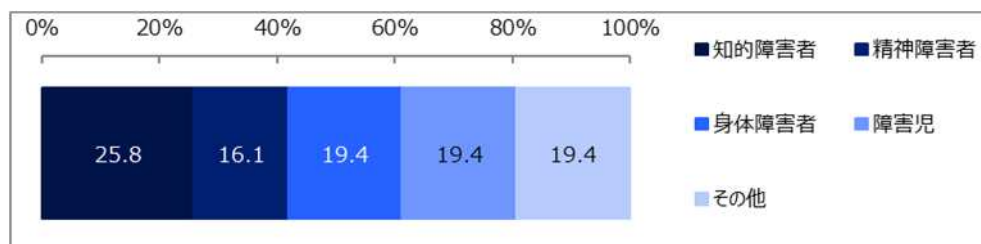
問1 サービス種別



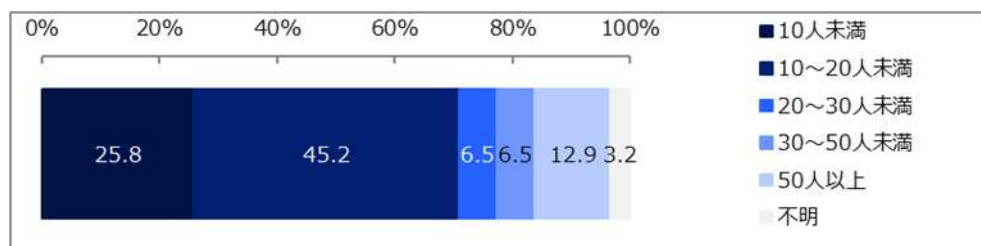
【その他回答（抜粋）】

- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 訪問介護

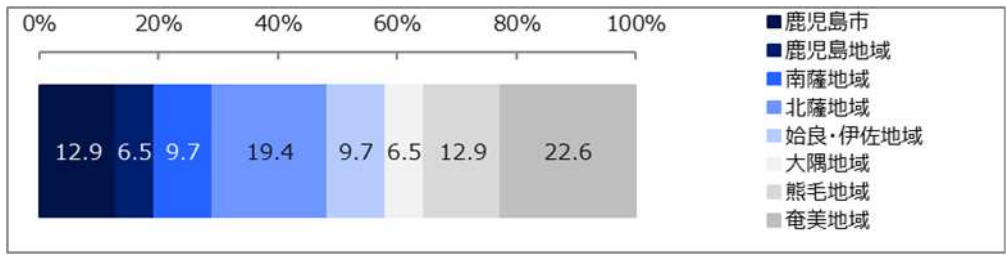
問2 専門の障害種別



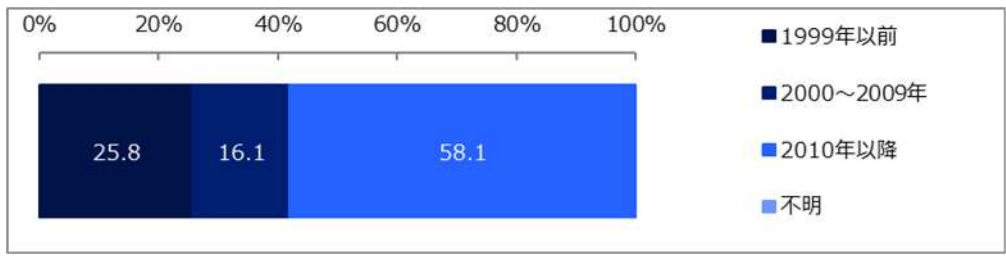
問3 利用定員



問4 所在地域



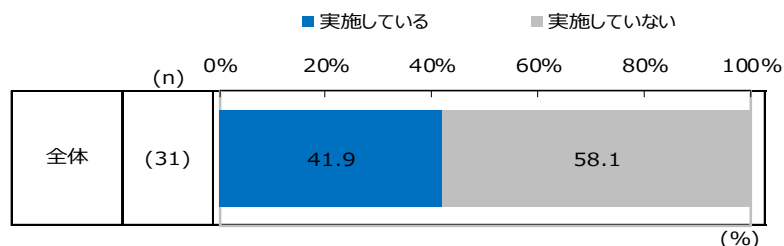
問5 設立年



2. 団体の活動状況

問6 貴事業所では文化芸術活動を実施していますか。

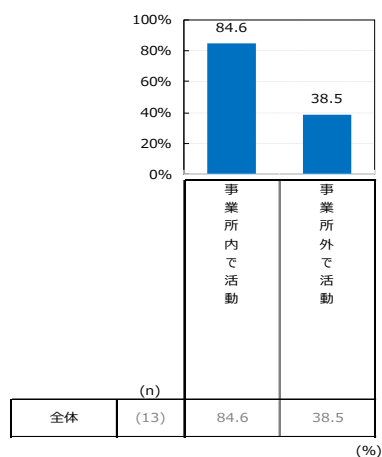
■ 文化芸術活動を行っているのは41.9%



(問6で「実施している」と答えた方に)

問7 文化芸術活動はどこで実施していますか。(いくつでも)。

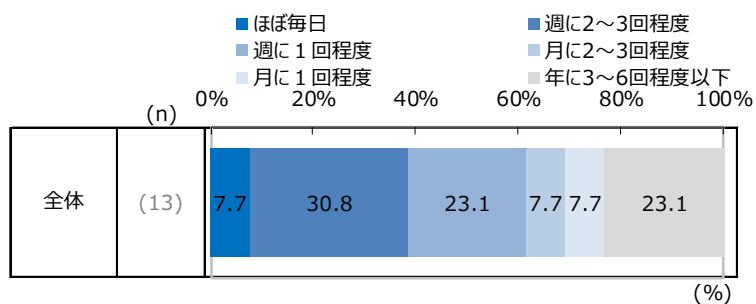
■ 実施場所では、「事業所内で活動」が主流



(問6で「実施している」と答えた方に)

問8 文化芸術活動の活動の頻度

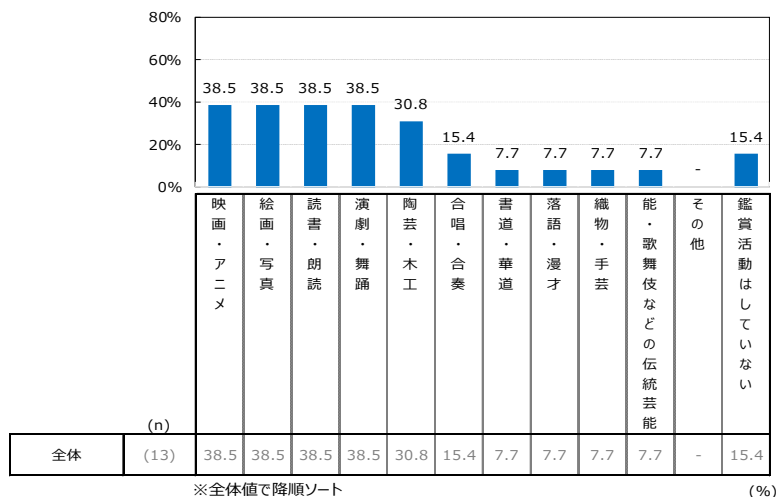
■ 活動頻度は週に1回以上が6割を超える。



(問6で「実施している」と答えた方に)

問9 鑑賞活動をしている分野(いくつでも)

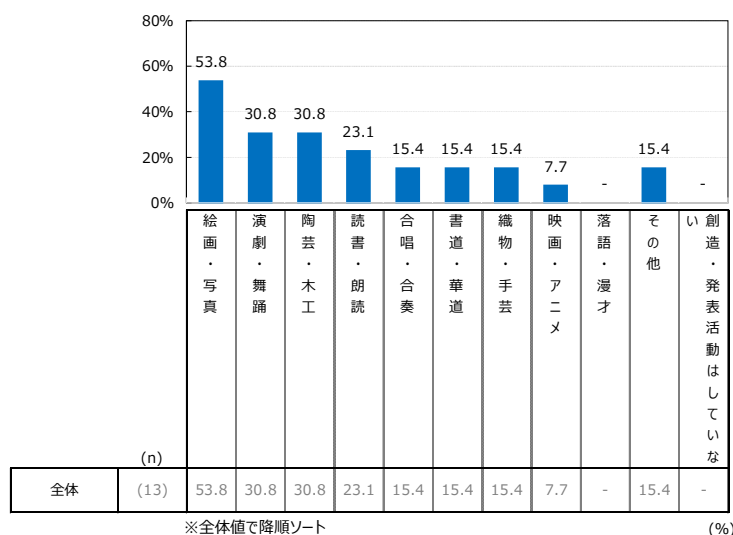
- 文化芸術活動実施事業所の8割以上が鑑賞活動をしており(「鑑賞活動はしていない」15.4%)、その分野は「映画・アニメ」「絵画・写真」「読書・朗読」「演劇・舞踊」が4割弱と多い。



(問6で「実施している」と答えた方に)

問10 創造(創作)・発表活動をしている分野

- 文化芸術活動実施事業所の全数が創造・発表活動をしており(「創造・発表活動はしていない」0.0%)、その分野は「絵画・写真」がトップ。



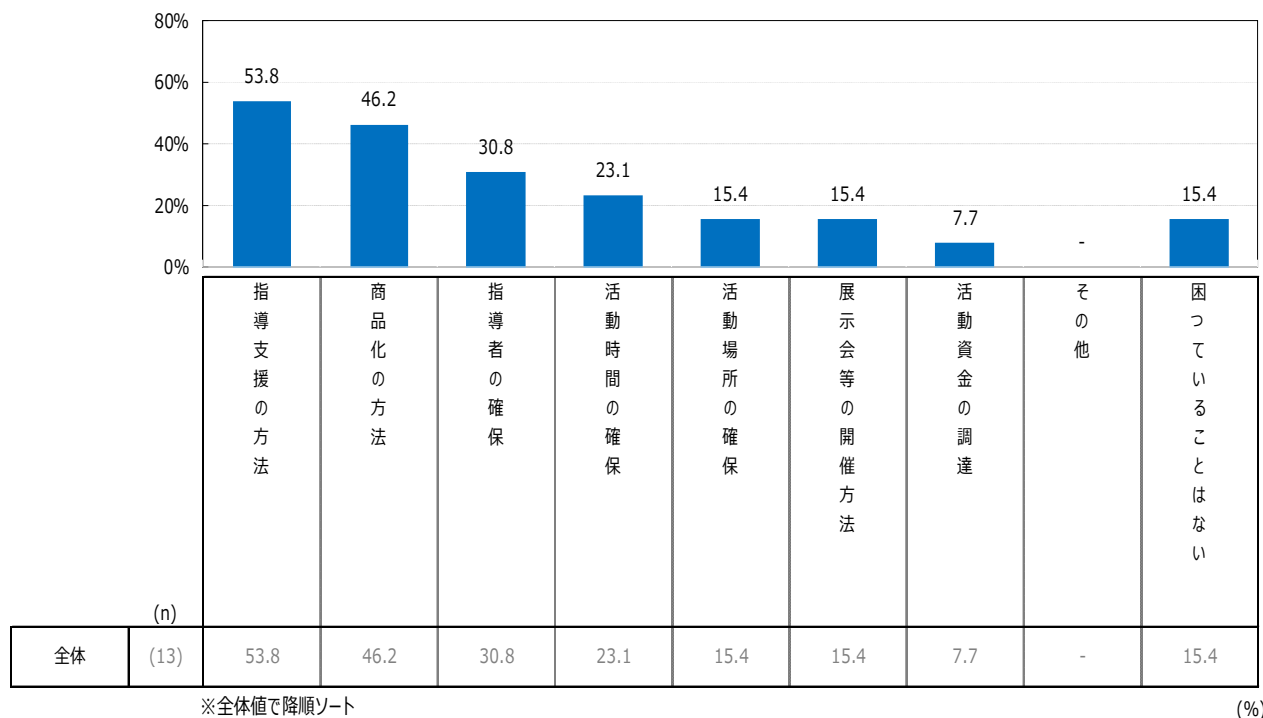
【その他回答(抜粋)】

- ・工作

(問6で「実施している」と答えた方に)

問 11 貴事業所が障害を持っている方を対象とした、文化芸術活動を実施するにあたって困っていることは何ですか。(いくつでも)

- 文化芸術活動実施事業所の大半が困っていることがあるとしており(「困っていることはない」15.4%)、「指導支援の方法」が53.8%と最も高く、次いで「商品化の方法」「指導者の確保」が困っていることの上位で、指導に関する事柄が上位を占める。



(問6で「実施している」と答えた方に)

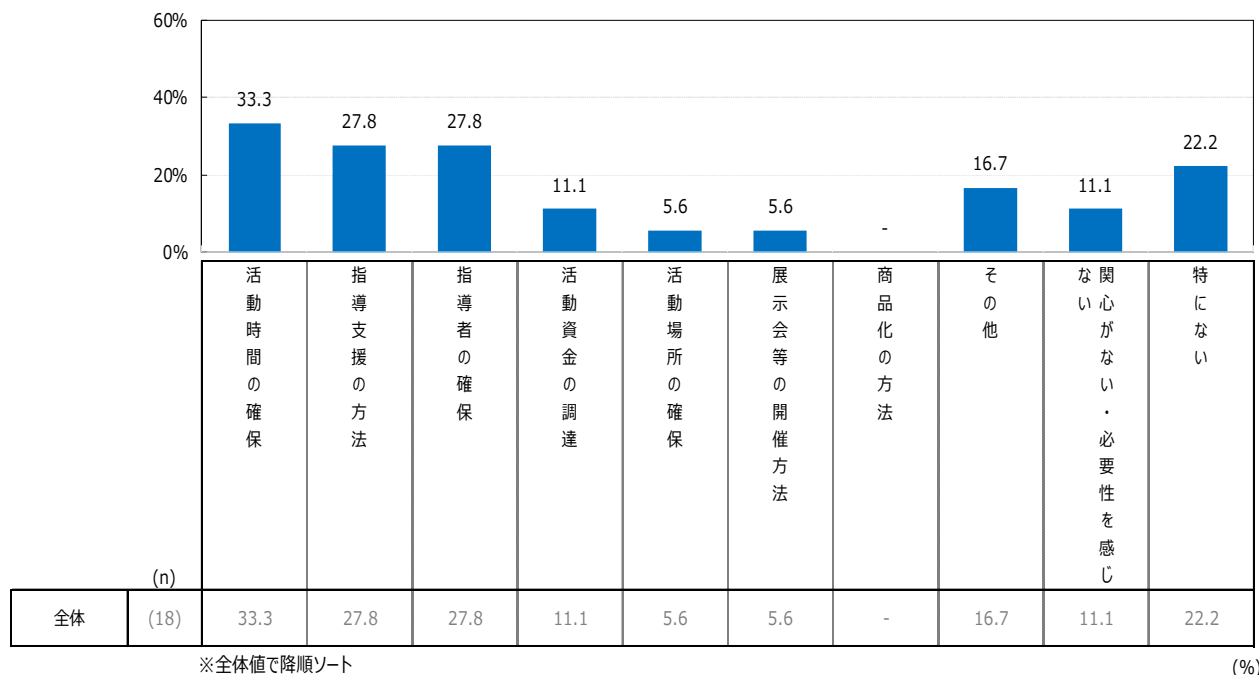
問 12 活動に際しての御意見等がございましたら御記入ください。(自由記述)

無回答及び「特になし」のみ

(問6で「実施していない」と答えた方に)

問13 障害を持っている方を対象とした、文化芸術活動について、実施していない理由は何ですか。(いくつでも)

- 文化芸術活動の非実施理由は、「活動時間の確保」が33.3%と最も高く、「指導支援の方法」「指導者の確保」など、実施層の困っている事柄と同様に指導に関する項目が上位を占める。

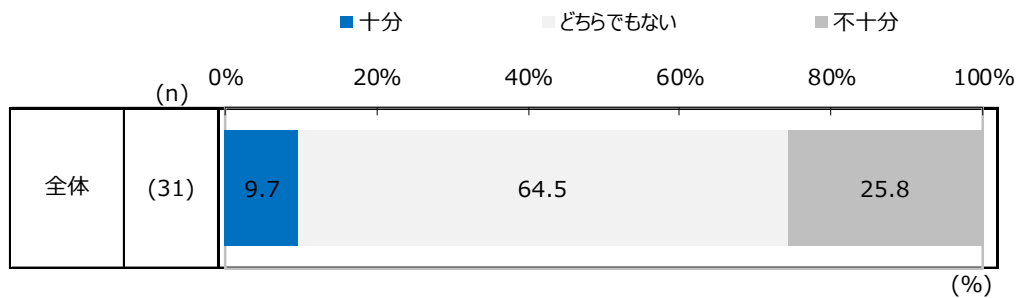


【その他回答 (抜粋)】

- ・日常生活練習を中心に行っているから。
- ・訪問介護では関与できない。

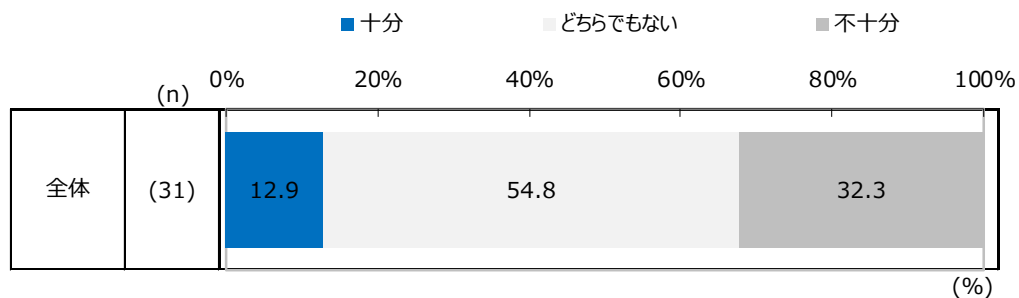
問 14 県内で障害のある人が文化芸術を鑑賞する機会は十分だと思いますか。

■ 「十分」が1割程度にとどまり、「不十分」が「十分」を上回る。



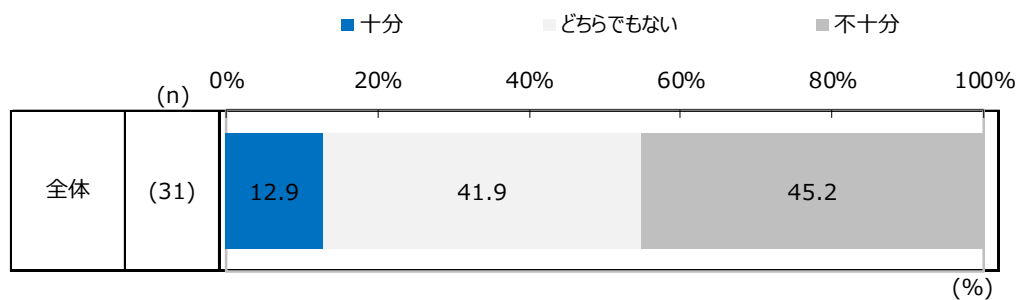
問 15 県内で障害のある人が文化芸術を創造・発表する機会は十分だと思いますか。

■ 「十分」が1割程度にとどまり、「不十分」が「十分」を上回る。



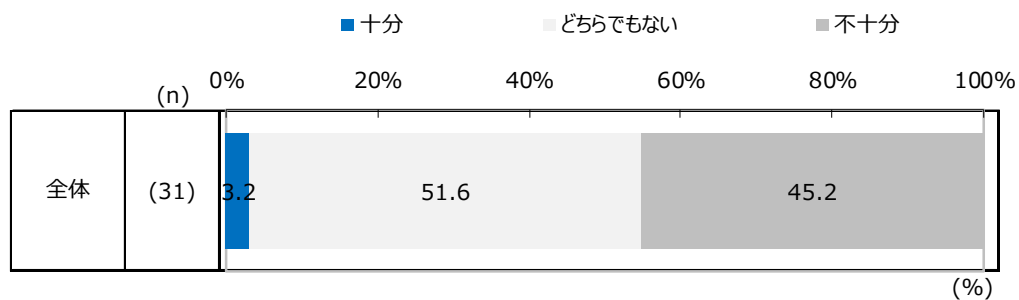
問 16 県内で障害のある人が文化芸術の作品等に関して「販売、公演その他の事業活動」を行う機会は十分だと思いますか。

■ 「十分」は12.9%にとどまり、「不十分」が「十分」を大きく上回る。



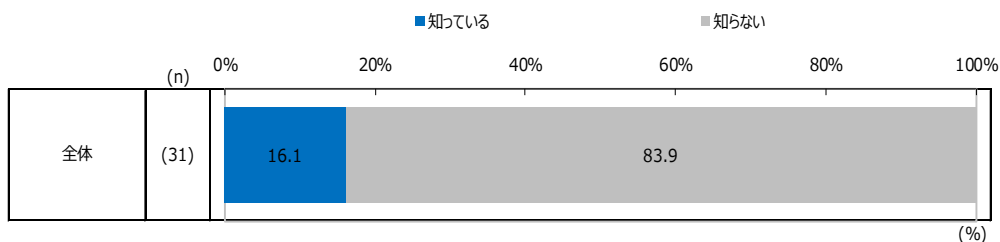
問 17 県内で障害のある人の文化芸術活動についての相談体制の整備や支援者の育成（研修等）に関する施策は十分だと思いますか。

- 相談体制の整備や支援者の育成に関する施策は、「十分」が 3.2%で、「不十分」が「十分」を大きく上回る。



問 18 「鹿児島県障害者芸術文化活動支援センター」が設置されていることを知っていますか。

- 「鹿児島県障害者芸術文化活動支援センター」の認知率は 16.1%にとどまる。



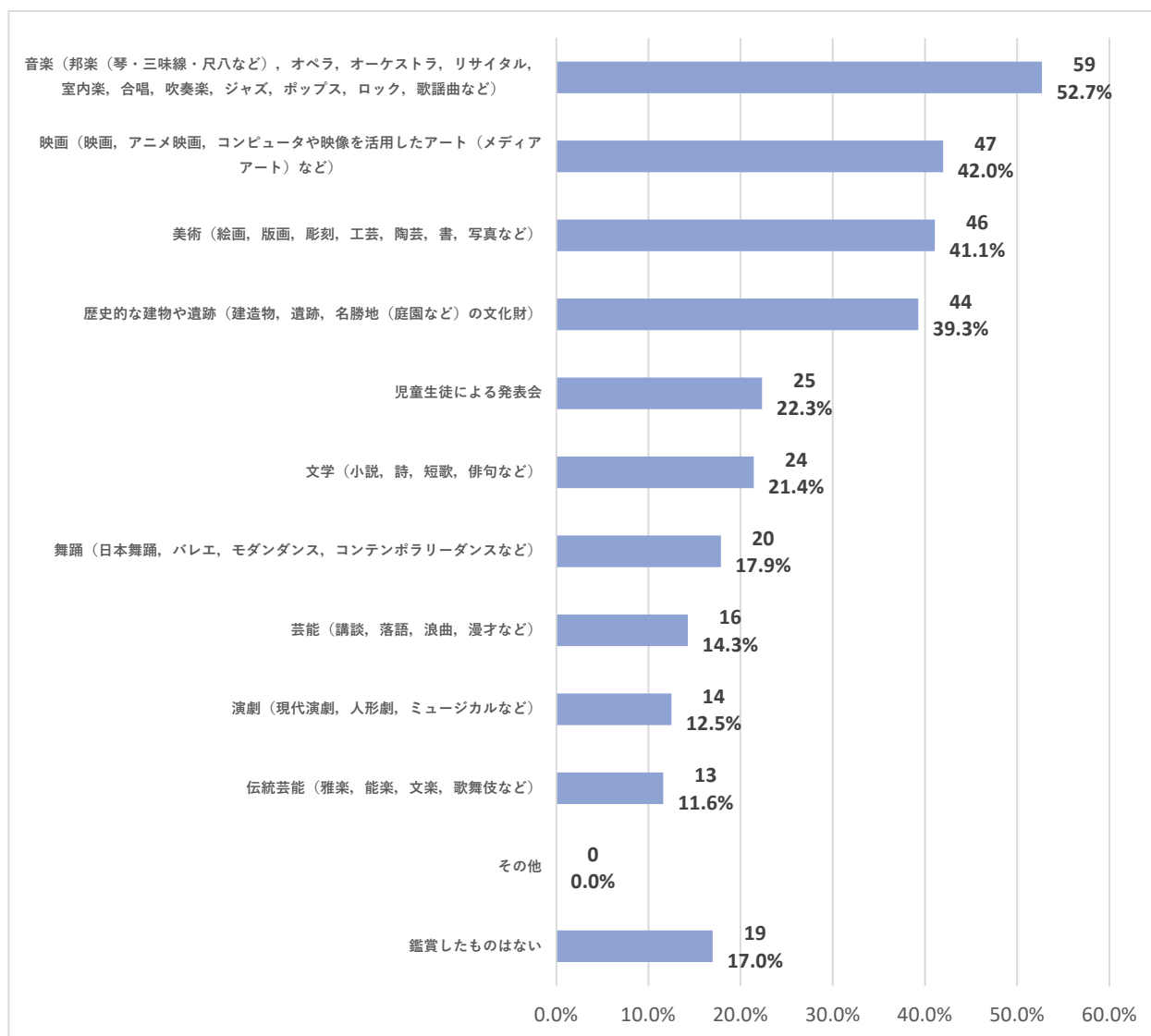
【参考】集計結果（県政モニター）

テーマ	「文化芸術の振興」に関するアンケート調査
調査対象者	県政モニター
調査対象者数	200人
回答者数	112人（56.0%）
調査時期	令和7年7月

（以下抜粋）

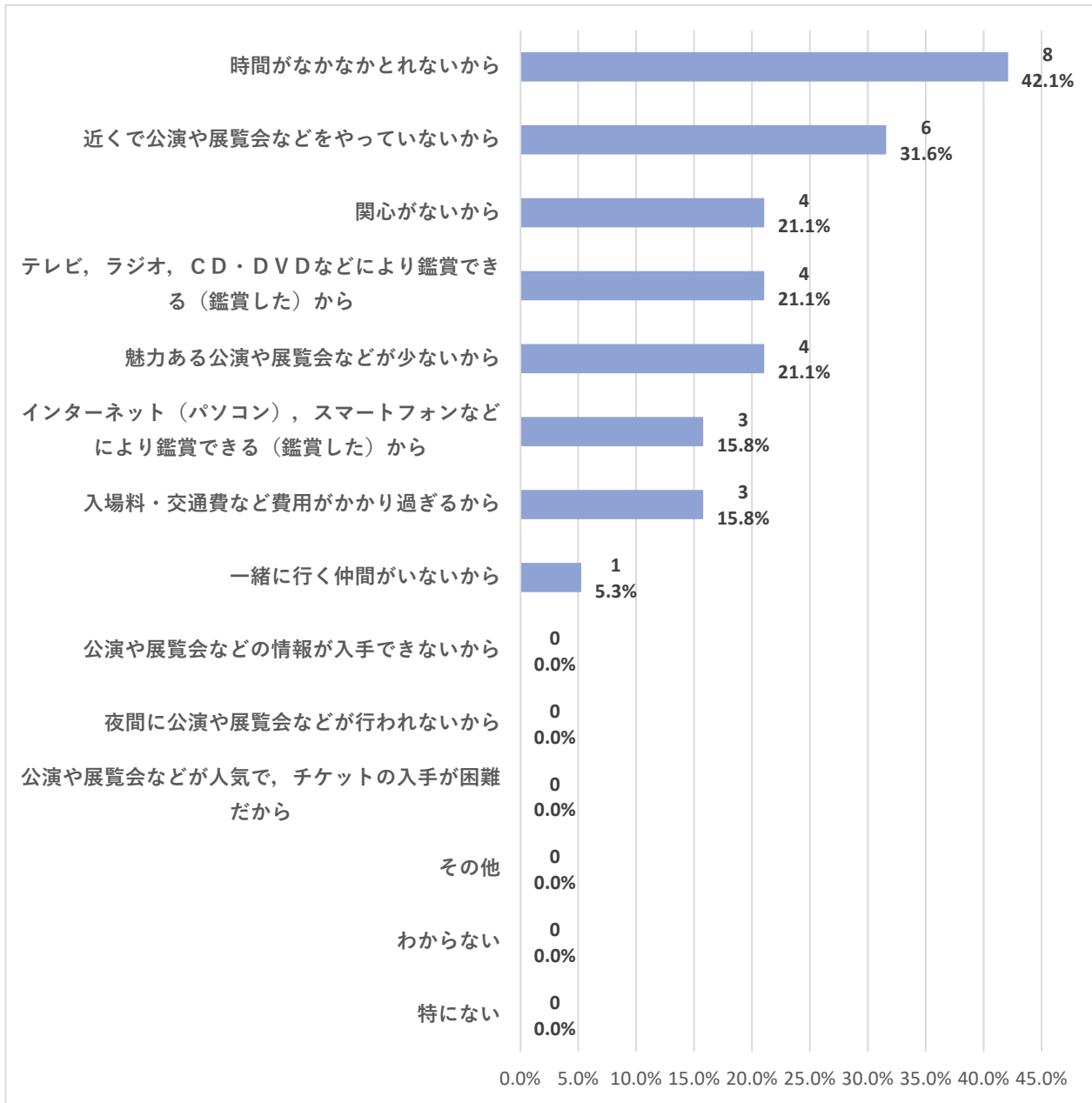
1. 文化芸術の鑑賞活動

- ① あなたは、この1年間に、自宅以外のホール・劇場、映画館、図書館・文学館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞したことはありますか。この中からいくつでもあげてください。



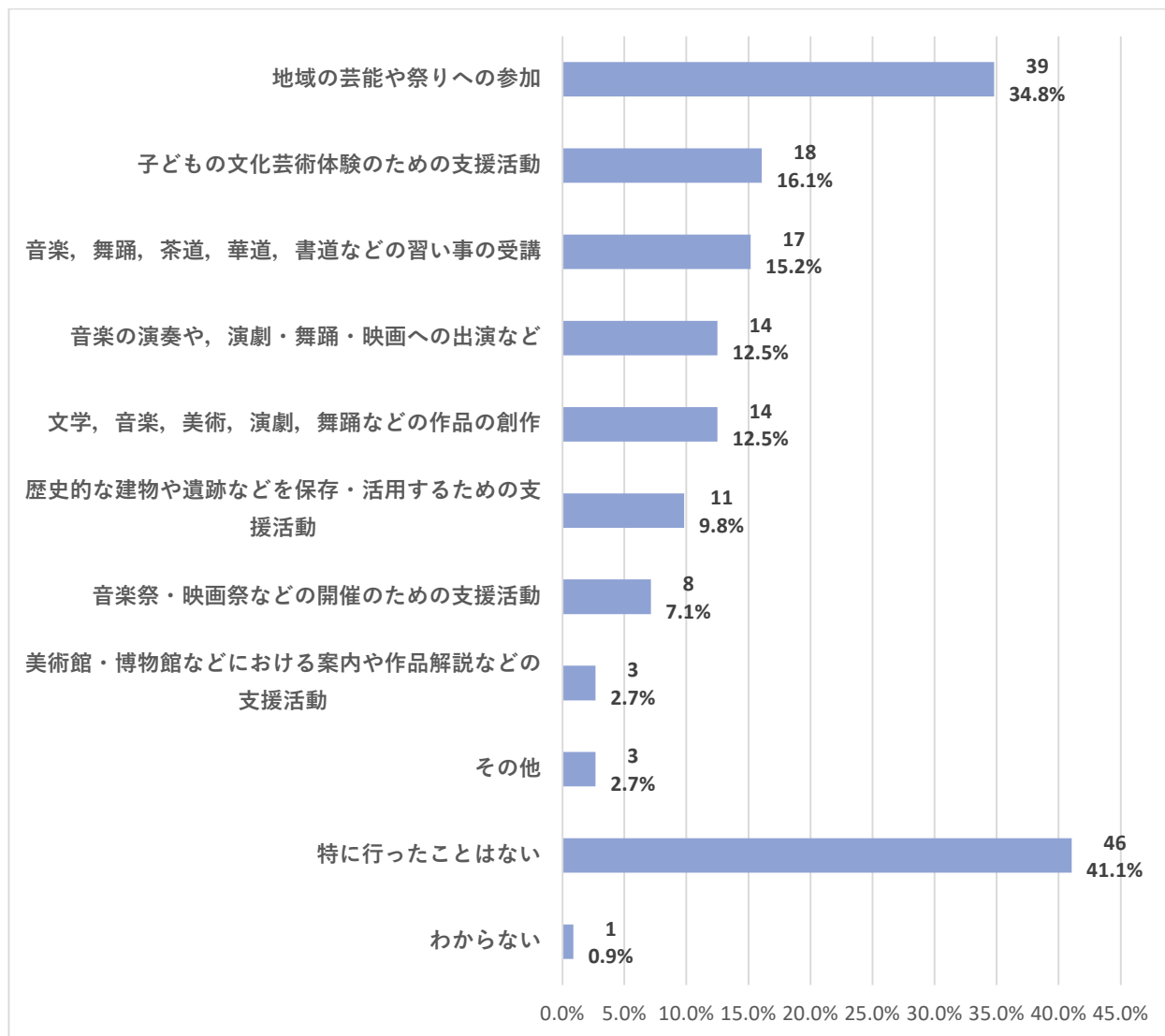
①で「(12) 鑑賞したものはない」と答えた方に)

② では、鑑賞しなかった理由は何ですか。この中からいくつでもあげてください。



2. 文化芸術の創作活動

- ③ 文化芸術に関わる活動は、作品鑑賞だけではなく、自分で作品を創作したり、習い事をしたり、あるいはボランティアとしてこれらの活動を支援することなどがあります。あなたは、この1年間に、この中にあるような文化芸術に関わる活動をしたことはありますか。いくつでもあげてください。

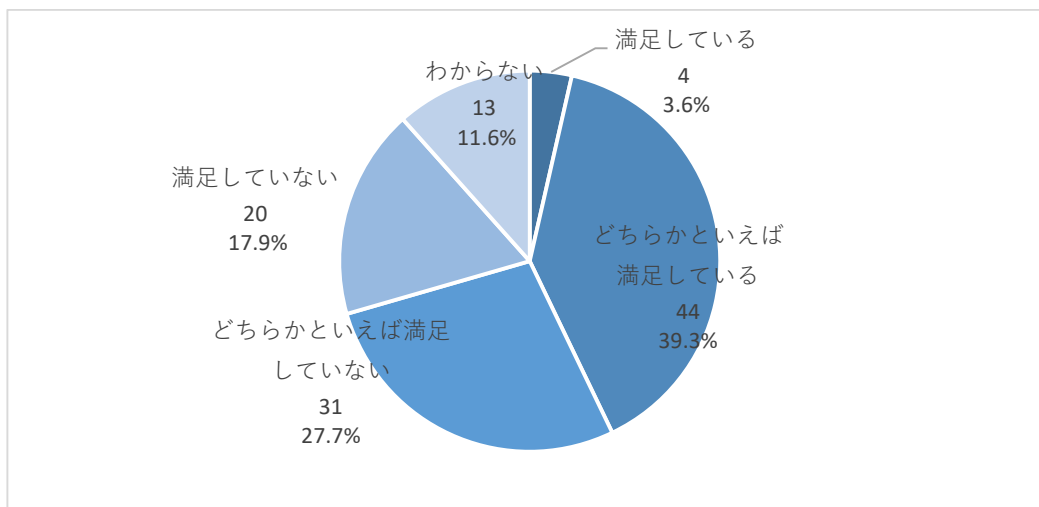


【その他回答（抜粋）】

- ・暗記した物語の披露
- ・ボランティア活動の中で、音楽家を呼び演奏してもらった。

3. 地域の文化的環境

- ④ あなたは、文化芸術を鑑賞したり習い事をしたりする機会や文化財・伝統的まちなみの保存・整備など、お住まいの地域での文化的な環境に満足していますか。この中から1つだけお答えください。



- ⑤ そのほか、本県の文化芸術の振興に関して、御意見等があればお聞かせください。（自由記述）

（以下抜粋）

【文化事業の充実】

- ・観光事業とのタイアップ、拠点づくり（鹿児島市、男性、70歳以上）
- ・子どもができてから映画鑑賞、読書する時間なども減ってしまった。時間的にも、子どもと一緒にだったらゆっくり見られないし行けないと諦めることも多い。鑑賞施設や文化施設に、親の鑑賞中、子どもを見てくれたり、子どもと一緒に鑑賞することを推奨する環境が整っていると、もっと助かるし行きやすい。駐車場が近い、広いなども助かる。（南薩地域、女性、30歳代）

【子どもが文化芸術に親しむ機会の充実】

- ・一流のアーティストと鹿児島の子どもが触れる機会を増やすべきでは。（北薩地域、男性、60歳代）
- ・学校教育の現場でもっと芸術に関わる機会を増やしてほしい。（大隅地域、男性、60歳代）

<県有文化施設のご案内>

- **鹿児島県歴史・美術センター黎明館**
所在地：鹿児島市城山町7番2号
電話：099-222-5100 HP：<https://www.pref.kagoshima.jp/reimeikan/>

- **霧島国際音楽ホール「みやまコンセール」**
所在地：霧島市牧園町高千穂3311-29
電話：0995-78-8000 HP：<https://miyama-conseru.or.jp>

- **霧島アートの森**
所在地：姶良郡湧水町木場6340番地220
電話：0995-74-5945 HP：<https://open-air-museum.org>

- **宝山ホール（鹿児島県文化センター）**
所在地：鹿児島市山下町5番3号
電話：099-223-4221 HP：<https://www.houzanhall.com>

- **鹿児島県立博物館**
所在地：鹿児島市城山町1番1号
電話：099-223-6050 HP：<https://www.pref.kagoshima.jp/hakubutsukan/>

- **上野原縄文の森**
所在地：霧島市国分上野原縄文の森1番1号
電話：0995-48-5701 HP：<https://www.jomon-no-mori.jp>

- **鹿児島県奄美パーク「田中一村記念美術館」**
所在地：奄美市笠利町節田1834
電話：0997-55-2635 HP：<https://amamipark.com/isson>

<鹿児島県の文化・芸術に関する情報（県HP）>

<https://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/bunka/index.html>

<鹿児島県文化芸術情報発信サイト>

<https://www.kago-bunka.pref.kagoshima.jp/>

第2期鹿児島県文化芸術推進基本計画

編集・発行

鹿児島県観光・文化スポーツ部 文化振興課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話 099-286-2537 FAX 099-286-5537

E-mail bunshinka@pref.kagoshima.lg.jp